令和８年 10 月 22 日
第４回当事者検討チーム
資料２（別紙２）

第８期台東区障害福祉計画

（令和９年度～令和 11 年度）

中間のまとめ（案）

令和８年１０月

台東区



台東区民憲章

あしたへ

江戸の昔、「花の雲　鐘は上野か　浅草か」と詠まれたわたくしたちのまち台東区には、磨き抜かれた匠の技や気さくで人情あふれる暮らしが、今もあちらこちらに息づいています。

わたくしたちは、先人が築いてきた文化や環境を大切にして、伸びゆく住みよいまちを目指し、この憲章を定めます。

たからものを　うけつぎ　こころゆたかな　まちにします

おもてなしの　えがおで　にぎやかな　まちにします

おもいやり　ささえあい　あたたかな　まちにします

みどりを　いつくしみ　さわやかな　まちにします

いきがいを　はぐくんで　すこやかな　まちにします



（平成 18 年 12 月 14 日 告示 第 688 号）

目　次

第１章 計画の策定にあたって 1

１ 計画策定の背景と趣旨 1
２ 障害者支援に関する近年の国の政策動向について 3
３ 計画の位置づけと各種計画との関係 7
４ 計画の期間 8
５ 計画の構成 8
６ 計画の策定体制 10
７ ＳＤＧｓの達成に向けて 11
８ 第７期台東区障害福祉計画における主な取り組みの達成状況 12

第２章 障害者の状況 14

１ 障害者数 14
２ 各種施策の利用状況 18

第３章 障害者施策推進の基本的な考え方 35

１ 基本理念 35
２ 計画の目標 36
３ 計画の体系 38

第４章 障害者施策推進の課題と取り組み 39

１ 施策の方向性と施策の体系 39
基本目標Ⅰ　共生社会実現に向けた取り組みの推進 52
施策の方向性１　障害への理解及び差別解消の推進 52
施策の方向性２　情報アクセシビリティの向上及び障害者の意思疎通支援の充実 . 59
施策の方向性３　誰もが平等に参加できる社会の推進 69
施策の方向性４　防災・安全・バリアフリーのまちづくり 77
基本目標Ⅱ　地域生活支援の充実 86
施策の方向性５　相談支援の充実 86
施策の方向性６　障害者や家族を支える障害特性に応じた多様なサービス提供体制の整備. 99
施策の方向性７　障害福祉人材の確保・育成・定着の支援充実 112

基本目標Ⅲ　障害児支援の充実 120
施策の方向性８　成長段階に応じた切れ目のない支援 120
施策の方向性９　発達障害児の支援体制の強化 131
施策の方向性 10　重症心身障害児及び医療的ケア児への支援の充実..... 138
基本目標Ⅳ　自立や生きがいに結びつく就労支援の充実 141
施策の方向性 11　就労の場と機会の充実..... 141

第５章 成果目標と活動指標 152

１ 第７期障害福祉計画における目標の進捗状況 152
２ 第８期障害福祉計画における目標【成果目標】 160
３ 第８期障害福祉計画における目標　（障害福祉サービス）【活動指標】 171
４ 第８期障害福祉計画における目標　（地域生活支援事業）【活動指標】 184

第６章 計画の推進に向けて 189

１ 計画の推進体制 189
２ ＰＤＣＡサイクルとその実施 190

※「第４章　障害者施策推進の課題と取り組み」
障害者基本法の第 11 条第３項に基づく市町村障害者計画として、障害者の全般に関する施策についての基本的事項を定めるものです。
※「第５章　成果目標と活動指標」
障害者総合支援法の第 88 条に基づく市町村障害福祉計画と児童福祉法の第 33 条の 20 に基づく市町村障害児福祉計画として、福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するための成果目標と活動指標を定めるものです。

本書は、「台東区カラーユニバーサルデザインガイドライン」に基づき、より多くの人に見やすく、読みやすいようにデザインされた書体である「ユニバーサルデザインフォント」を使用しています。また、カラーユニバーサルデザインに配慮し、より多くの人にとって見やすい配色に努めています。

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景と趣旨

我が国においては、平成 17 年に障害者自立支援法が成立し、支援費制度における制度格差が解消されるとともに、障害福祉サービス等の具体的な目標を定める障害福祉計画の策定が義務づけられました。平成 25 年には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に改正され、障害者の範囲に難病等が追加されるとともに、障害支援区分の新設等が盛り込まれました。

一方、国際連合の障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）の批准を目指し、国内法の整備等が進められ、平成 23 年には障害者基本法の改正、平成 25 年には障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の成立及び障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正が行われました。これらの法制度整備等を踏まえ、平成 26 年１月に同条約が批准されました。

本区では平成 16 年３月に障害者基本法に基づき、台東区障害者福祉計画（推進５か年プラン）を策定し、平成 19 年３月には障害者自立支援法に基づき、第１期台東区障害福祉計画を策定しました。平成 21 年度からはこの２つの計画を一体的なものとした台東区障害福祉計画を３年ごとに策定し、施策を推進してまいりました。さらに、平成 30 年度の第５期台東区障害福祉計画からは、児童福祉法の改正に伴い、障害児福祉計画を含めて策定し、施策を推進しています。

令和３年には東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や障害者差別解消法の改正、令和４年には障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）の施行のほか、更なる障害者等の地域生活の支援体制の充実や障害者の就労支援

及び障害者雇用の質の向上の推進等を図るための障害者総合支援法及び関連法の改正が行われ、障害者の権利擁護や社会参加の推進に向けた環境整備が一層進められています。

これらの障害者施策に関する取り組みや関連法の整備、趣旨等を踏まえ、国では令和５年３月に第５次障害者基本計画（令和５年度～令和９年度）を策定し、共生社会の実現に向けた障害者施策の方向性が示されています。

さらに、令和３年に改正された障害者差別解消法が令和６年４月に施行され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。令和７年には手話に関する施策の推進に関する法律（以下「手話施策推進法」という。）が施行され、同年、第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 が開催されました。令和８年には高次脳機能障害者支援法が施行され、障害への理解による共生社会の実現を支える法令の整備が進められています。また、同年、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律（以下「医療的ケア児等支援法の改正」という。）の改正により、医療的ケア児等の支援の拡充が進められています。

こうした中で、多様で重度な障害への対応、障害者の高齢化や親なき後の問題に加え、障害者やその家族を支える福祉人材の不足など、障害福祉を取り巻く環境には依然として課題があり、区が担う役割はより重要なものとなっています。

そのため、本区では第７期台東区障害福祉計画の計画期間が令和８年度末で終了することから、国及び東京都の動向、社会情勢の変化、障害者のニーズ等を踏まえ、更なる障害者施策の推進に向けて新たに第８期台東区障害福祉計画を策定します。

２　障害者支援に関する近年の国の政策動向について

(1)　国の基本計画

第５次障害者基本計画（令和５年度～令和９年度）の概要

基本理念

共生社会の実現に向け、障害者を、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

各論の主な内容

１．差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

●権利擁護の推進、虐待の防止　●障害を理由とする差別の解消の推進

２．安全・安心な生活環境の整備

●住宅の確保　●移動しやすい環境の整備等

●アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進

●障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

３．情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

●情報通信における情報アクセシビリティの向上　●情報提供の充実等

●意思疎通支援の充実　●行政情報のアクセシビリティの向上

４．防災、防犯等の推進

●防災対策の推進　●東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進

●防犯対策の推進　●消費者トラブルの防止及び被害からの救済

５．行政等における配慮の充実

●司法手続等における配慮等　●選挙等における配慮等

●行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等　●国家資格に関する配慮等

６．保健・医療の推進

●保健・医療の適切な提供等　●保健・医療の充実等

●保健・医療の向上に資する研究開発等の推進

●保健・医療を支える人材の育成・確保　●難病に関する保健・医療施策の推進

●障害の原因となる疾病等の予防・治療

７．自立した生活の支援・意思決定支援の推進

●意思決定支援の推進　●相談支援体制の構築

●地域移行支援、在宅サービス等の充実　●障害のあるこどもに対する支援の充実

●障害福祉サービスの質の向上等

●アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進等

●障害福祉を支える人材の育成・確保

８．教育の振興

●インクルーシブ教育システムの推進　●教育環境の整備

●高等教育における障害学生支援の推進　●生涯を通じた多様な学習活動の充実

９．雇用・就業、経済的自立の支援

●総合的な就労支援　●経済的自立の支援

●障害者雇用の促進　●障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

●一般就労が困難な障害者に対する支援

10．文化芸術活動・スポーツ等の振興

●文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

●スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

11．国際社会での協力・連携の推進

●国際社会に向けた情報発信の推進等　●国際的枠組みとの連携の推進

●政府開発援助を通じた国際協力の推進等　●障害者の国際交流等の推進

（2） 関係法の動向

① 障害者差別解消法の施行（令和６年）

令和３年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。この改正障害者差別解消法が令和６年に施行されました。

② 手話に関する施策の推進に関する法律の施行（令和７年）

手話はこれを使用する人にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段です。手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策、手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策を総合的に推進することが規定されました。

③ 高次脳機能障害者支援法の施行（令和８年）

外形上判断しづらく、特性に関する理解が必ずしも十分でない高次脳機能障害への理解を促進するとともに、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を切れ目なく受けられるようにすることが規定されました。

④ 医療的ケア児等支援法の改正（令和８年公布、令和９年施行）

令和３年に制定された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律により、医療的ケア児が保育園や学校へ通いやすくなるなど、18 歳未満の児童に対する必要な支援は徐々に整ってきています。一方で、支援対象の拡大・支援施策の充実等が課題となっており、医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大（同様の支援を必要とする重症心身障害者についても支援対象とする）、レスパイト・就労支援等の支援施策の充実、医療的ケア児支援センターの強化などに対応することが規定されました。

（3） 障害福祉計画の見直しの動向

主なポイント

本計画にあたっては、障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画に係る基本指針（※）が、国から示されています。

（※）障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

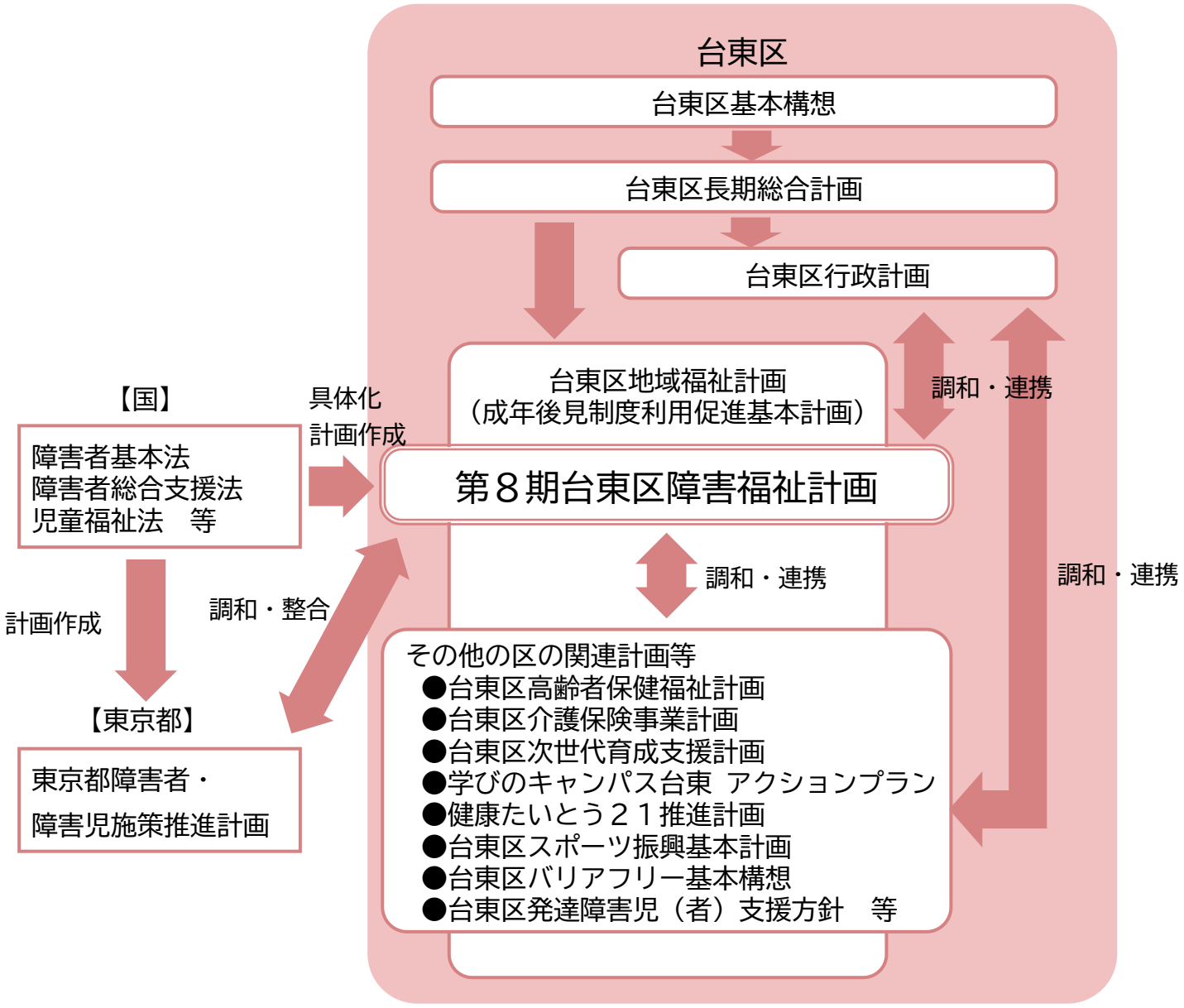
第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
③福祉施設から一般就労への移行等
④障害児支援の提供体制の整備等
⑤地域における相談支援体制の充実強化
⑥障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上
⑦障害福祉サービスの質の確保等
⑧きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
⑨高次脳機能障害者に対する支援
⑩人口減少地域におけるサービスの維持・確保
⑪「地域共生社会」の実現に向けた取組
⑫住宅セーフティネット制度との連携
⑬地域差の是正・指定の在り方等
⑭障害者等に対する虐待の防止等
⑮スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進
⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保

3　計画の位置づけと各種計画との関係

本計画は、障害者基本法で定める市町村障害者計画、障害者総合支援法で定める市町村障害福祉計画（第８期）及び児童福祉法で定める市町村障害児福祉計画（第４期）に相当し、これらを一体的なものとして策定します。

また、本計画は、台東区基本構想、台東区長期総合計画及び台東区地域福祉計画を踏まえるとともに、台東区行政計画等の諸計画と調和・連携する計画とします。



４　計画の期間

計画期間は、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画に係る国の基本指針に基づき、令和９年度から令和 11 年度までの３年間とします。

令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第７期台東区障害福祉計画			第８期台東区障害福祉計画		

５　計画の構成

本計画は、国や都の計画等及び本区における障害者（児）の状況を踏まえ、障害者施策推進の基本的な考え方を示すものです。あわせて、障害者施策推進の課題や取り組みを示します。また、計画の実効性をより高めるため、「成果目標」と「活動指標」を掲げます。

〇成果目標

本計画における成果目標とは、各目的における達成目標を示すものです。国においても、障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき成果目標を設定しており、自治体に対しそれぞれの成果目標を設定するよう示しています。

〇活動指標

本計画における活動指標とは、成果目標の実現に向けて実施する活動の内容です。国は、障害福祉サービス等の提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要なサービス提供量等の見込みを定め、自治体に対しその確保状況の進捗を定期的に分析・評価するよう求めています。

計画の構成

第１章　計画の策定にあたって

●国の政策動向等

第２章　障害者の状況

●本区の障害者の状況

第３章　障害者施策推進の基本的な考え方

●本計画の基本理念

●本計画の基本目標

第４章　障害者施策推進の課題と取り組み

●基本目標の達成に向けた施策の方向性

●施策推進の課題と取り組み、計画事業量

第５章　成果目標と活動指標

●第７期障害福祉計画における目標の達成状況

●第８期障害福祉計画の成果目標（達成目標）

●成果目標の実現に向けて実施する活動の内容（活動指標）

第６章　計画の推進に向けて

●計画の推進体制やＰＤＣＡサイクルの実施

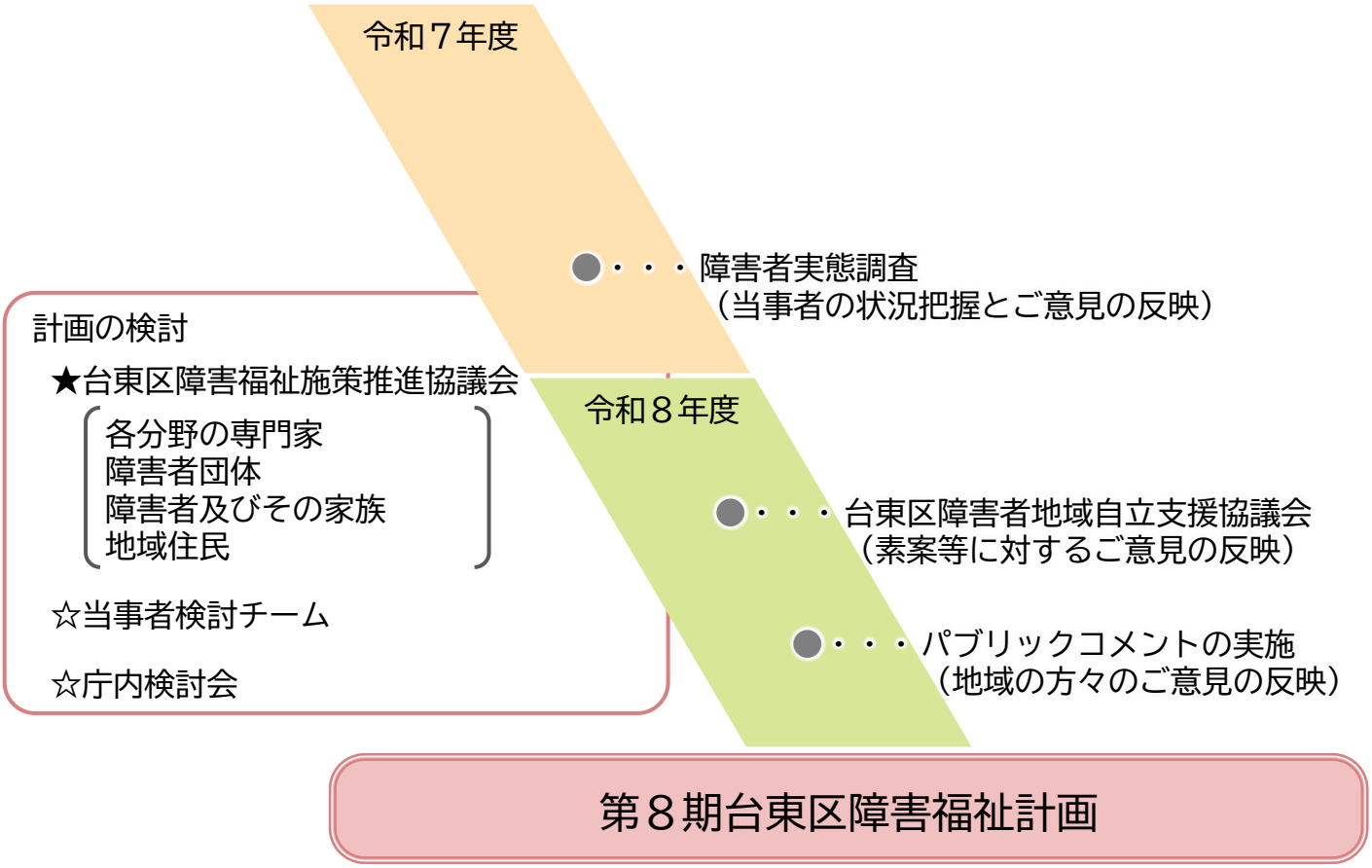
参考資料

６　計画の策定体制

本区では、障害福祉の施策推進のための組織として、台東区障害者福祉施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置し、広く区民や関係者等から意見を伺っています。推進協議会は、福祉・保健・医療・教育・就労の各分野の専門家や障害者団体、障害者及びその家族、地域住民により構成されており、本計画の策定にあたっても、推進協議会での議論を中心に策定を進めました。

また、多岐にわたる障害福祉施策の課題を検討するため、推進協議会の作業部会として、当事者検討チームと庁内検討会を設置するとともに、台東区障害者地域自立支援協議会（以下「地域自立支援協議会」という。）からも意見を伺っています。

加えて、推進協議会への公募委員としての参画や、令和７年度に障害者実態調査、令和８年度に本計画案に対するパブリックコメントを実施するなど、地域の方々からのご意見を伺いながら、検討・審議を行いました。（予定）



7　ＳＤＧｓの達成に向けて

平成27年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、国連加盟国が平成28年から令和12年までの15年間で達成を目指す国際目標として「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」が位置づけられました。ＳＤＧｓでは17の目標と169のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

本計画は、共生社会実現に向けた取り組みの推進、地域生活支援の充実、障害児支援の充実及び自立や生きがいに結びつく就労支援の充実により、誰もが互いに人格と個性を尊重し、ともに支え合いながら、住み慣れた地域で、いきいきと暮らせる社会の実現を目指すものであり、ＳＤＧｓの目標３や目標10と深く関連します。

ＳＤＧｓの目標３「すべての人に健康と福祉を」では、「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」としています。また、目標10「人や国の不平等をなくそう」では、「国内及び各国家間の不平等を是正する」としています。

本区においても、これらの目標の達成に向けて、計画の着実な推進を図ってまいります。



８　第７期台東区障害福祉計画における主な取り組みの達成状況

基本目標	施策の方向性	取り組み内容	令和８年度末までの目標	進捗状況（令和８年度は見込み）
Ⅰ　共生社会実現に向けた取り組みの推進	１　障害への理解及び差別解消の推進	障害者支援セミナー	各年度実施	令和６年度　２回開催 令和７年度　２回開催 令和８年度　２回開催
	２　情報アクセシビリティの向上及び障害者の意思疎通支援の充実	登録手話通訳者の養成人数	各年度 ２人	令和６年度　３人 令和７年度　２人 令和８年度　２人
	３　誰もが平等に参加できる社会の推進	障害者スポーツ（障スポチャレンジ）参加人数	各年度 400 人	令和６年度　337 人 令和７年度　335 人 令和８年度　400 人
	４　防災・安全・バリアフリーのまちづくり	避難行動要支援者に係る個別支援計画の作成	各年度実施	個別支援計画の作成人数 令和６年度　42 人 令和７年度　 9 人 令和８年度　 5 人
Ⅱ　地域生活支援の充実	５　相談支援の充実	相談支援事業所への体制強化支援	各年度実施	人材育成推進事業助成件数 令和６年度　５事業所 令和７年度　５事業所 令和８年度　11 事業所
	６　障害者や家族を支える多様なサービス提供体制の整備	短期入所（ショートステイ）の整備	実施	工事請負の入札不調により、開設予定時期変更（令和９年度の運営開始予定）
		身体障害者グループホームの整備	累計３か所定員 28 人	令和６年度　累計３か所（定員 19 人） 令和７年度　累計３か所（定員 19 人） 令和８年度　累計３か所（定員 19 人） 工事請負の入札不調により、開設予定時期変更（令和９年度の運営開始予定）
		知的障害者グループホームの整備	累計 16 か所定員 86 人	令和６年度　累計 16 か所（定員 86 人） 令和７年度　累計 16 か所（定員 86 人） 令和８年度　累計 16 か所（定員 86 人）
	７　障害福祉人材の確保・育成・定着支援	福祉人材採用活動支援	各年度実施	人材採用活動経費助成件数 令和６年度　19 事業所 令和７年度　28 事業所 令和８年度　18 事業所
		介護職等就職フェア	各年度６回	令和６年度　６回開催 令和７年度　６回開催 令和８年度　６回開催
Ⅲ　障害児支援の充実	８　成長段階に応じた切れ目のない支援	保育所等訪問支援	実施	令和６年度　検討 令和７年度　２人 令和８年度　３人
	９　発達障害児の支援体制の強化	障害児通所支援事業所連絡会	各年度実施	令和６年度　３回開催 令和７年度　３回開催 令和８年度　３回開催
	10　重症心身障害児及び医療的ケア児への支援の充実	コーディネーターの配置	各年度実施	令和６年度　３人 令和７年度　３人 令和８年度　３人
		医療的ケアに対応する事業所への支援	各年度実施	令和６年度　３事業所 令和７年度　３事業所 令和８年度　３事業所

基本目標	施策の方向性	取り組み内容	令和８年度末までの目標	進捗状況（令和８年度は見込み）
Ⅳ 自立や生きがいに結びつく就労支援の充実	11 就労の場と機会の充実	重度障害者等への就労支援	各年度実施	令和６年度　実利用者数１人　延利用回数 19 回 令和７年度　実利用者数２人　延利用回数 198 回 令和８年度　実利用者数２人　延利用回数 238 回
		移動支援の充実	各年度実施	令和６年度　241 人 令和７年度　326 人 令和８年度　313 人

第２章　障害者の状況

１　障害者数

（1）　身体障害者手帳所持者の状況

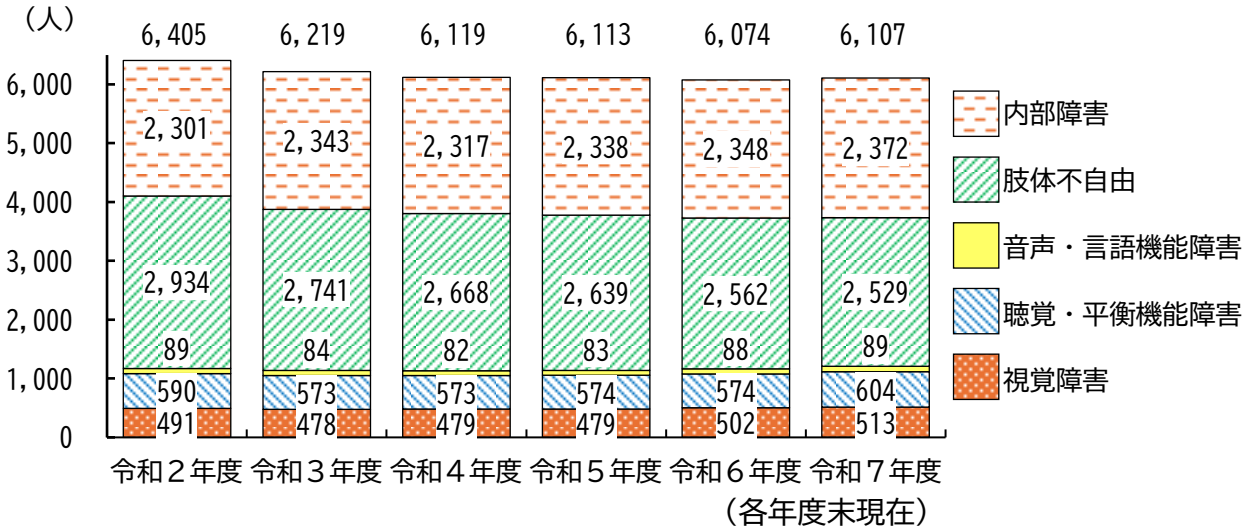
令和７年度末の身体障害者手帳所持者数は 6,107 人で、令和２年度末と比較して 298 人減少しています。障害の種類別にみると、肢体不自由が 41.4%で最も多く、次いで内部障害が 38.8%で、この２つが全体の８割を占めています。

身体障害者手帳所持者の状況

種類別	合計	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害
総数（人）	6,107	513	604	89	2,529	2,372
構成比（%）	100	8.4	9.9	1.5	41.4	38.8
障害児（人）	85	1	12	1	49	22
障害者（人）	6,022	512	592	88	2,480	2,350

（令和７年度末現在）

身体障害者手帳所持者数の障害の種類ごとの推移



（各年度末現在）

（2） 愛の手帳(東京都療育手帳)所持者の状況

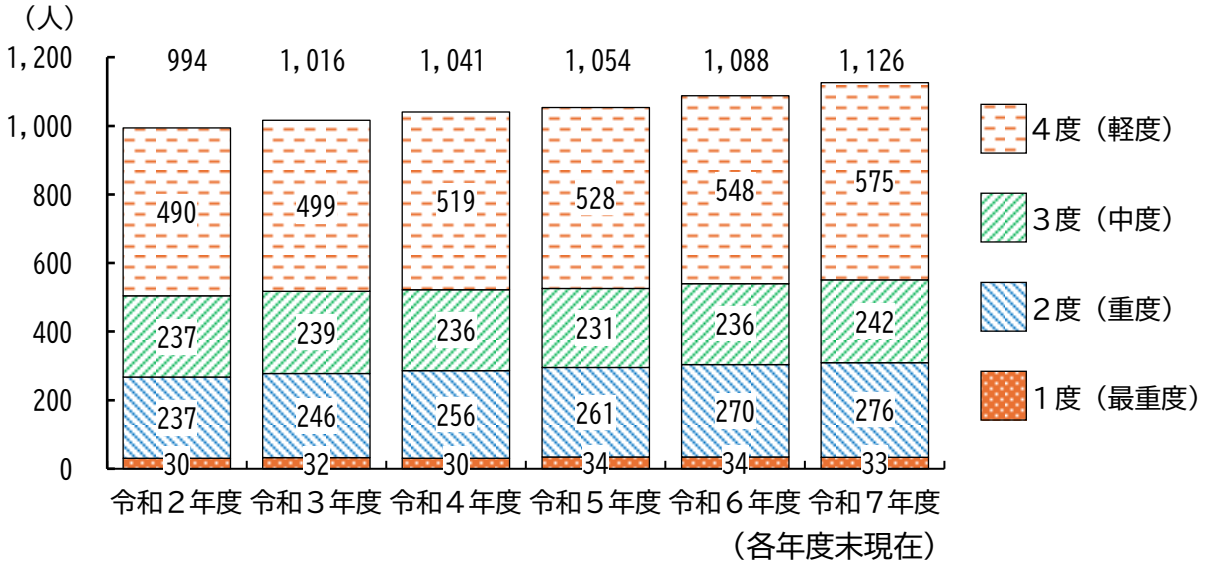
令和７年度末の愛の手帳（東京都療育手帳）所持者数は 1,126 人で、令和２年度末と比較して 132 人増加しています。区分ごとにみると、１度（最重度）及び３度（中度）は横ばいですが、令和２年度末と比較して、２度（重度）は 39 人、４度（軽度）は 85 人の増加となっており、４度（軽度）が全体の約半数を占めています。

愛の手帳（東京都療育手帳）所持者の状況

区分	合計	１度（最重度）	２度（重度）	３度（中度）	４度（軽度）
総数（人）	1,126	33	276	242	575
構成比（%）	100	2.9	24.5	21.5	51.1
障害児（人）	234	3	61	67	103
障害者（18～64 歳）（人）	712	24	188	130	370
障害者（65 歳以上）（人）	180	6	27	45	102

（令和７年度末現在）

愛の手帳（東京都療育手帳）所持者数の区分ごとの推移



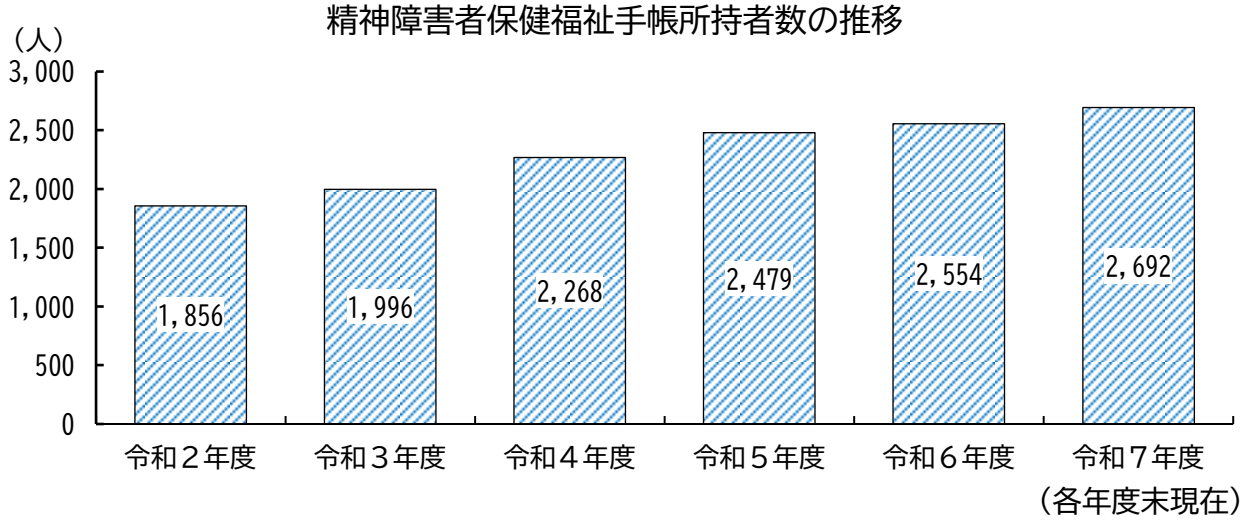
（各年度末現在）

（3） 精神障害者保健福祉手帳所持者等の状況

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和７年度末の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 2,692 人で、令和２年度末と比較して 836 人増加しています。

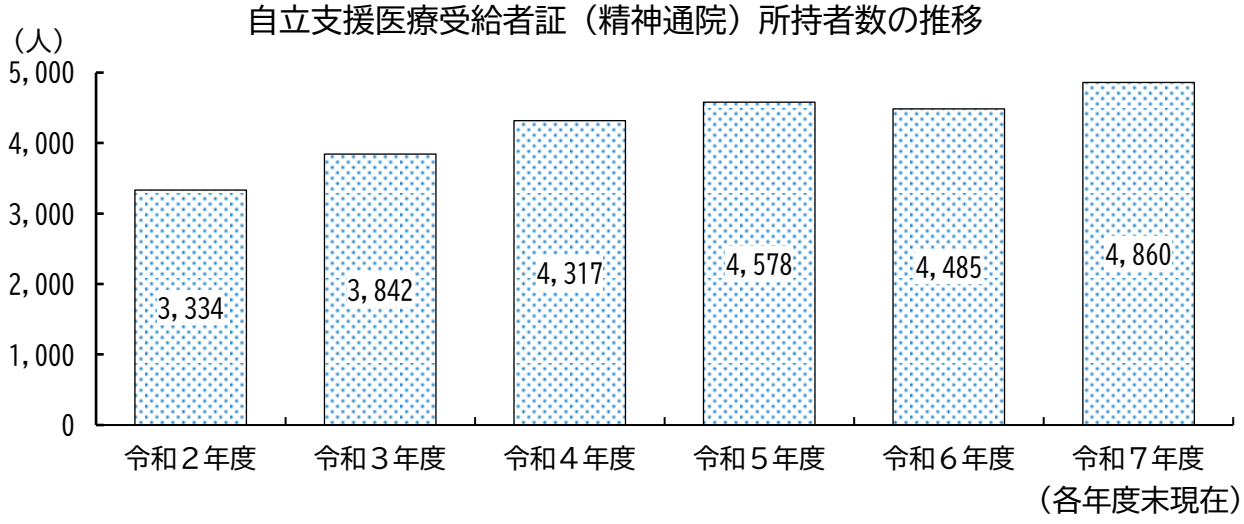
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



② 自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数

令和７年度末の自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数は 4,860 人で、令和２年度末と比較して 1,526 人増加しています。

自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数の推移



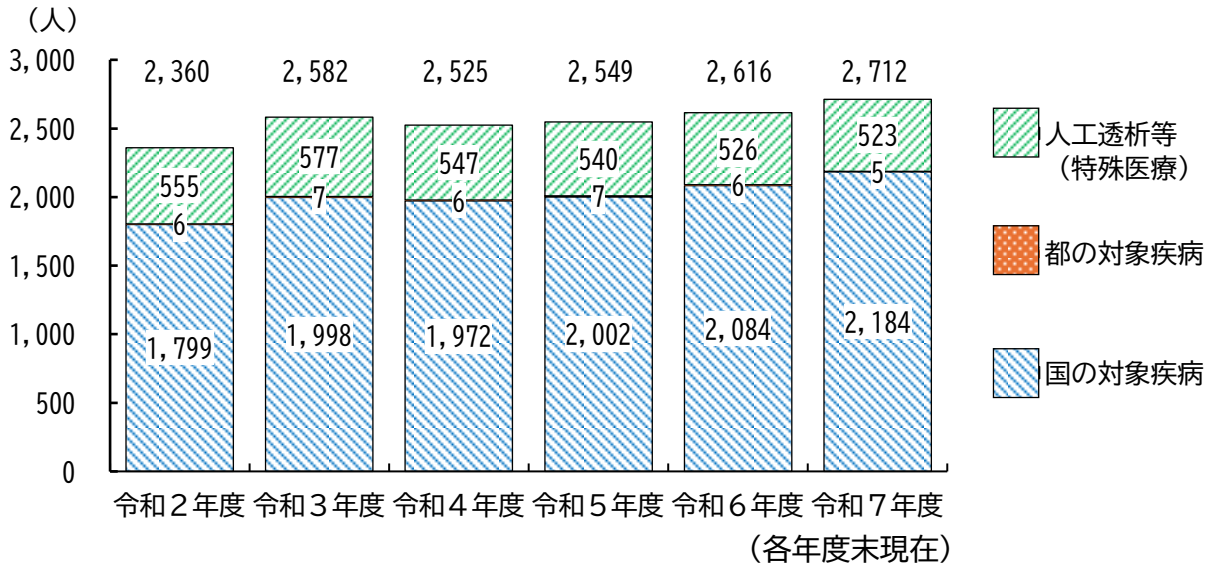
③ 特定医療費（指定難病）受給者証等所持者数

平成 26 年５月に難病法が公布され、平成 27 年１月１日から、新たな難病医療費助成制度が始まりました。制度開始時は、医療費助成の対象疾病（指定難病）として 110 疾病が指定されていましたが、順次拡大され、現在は 348 疾病が医療費助成の対象となっています。

また、東京都においては、本法律に基づく医療費助成のほかに、東京都規則による難病医療費助成を行っており、現在は８疾病（都単独疾病）が医療費助成の対象となっています。

令和７年度末の特定医療費（指定難病）受給者証等所持者数は 2,712 人で、令和２年度末と比較して 352 人増加しています。

特定医療費（指定難病）受給者証等所持者数の推移



２　各種施策の利用状況

(1)　保育･教育･療育の状況

①　教育相談連携訪問回数

単位：回

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
幼稚園・保育園・こども園	9	4	3	9	4	7
小学校	19	19	19	19	19	19
中学校	7	7	7	7	7	7
合計	35	30	29	35	30	33

（各年度末現在）

②　障害児の保育所利用者数

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
身体	14	25	26	28	27	32
知的	110	100	108	155	171	174
その他	0	0	0	0	0	0
合計	124	125	134	183	198	206

（各年度末現在）

③　障害児のこどもクラブ利用者数

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
こどもクラブ数（箇所）	24	24	24	28	28	29
（うち、障害児を受け入れているクラブ数）（箇所）	16	17	16	20	19	22
利用者数（人）	42	43	42	49	53	65

（各年度４月１日現在）

④ 就学相談の状況

単位：件

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
小学校	59	81	90	101	123	120
中学校	17	15	22	19	20	21
合計	76	96	112	120	143	141

（各年度末現在）

⑤ 区立特別支援学級の設置状況

区分			校名	学校数	学級数
特別支援学級	知的障害	小学校	蔵前小学校	4	4
			松葉小学校		2
			金竜小学校		5
			東泉小学校		3
			千束小学校 ※令和９年４月　開設予定		
		中学校	柏葉中学校	2	4
			浅草中学校		2
	自閉症・情緒障害	小学校	石浜小学校	1	1
		中学校	御徒町台東中学校 ※令和９年４月　開設予定		
通級指導学級	難聴・言語	小学校	黒門小学校	1	5
	難聴	中学校	柏葉中学校	1	1
特別支援教室	情緒障害等	小学校	全校 【拠点校】 平成小学校 谷中小学校 大正小学校 東浅草小学校		
		中学校	全校 【拠点校】 御徒町台東中学校 ※令和９年４月 忍岡中学校に変更予定		

（令和８年５月１日現在）

⑥ 区立特別支援学級の児童・生徒数推移

■ 小学校

			令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
特別支援学級	知的障害	（学級数）	7	8	10	11	13	14
		（人数）	47	55	65	78	91	97
	自閉症・情緒障害	（学級数）						1
		（人数）						4
通級指導学級	言語障害	（学級数）	4	4	3	3	4	4
		（人数）	69	64	58	54	63	67
	難聴	（学級数）	1	1	1	1	1	1
		（人数）	6	7	5	6	6	5
特別支援教室	情緒障害等	（人数）	265	272	241	289	304	333
合計		（学級数）	12	13	14	15	18	20
		（人数）	387	398	369	427	464	506

（各年度５月１日現在）

■ 中学校

			令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
特別支援学級	知的障害	（学級数）	5	6	5	6	6	6
		（人数）	36	36	31	37	43	46
通級指導学級	難聴	（学級数）	1	1	1	1	1	1
		（人数）	13	8	9	8	9	11
特別支援教室	情緒障害等	（人数）	62	66	50	54	48	54
合計		（学級数）	6	7	6	7	7	7
		（人数）	111	110	90	99	100	111

（各年度５月１日現在）

⑦ 都立・国立特別支援学校の児童・生徒数

■ 小学校

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
都立・知的	（人数）	38	38	43	47	52	53
都立・肢体	（人数）	16	12	14	13	10	10
都立・聴覚	（人数）	1	1	1	3	4	4
都立・視覚	（人数）	0	0	0	0	0	0
都立・病弱	（人数）	1	1	0	0	0	0
国立・知的	（人数）	2	1	1	1	0	0
国立・肢体	（人数）	0	0	0	0	0	0
国立・聴覚	（人数）	0	0	0	0	0	0
国立・視覚	（人数）	0	0	0	0	0	0
他区立・他都道府県立	（人数）	0	0	0	0	0	0
合計	（人数）	58	53	59	64	66	67

（各年度５月１日現在）

■ 中学校

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
都立・知的	（人数）	21	26	22	23	15	18
都立・肢体	（人数）	5	6	7	8	8	6
都立・聴覚	（人数）	2	2	2	2	2	1
都立・視覚	（人数）	0	0	0	0	0	0
都立・病弱	（人数）	2	1	0	0	0	0
国立・知的	（人数）	1	1	1	0	1	1
国立・肢体	（人数）	0	0	0	0	0	0
国立・聴覚	（人数）	0	0	0	0	0	0
国立・視覚	（人数）	1	1	1	0	0	0
他区立・他都道府県立	（人数）	2	2	2	0	0	0
合計	（人数）	34	39	35	33	26	26

（各年度５月１日現在）

⑧ 区が運営している障害児通所支援事業所の利用状況

■ 松が谷福祉会館こども療育室の利用状況

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
通所児	（人数）	124	123	138	138	161	157
	（延べ通所件数）	3,351	4,543	4,466	4,412	5,077	4,832
相談児	（人数）	310	378	406	422	408	426
	（延べ相談件数）	1,904	2,629	2,743	2,788	2,850	3,430
巡回訪問相談児	（人数）	227	318	365	365	326	272

（各年度末現在）

（2） 障害者の就労状況

① ハローワーク上野管内での障害者の職業紹介状況

■ 身体障害者

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
登録者	（人数）	749	793	824	647	654	628
就業者	（人数）	439	416	431	448	453	446
求職中	（人数）	286	274	295	136	140	149
保留中	（人数）	24	103	98	63	61	33
登録者に占める就労者の率	（%）	58.6	52.5	52.3	69.2	69.3	71.0

（各年度末現在）

■ 知的障害者

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
登録者	（人数）	285	295	298	262	264	258
就業者	（人数）	212	202	200	216	211	212
求職中	（人数）	70	63	69	22	28	28
保留中	（人数）	3	30	29	24	25	18
登録者に占める就労者の率	（%）	74.4	68.5	67.1	82.4	79.9	82.2

（各年度末現在）

■ 精神障害者

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
登録者	（人数）	622	705	812	862	898	842
就業者	（人数）	190	191	216	374	391	420
求職中	（人数）	418	425	510	285	312	311
保留中	（人数）	14	89	86	203	195	111
登録者に占める就労者の率	（%）	30.5	27.1	26.6	43.4	43.5	49.9

（各年度末現在）

② 区が運営している就労支援事業所の利用状況

■ 台東区障害者就労支援室登録者の就労状況

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
登録者	（人数）	321	322	341	365	387	408
延べ就職者	（人数）	19	42	41	31	36	45
延べ離職者	（人数）	7	23	19	21	16	25
就労継続者	（人数）	168	166	184	200	211	218

（各年度末現在）

■ 【参考】就職者の障害内訳

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
身体障害者	（人数）	3	5	6	5	4	1
知的障害者	（人数）	6	16	13	7	11	23
精神障害者	（人数）	10	21	22	19	21	21
合計	（人数）	19	42	41	31	36	45

（各年度末現在）

■ 就労トレーニング実績

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
延べ実施課数	（課数）	25	23	34	43	44	46
延べ日数	（日数）	53	46	82	82	77	62
延べ参加者数	（人数）	102	84	137	147	117	148
就職者	（人数）	0	2	2	2	4	2

（各年度末現在）

（3） 区が運営している生活介護事業所等の利用状況

① 松が谷福祉会館（障害者デイサービス、機能訓練室）の利用状況

■ 通所者数

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
障害者デイサービス	（人数）	21	21	20	20	22	21
機能訓練室	（人数）	17	14	14	16	15	13

（各年度末現在）

■ 通所者の利用状況

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
障害者デイサービス	（件数）	3,434	3,622	3,875	4,242	4,486	4,318
機能訓練室	（件数）	1,712	1,726	1,658	1,848	1,852	1,782

（各年度末現在）

（4） 区が運営している相談支援事業所の利用状況

① 松が谷福祉会館（障害者自立支援センター）の利用状況

■ 障害者自立支援センター相談件数

			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
ピアカウンセリング		（件数）	0	0	0	1	0	0
一般相談	利用援助	（件数）	7,511	7,506	9,050	9,529	10,063	9,624
	社会資源	（件数）	218	144	206	187	179	345
	社会生活力	（件数）	54	23	33	14	16	64
	小計	（件数）	7,783	7,673	9,289	9,730	10,258	10,033
合計		（件数）	7,783	7,673	9,289	9,731	10,258	10,033

（各年度末現在）

② 精神障害者地域生活支援センターあさがおの利用状況

■ 生活相談件数

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
調整	（件数）	477	770	747	747	617	569
電話	（件数）	2,766	3,100	3,327	1,753	1,753	874
面接	（件数）	255	404	356	273	180	137
ピアカウンセリング	（件数）	0	0	0	0	0	0
訪問同行活動	（件数）	24	55	38	38	26	16
ケースカンファレンス	（件数）	4	8	6	6	7	5
合 計	（件数）	3,526	4,337	4,474	2,817	2,583	1,601

（各年度末現在）

■ 指定相談件数

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
調整	（件数）	1,158	1,580	1,608	2,024	2,377	2,345
訪問同行活動	（件数）	395	369	267	294	339	288
（うち、モニタリング）	（件数）	208	177	223	214	267	268
ケースカンファレンス	（件数）	39	63	58	102	110	102
（うち、担当者会議）	（件数）	39	63	58	102	110	102
電話	（件数）	1,890	1,971	1,813	1,897	2,291	2,316
面接	（件数）	74	80	81	135	152	177
合 計	（件数）	3,556	4,063	3,827	4,452	5,269	5,228

（各年度末現在）

■ 年間延べ利用者数

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
年間延べ利用者数	（人数）	4,563	6,358	6,503	4,702	4,036	3,262

（各年度末現在）

（5） 区が実施している相談事業

① 精神保健福祉相談件数（こころの健康相談）

			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
医師	訪問・面接等	（件数）	36	62	55	60	52	57
保健師	訪問	（件数）	515	519	506	564	520	544
	面接・電話等	（件数）	4,954	4,391	3,807	4,403	5,819	6,389

（各年度末現在）

② 精神障害者社会復帰相談事業（発達障害者デイケア）

			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
実施状況	回数	（回数）	19	42	42	41	36	42
	実人数	（人数）	2	4	2	9	14	17
	延人数	（人数）	33	71	34	63	73	142
年度末の利用状況	見学・体験のみ	（人数）	0	1	1			
	継続	（人数）	2	2	1			
	終了	（人数）	0	1	0			

（各年度末現在）

③ 虐待相談件数

■ 令和６年度

単位：件

類型	件数	内訳			障害者虐待と認定した内容					備考
		認定あり	認定なし	その他	身体的	性的	心理的	放棄・放置	経済的	
養護者による障害者虐待	7	3	4	0	2	0	2	0	2	身体障害 2件 知的障害 2件 精神障害 3件
施設従事者等による障害者虐待	11	4	7	0	2	0	1	0	1	身体障害 2件 身体・知的障害 1件 知的障害 5件 精神障害 3件
使用者による障害者虐待	2	0	1	1	0	0	0	0	0	精神障害 2件
小計	20	7	12	1	4	0	3	0	3	
その他（分類不可）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	20	7	12	1	4	0	3	0	3	

（年度末現在）

■ 令和７年度

単位：件

類型	件数	内訳			障害者虐待と認定した内容					備考
		認定あり	認定なし	その他	身体的	性的	心理的	放棄・放置	経済的	
養護者による障害者虐待	7	1	2	4	1	0	0	0	0	身体障害 4件 知的障害 1件 身体・知的障害 1件 不明 1件
施設従事者等による障害者虐待	11	2	7	2	2	1	0	0	0	身体障害 3件 知的障害 6件 精神障害 2件
使用者による障害者虐待	4	0	2	2	0	0	0	0	0	身体障害 2件 精神障害 2件
小計	22	3	11	8	3	1	0	0	0	
その他（分類不可）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	22	3	11	8	3	1	0	0	0	

（年度末現在）

④ 障害者差別に係る相談件数

■ 令和６年度

単位：件

類型		相談件数	内訳		障害者差別と判断した件数の障害の種別									備考
			該当	非該当	視覚	聴覚	肢体	内部	知的	精神	発達	難病	その他	
行政機関等	不当な差別的扱い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合理的配慮の不提供	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
事業者	不当な差別的扱い	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合理的配慮の不提供	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計		2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

（年度末現在）

■ 令和７年度

単位：件

類型		相談件数	内訳		障害者差別と判断した件数の障害の種別									備考
			該当	非該当	視覚	聴覚	肢体	内部	知的	精神	発達	難病	その他	
行政機関等	不当な差別的扱い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合理的配慮の不提供	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
事業者	不当な差別的扱い	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合理的配慮の不提供	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計		4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

（年度末現在）

（6） 区内施設一覧

施設名	サービス	開設年度	現員	定員
松が谷福祉会館	児童発達支援	S50	157 人	35 人
	放課後等デイサービス			
	生活介護		21 人	20 人
	地域活動支援センター（機能訓練）		13 人	20 人
	相談支援		－	
	保育所等訪問支援	R7	－	
障害者就労支援室	－	H16	登録者 408 人	
つばさ福祉工房	生活介護	H6	21 人	30 人
生活介護りゅうせん	生活介護	R4	7 人	20 人
あひるの家	脳卒中等中途障害者作業所	H8	7 人	－
こばと園	心臓病児対象通所訓練施設	S51	9 人	－
フロム千束	福祉ホーム	H6	入居 9 人 ※仮移転中に伴い体験事業休止	入居 9 人 ※仮移転中に伴い体験事業休止
グループホームまぁる	身体障害者グループホーム	R4	6 人	6 人
アポロ	重度身体障害者グループホーム	H13	4 人	4 人
りんご村	宿泊訓練等	S62	9 人	－
地域生活支援センター ささら	生活介護	H21	17 人	20 人
障害者支援施設 浅草ほうらい	施設入所支援	H22	30 人	30 人
	生活介護		71 人	80 人
	日中一時支援		0 人	5 人
	短期入所（ショートステイ）		2 人	10 人
こうめ	就労継続支援Ａ型	H26	14 人	20 人
ＨＯＰＥ	就労継続支援Ａ型	H28	13 人	20 人
	就労継続支援Ｂ型	R1	12 人	10 人
ＨＯＰＥ（第２）	就労継続支援Ｂ型	R1	21 人	18 人
たいとう福祉作業所	就労継続支援Ｂ型	S55	4 人	10 人
	生活介護	H30	8 人	10 人
たいとう第二福祉作業所	就労継続支援Ｂ型	S60	20 人	20 人
たいとう第三福祉作業所	就労継続支援Ｂ型	H3	19 人	20 人
たいとう第四福祉作業所	就労継続支援Ｂ型	H6	20 人	20 人
浅草みらいど「ユニバース」	生活介護	R2	26 人	25 人

（令和７年度末現在）

施設名	サービス	開設年度	現員	定員
浅草みらいど「ルーツ」／浅草みらいど「ルーツ」おあしす	就労継続支援Ｂ型	R2	18 人	20 人
たいとう寮	知的障害者グループホーム	H13	入居 6 人 体験 2 人	入居 6 人 体験 2 人
	日中一時支援		－	2 人
	短期入所（ショートステイ）			
グループホームまつば	知的障害者グループホーム	H29	10 人	10 人
グループホームもとあさ	知的障害者グループホーム	H4	10 人	10 人
グループホームりゅうせん	知的障害者グループホーム	R3	入居 8 人 体験 2 人	入居 8 人 体験 2 人
グループホームクローバー	知的障害者グループホーム	H18	4 人	4 人
グループホームリーフ	知的障害者グループホーム	H20	4 人	4 人
グループホームコットン	知的障害者グループホーム	H23	4 人	4 人
グループホームジンジャー	知的障害者グループホーム	H30	4 人	4 人
グループホームマロン	知的障害者グループホーム	H31	4 人	4 人
柳北ほうらい	知的障害者グループホーム	H23	4 人	4 人
るあな	知的障害者グループホーム	H25	6 人	6 人
フォレストＡ	知的障害者グループホーム	R2	5 人	5 人
フォレストＢ	知的障害者グループホーム	R2	5 人	5 人
リッコ浅草	知的障害者グループホーム	R6	4 人	4 人
のんのハウス浅草橋	知的・精神障害者グループホーム	R1	5 人	5 人
のんのハウス浅草橋アネックス	知的・精神障害者グループホーム	R1	3 人	3 人
のんのハウス下屋敷	知的・精神障害者グループホーム	R1	4 人	4 人
のんのハウス谷中	知的・精神障害者グループホーム	R1	5 人	5 人
いっそう千束	精神障害者グループホーム	R3	4 人	5 人
リズムホーム今戸	知的・精神障害者グループホーム	R4	10 人	10 人
精神障害者地域生活支援センターあさがお	地域活動支援センター	H16	388 人	－
たいとう倶楽部	地域活動支援センター	H5	25 人	25 人
耕房”光”	就労継続支援Ｂ型	S63	24 人	20 人
耕房”輝”	就労継続支援Ｂ型	H29	14 人	20 人
かれん	就労継続支援Ｂ型	H3	11 人	20 人
ｏｎ＋	就労継続支援Ｂ型	H28	17 人	20 人
３Ｂ実用芸術研究所	就労継続支援Ｂ型	H28	19 人	20 人
さら就労塾@ぽれぽれ／秋葉原	就労移行支援	H23	10 人	20 人
	就労定着支援	H30	23 人	－
就労選択支援事業所さらぽれ	就労選択支援	R7	0 人	10 人

（令和７年度末現在）

施設名	サービス	開設年度	現員	定員
リファイン就労支援センター	就労移行支援	H25	46 人	60 人
ミラトレ上野	就労移行支援	H27	21 人	20 人
	就労定着支援	H31	20 人	20 人
ありがとう	就労移行支援	H26	12 人	15 人
	就労定着支援	H31	11 人	－
	就労選択支援	R7	1 人	10 人
メルディアトータルサポート上野	就労移行支援	R3	21 人	20 人
	就労定着支援	R5	9 人	－
manaby 秋葉原事業所	就労移行支援	R3	20 人	20 人
すてっぷつばさ	就労継続支援Ｂ型	H28	11 人	14 人
	就労移行支援	H28	1 人	6 人
	就労定着支援	H30	0 人	－
こすもす浅草橋	就労継続支援Ｂ型	H27	40 人	40 人
Study Hub 浅草橋	就労継続支援Ｂ型	R6	22 人	20 人
	就労定着支援	R7	8 人	－
Study Hub 浅草橋駅前	就労継続支援Ｂ型	R6	19 人	20 人
アトリエにっと 台東蔵前	就労継続支援Ｂ型	R5	21 人	20 人
清泉工房	就労継続支援Ｂ型	R7	2 人	20 人
キャリカク浅草橋オフィス	就労継続支援Ｂ型	R7	5 人	20 人
だんござかハウス	生活介護	H21	40 人	40 人
ダルク・セカンドチャンス	生活介護	H24	6 人	6 人
	自立訓練		15 人	14 人
インテグレーションセンター上野	自立訓練	R2	33 人	35 人
respec 上野桜木	自立訓練	R3	20 人	20 人
生活訓練事業所 kaien 上野	自立訓練	R4	20 人	20 人
第１チェリーハウス	通過型グループホーム	H8	5 人	5 人
第２チェリーハウス	通過型グループホーム	H14	4 人	7 人
ふるさとホーム台東第一ユニット	通過型グループホーム	R3	7 人	7 人
ふるさとホーム台東第二ユニット	通過型グループホーム	R3	6 人	6 人
ふるさとホーム台東第三ユニット	通過型グループホーム	R4	7 人	7 人
結ふる美谷東京	放課後等デイサービス	H24	18 人	10 人
リエゾン浅草橋	放課後等デイサービス・児童発達支援	H26	66 人	10 人

（令和７年度末現在）

施設名	サービス	開設年度	現員	定員
コラゾン浅草橋	放課後等デイサービス・児童発達支援	H24	50 人	10 人
リエゾン上野	児童発達支援	H28	64 人	10 人
スマートキッズプラス南千住	放課後等デイサービス	H25	36 人	10 人
スマートキッズジュニア元浅草	放課後等デイサービス	H26	27 人	10 人
つばさ放課後クラブ	放課後等デイサービス	H26	22 人	10 人
オアゾ子供クラブ	放課後等デイサービス	H28	32 人	10 人
ろぐ	放課後等デイサービス・児童発達支援	R3	28 人	10 人
ほわわ台東	児童発達支援	H24	20 人	5 人
ファーストシーンドリーム浅草橋	放課後等デイサービス・児童発達支援	R4	94 人	10 人
放課後等デイサービス 獏のたまごリバーサイド	放課後等デイサービス	R4	24 人	10 人
Ｑｕｉｒｋｙ北上野	児童発達支援・保育所等訪問支援	R4	68 人	10 人
放課後等デイサービス Ｂｌｏｏｍ　Ｋｉｄｓ	放課後等デイサービス	R4	73 人	10 人
児童訪問支援 おこＳＵＮ	保育所等訪問支援	R5	87 人	－
	居宅訪問型児童発達支援		26 人	－
コペルプラス 上野おかちまち教室	児童発達支援	R5	47 人	10 人
放課後等デイサービス ＭＡＬＡＭＡ	放課後等デイサービス	R6	22 人	10 人
ブロッサムジュニア 三ノ輪教室	放課後等デイサービス・児童発達支援	R6	23 人	10 人
放課後等デイサービス Ｂｌｏｏｍ　Ｋｉｄｓ 東浅草教室	放課後等デイサービス	R6	63 人	10 人
リニエプラッツ台東	放課後等デイサービス	R5	9 人	5 人
	児童発達支援	R7	3 人	
	保育所等訪問支援	R5	5 人	－
放課後等デイサービス ウィズユー 新御徒町	放課後等デイサービス・児童発達支援	R6	53 人	10 人
ティーンズ日暮里	放課後等デイサービス	R7	56 人	10 人
放課後等デイサービス ウィズユー 日暮里	放課後等デイサービス・児童発達支援	R7	24 人	10 人
ほおずきの家	放課後活動等	S63	14 人	－
	宿泊訓練等	H2		

（令和７年度末現在）

施設名	サービス	開設年度	現員	定員
ファーストシーン 夢くらぶ浅草橋	短期入所（ショートステイ）	R2	60 人	3 人
ファーストシーン 夢くらぶ浅草橋プレミア	短期入所（ショートステイ）	R4	60 人	3 人
台東区立特別養護老人ホーム竜泉	短期入所（ショートステイ）	R5	1 人	－
台東区立台東病院	短期入所（ショートステイ）	R6	1 人	2 人

（令和７年度末現在）

■ 計画相談支援事業所

事業所名	身体	知的	難病等
相談支援センターアップル	○	○	
つばさ相談支援センター	○	○	
相談支援センターほおずき	○	○	○
耕房“望”		○	
松が谷福祉会館	○	○	
巴　三ノ輪	○	○	○
相談支援センターつなぐ	○	○	○
障害者支援施設浅草ほうらい	○	○	
自立生活センターたいとう	○	○	○
サクラネ相談支援	○	○	○
精神障害者地域生活支援センターあさがお		○	
相談支援事業所いっそう	○	○	○
りすぺく相談支援	○	○	○
こどもの相談支援　おこ SUN	○	○	○

（令和７年度末現在）

第３章　障害者施策推進の基本的な考え方

１　基本理念

障害者基本法では、全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるという理念のもと、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すこととしています。

また、障害者総合支援法では、全ての障害者及び障害児が、可能な限り身近な場において必要な支援を受けられることにより、社会参加の機会及びどこで誰と生活するかの選択の機会が確保され、地域社会においてほかの人々と共生することを妨げられないことを基本理念としています。

台東区の基本構想においても、「いつまでも健やかに自分らしく暮らせるまちの実現」を基本目標の一つに掲げ、地域で互いに支え合い、つながりを大切にすることは、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けていくために必要不可欠なことであるとしています。

本計画では、これらの障害者に関する法の理念や国の第５次障害者基本計画（令和５年度～令和９年度）、台東区基本構想の趣旨及び台東区地域福祉計画の基本理念等を踏まえ、以下のとおり、第８期障害福祉計画の基本理念を定めました。

誰もが互いに人格と個性を尊重し、ともに支え合いながら、
障害特性にかかわらず、住み慣れた地域で、
いきいきと暮らせる社会の実現

２　計画の目標

基本理念に基づく社会を実現するため、第７期台東区障害福祉計画策定後の国の動向や、区の障害福祉の現状等を踏まえながら、次の４つの基本目標を掲げ、その実現に向けて取り組むべき施策の方向性を 11 に整理し、国の基本指針等を踏まえた目標を取りまとめました。

基本目標Ⅰ　共生社会実現に向けた取り組みの推進

障害の有無にかかわらず、すべての人がお互いを尊重し、支え合い、誰もがいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、障害への理解促進や差別解消の推進、情報アクセシビリティの向上やＩＣＴの活用による障害者の意思疎通の推進、障害者スポーツの推進、防災・防犯対策の推進や公共施設等のバリアフリー化の充実などの取り組みを推進します。

基本目標Ⅱ　地域生活支援の充実

住み慣れた地域で障害者や家族が安心して暮らしていくため、障害福祉サービスの入口となる相談支援の充実や、本人や家族を支える障害特性に応じた多様なサービス提供体制の整備を進めます。また、それらの障害福祉サービスを提供する人材の確保・育成・定着支援の充実なども含め、障害者の地域生活を支える取り組みをより一層推進します。

基本目標Ⅲ　障害児支援の充実

すべての子供が健やかに成長するよう支援するため、保健、医療、福祉、教育、就労支援等の関係機関と連携を図りながら、障害児及びその家族に対して乳幼児期から学校卒業まで、成長段階に応じた切れ目のない支援を提供する体制の構築を図ります。

また、発達障害児の支援体制の強化に加え、重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援体制の充実を図ります。

基本目標Ⅳ　自立や生きがいに結びつく就労支援の充実

就労は、暮らしの充実や生きがいなどに結びつきやすい大きな要素でもあり、障害者が地域で自立した生活を送るには、就労などの経済的基盤の確立が不可欠です。就労を希望する障害者が安心して就労にチャレンジできるよう、きめ細かい就労相談や日常生活への支援に加え、地域のネットワークを活用しながら雇用促進に向けた取り組みを推進します。

また、一般就労に移行することが困難な障害者に対しても、働くことの喜びや達成感を得ながら、地域において充実した生活が送れるよう、福祉的就労等の支援を行います。

3　計画の体系


［基本理念］
誰もが互いに人格と個性を尊重し、ともに支え合いながら、障害特性にかかわらず、住み慣れた地域で、いきいきと暮らせる社会の実現
［基本目標］
Ⅰ　共生社会実現に向けた取り組みの推進
Ⅱ　地域生活支援の充実
Ⅲ　障害児支援の充実
Ⅳ　自立や生きがいに結びつく就労支援の充実
［施策の方向性］
1　障害への理解及び差別解消の推進
2　情報アクセシビリティの向上及び障害者の意思疎通支援の充実
3　誰もが平等に参加できる社会の推進
4　防災・安全・バリアフリーのまちづくり
5　相談支援の充実
6　障害者や家族を支える障害特性に応じた多様なサービス提供体制の整備
7　障害福祉人材の確保・育成・定着の支援充実
8　成長段階に応じた切れ目のない支援
9　発達障害児の支援体制の強化
10　重症心身障害児及び医療的ケア児への支援の充実
11　就労の場と機会の充実

第４章　障害者施策推進の課題と取り組み

１　施策の方向性と施策の体系

施策の方向性	施　　策
１　障害への理解及び差別解消の推進	【１】障害への理解及び差別解消の推進 【２】虐待防止・養護者への支援の実施 【３】権利擁護の取り組み
２　情報アクセシビリティの向上及び障害者の意思疎通支援の充実	【１】情報アクセシビリティの向上 【２】手話言語の理解と利用の促進 【３】多様な意思疎通手段の理解と利用の促進
３　誰もが平等に参加できる社会の推進	【１】地域福祉の推進 【２】障害者団体自主活動支援、文化活動支援 【３】障害者スポーツの推進
４　防災・安全・バリアフリーのまちづくり	【１】防災・防犯対策の推進 【２】感染症対策の推進 【３】公共施設等のバリアフリー化の充実
５　相談支援の充実	【１】相談支援体制の充実 【２】地域自立支援協議会の運営 【３】地域生活支援体制の充実 【４】住宅相談等の支援 【５】ピアサポートの実施
６　障害者や家族を支える障害特性に応じた多様なサービス提供体制の整備	【１】在宅生活を支えるサービスの充実 【２】居住環境の整備 【３】日中活動の場の整備 【４】障害者の高齢化への対応 【５】リハビリテーションの実施

施策の方向性	施　　策
7　障害福祉人材の確保・育成・定着の支援充実	【１】サービスを担う人材の確保・資質向上 【２】ヘルパーの養成 【３】手話通訳者の養成 【４】福祉ボランティアの育成・活動支援
8　成長段階に応じた切れ目のない支援	【１】障害の早期発見 【２】年齢に応じた支援の推進【乳幼児期】 【３】年齢に応じた支援の推進【学齢期】 【４】年齢に応じた支援の推進【学校卒業に向けた支援】 【５】乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援 【６】障害児の日中活動の場の充実
9　発達障害児の支援体制の強化	【１】早期発見体制の推進 【２】相談・支援体制の充実 【３】継続支援体制の強化 【４】普及・啓発の促進
10　重症心身障害児及び医療的ケア児への支援の充実	【１】重症心身障害児及び医療的ケア児への支援の充実
11　就労の場と機会の充実	【１】安心してチャレンジできる体制の整備 【２】就労意欲促進の取り組み 【３】地域のネットワークによる支援 【４】一般就労を継続できる支援体制の推進 【５】福祉的就労をしている障害者への支援

※次ページ以降、本計画で新規となる主な取り組みについては、主な取り組み名の前に「【新規】」、充実となる主な取り組みについては、主な取り組み名の後ろに「★」を記載しています。

施策の方向性１　障害への理解及び差別解消の推進

Ｎｏ.	主な取り組み名	ページ
【施策１】	障害への理解及び差別解消の推進	
1	障害者差別解消法の周知・啓発	54
2	障害への理解促進、意識啓発★	54
【施策２】	虐待防止・養護者への支援の実施	
3	障害者虐待防止の推進	56
4	各関連機関と障害者虐待防止センターとの連携	57
【施策３】	権利擁護の取り組み	
5	成年後見制度における中核機関の運営	58
6	成年後見制度の利用支援	58
7	福祉サービスの利用援助等	58

施策の方向性２　情報アクセシビリティの向上及び障害者の意思疎通支援の充実

Ｎｏ.	主な取り組み名	ページ
【施策１】	情報アクセシビリティの向上	
8	障害者のＩＣＴ活用の推進★	61
9	障害者のデジタル・ディバイド解消の推進	61
10	ユニバーサルデザインの推進	61
11	視覚障害者等への録音図書などによる情報提供	62
12	【新規】視覚障害者へのＩＣＴ機器を活用したサポート	62
13	「広報たいとう」「たいとう区議会だより」の音声版の作成・周知	62
【施策２】	手話言語の理解と利用の促進	
14	手話講習会	64
15	手話通訳者研修会	64
16	手話通訳者派遣	64

Ｎｏ.	主な取り組み名	ページ
17	遠隔手話通訳サービス★	65
18	手話言語への理解促進・普及啓発	65
2	障害への理解促進、意識啓発★【再掲】	54
【施策３】	多様な意思疎通手段の理解と利用の促進	
19	区議会における手話通訳対応	66
20	選挙における投票環境の整備	67
21	要約筆記者派遣	67
22	図書等の宅配サービス	67
2	障害への理解促進、意識啓発★【再掲】	54
10	ユニバーサルデザインの推進【再掲】	61
11	視覚障害者等への録音図書などによる情報提供【再掲】	62
13	「広報たいとう」「たいとう区議会だより」の音声版の作成・周知【再掲】	62
16	手話通訳者派遣【再掲】	64
17	遠隔手話通訳サービス★【再掲】	65

施策の方向性３　誰もが平等に参加できる社会の推進

Ｎｏ.	主な取り組み名	ページ
【施策１】	地域福祉の推進	
23	ボランティアが活動しやすい環境の整備	70
24	地域活動に参加しやすい環境の整備	70
25	地域活動や区行事への参加支援	70
26	福祉イベントへの支援	71
27	「みんなのひろば祭」への支援	71

Ｎｏ.	主な取り組み名	ページ
【施策２】	障害者団体自主活動支援、文化活動支援	
28	障害者団体の自主活動への支援	72
29	障害者アーツの推進	72
30	文化活動への支援	73
27	「みんなのひろば祭」への支援【再掲】	71
【施策３】	障害者スポーツの推進	
31	パラリンピック競技の団体への支援	74
32	障害者スポーツの初心者に向けた教室	74
33	障害者スポーツに触れる機会の提供	75
34	障害者が参加できるスポーツ教室・イベント事業★	75
35	障害者スポーツができる場所づくり	75
36	共生社会に向けた障害者スポーツ教育・講座	76
37	障害者スポーツによる区民の交流	76

施策の方向性４　防災・安全・バリアフリーのまちづくり

Ｎｏ.	主な取り組み名	ページ
【施策１】	防災・防犯対策の推進	
38	避難行動要支援者に対する支援の推進	79
39	在宅避難支援の推進★	79
40	災害時における共助の仕組みづくりの推進★	80
41	二次避難所（福祉避難所）の運営体制の強化	80
42	災害時における安否確認体制の確保	81
43	ヘルプカード等の配布★	81
44	防災・防犯講演会等	82
45	緊急通報システムなどの機器の貸与	82
6	成年後見制度の利用支援【再掲】	58

Ｎｏ.	主な取り組み名	ページ
【施策２】	感染症対策の推進	
46	感染症対策の推進	83
8	障害者のＩＣＴ活用の推進★【再掲】	61
17	遠隔手話通訳サービス★【再掲】	65
108	遠隔相談サービス【再掲】	135
【施策３】	公共施設等のバリアフリー化の充実	
47	公共施設等のバリアフリー化の推進	84
48	安全・安心な道づくり	84

施策の方向性５　相談支援の充実

Ｎｏ.	主な取り組み名	ページ
【施策１】	相談支援体制の充実	
49	基幹相談支援センター機能の充実★	88
50	計画相談支援事業所への支援	88
51	障害者が地域で安心して暮らすための支援★	89
52	難病患者への相談支援	90
53	福祉に関する相談	90
54	包摂的な支援の推進★	91
55	発達障害児（者）の総合的な相談支援	91
56	ヤングケアラーへの支援	92
【施策２】	地域自立支援協議会の運営	
57	地域自立支援協議会の運営	93
【施策３】	地域生活支援体制の充実	
58	地域生活支援拠点の機能の充実	95
59	精神障害者における保健・医療・福祉関係者による協議会の開催	95

Ｎｏ.	主な取り組み名	ページ
【施策４】	住宅相談等の支援	
60	住宅セーフティネットの推進	96
61	単身生活サポート事業	97
51	障害者が地域で安心して暮らすための支援★【再掲】	89
【施策５】	ピアサポートの実施	
62	ピアカウンセリング	98
63	社会生活訓練事業	98

施策の方向性６　障害者や家族を支える障害特性に応じた多様なサービス提供体制の整備

Ｎｏ.	主な取り組み名	ページ
【施策１】	在宅生活を支えるサービスの充実	
64	【新規】様々な障害特性に応じた支援体制の構築	101
65	短期入所（ショートステイ）の整備★	101
66	医療的ケアに対応する事業者への支援	101
67	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業	102
68	家庭への支援	102
69	精神障害者への都型ショートステイ事業	102
12	【新規】視覚障害者へのＩＣＴ機器を活用したサポート【再掲】	62
51	障害者が地域で安心して暮らすための支援★【再掲】	89
61	単身生活サポート事業【再掲】	97
【施策２】	居住環境の整備	
70	身体障害者グループホームの整備★	104
71	知的障害者グループホームの整備★	104
72	精神障害者グループホームの運営	105
51	障害者が地域で安心して暮らすための支援★【再掲】	89

Ｎｏ.	主な取り組み名	ページ
60	住宅セーフティネットの推進【再掲】	96
61	単身生活サポート事業【再掲】	97
64	【新規】様々な障害特性に応じた支援体制の構築【再掲】	101
【施策３】	日中活動の場の整備	
73	（仮称）北上野二丁目福祉施設整備	107
74	学校卒業後の夕方支援	107
75	【新規】障害児者の居場所づくり支援	108
64	【新規】様々な障害特性に応じた支援体制の構築【再掲】	101
66	医療的ケアに対応する事業者への支援【再掲】	101
102	児童発達支援センターの整備【再掲】	129
125	移動支援の充実★【再掲】	150
【施策４】	障害者の高齢化への対応	
76	介護保険サービスへの移行時の支援	109
77	共生型のサービスの推進	110
70	身体障害者グループホームの整備★【再掲】	104
【施策５】	リハビリテーションの実施	
78	中途障害者への機能訓練	111
34	障害者が参加できるスポーツ教室・イベント事業★【再掲】	75

施策の方向性７　障害福祉人材の確保・育成・定着の支援充実

Ｎｏ.	主な取り組み名	ページ
【施策１】	サービスを担う人材の確保・資質向上	
79	人材確保・定着に向けた取り組みの推進★	114
80	資質向上に関する研修等	114
81	事業所への指導検査	115
49	基幹相談支援センター機能の充実★【再掲】	88

Ｎｏ.	主な取り組み名	ページ
103	子供に関わる関係機関職員の支援の質の向上【再掲】	132
【施策２】	ヘルパーの養成	
82	ヘルパーの養成促進	116
83	ヘルパー養成研修等費用の助成	117
125	移動支援の充実★【再掲】	150
【施策３】	手話通訳者の養成	
14	手話講習会【再掲】	64
15	手話通訳者研修会【再掲】	64
【施策４】	福祉ボランティアの育成・活動支援	
84	ボランティア等による日常生活援助への支援	119
85	福祉を支えるボランティアの育成・活動支援	119
2	障害への理解促進、意識啓発★【再掲】	54

施策の方向性８　成長段階に応じた切れ目のない支援

Ｎｏ.	主な取り組み名	ページ
【施策１】	障害の早期発見	
86	早期発見と療育機関との連携	121
87	健診における発見精度の向上	122
88	巡回訪問【再掲】	123
【施策２】	年齢に応じた支援の推進【乳幼児期】	
88	巡回訪問	123
89	保育所等訪問支援	123
90	園・学校への巡回相談等	123
91	幼児、児童、生徒の安全確保	124
【施策３】	年齢に応じた支援の推進【学齢期】	
92	こどもクラブ高学年障害児保育	125

Ｎｏ.	主な取り組み名	ページ
93	就学相談、通級相談	125
94	特別支援教育に携わる教職員等への研修	125
95	【新規】療育を受けやすい環境づくりの推進	126
75	【新規】障害児者の居場所づくり支援【再掲】	108
90	園・学校への巡回相談等【再掲】	123
91	幼児、児童、生徒の安全確保【再掲】	124
125	移動支援の充実★【再掲】	150
【施策４】	年齢に応じた支援の推進【学校卒業に向けた支援】	
96	在学中からの進路相談	127
97	特別支援学校、保護者、区関係機関による個別支援会議	127
98	障害福祉サービス説明会	128
99	在学中からの一般就労へ向けた個別支援会議	128
【施策５】	乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援	
100	関係機関との支援情報などの共有	129
101	各支援機関とのネットワークを用いた相談支援	129
102	児童発達支援センターの整備	129
49	基幹相談支援センター機能の充実★【再掲】	88
50	計画相談支援事業所への支援【再掲】	88
73	（仮称）北上野二丁目福祉施設整備【再掲】	107
【施策６】	障害児の日中活動の場の充実	
64	【新規】様々な障害特性に応じた支援体制の構築【再掲】	101
66	医療的ケアに対応する事業者への支援【再掲】	101
102	児童発達支援センターの整備【再掲】	129

施策の方向性９　発達障害児の支援体制の強化

Ｎｏ.	主な取り組み名	ページ
【施策１】	早期発見体制の推進	
103	子供に関わる関係機関職員の支援の質の向上	132
88	巡回訪問【再掲】	123
90	園・学校への巡回相談等【再掲】	123
【施策２】	相談・支援体制の充実	
104	児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の支援の質の向上のための取り組み	133
105	特別支援教室	134
106	子育て総合相談	134
107	子育て支援プログラム	134
108	遠隔相談サービス	135
55	発達障害児（者）の総合的な相談支援【再掲】	91
86	早期発見と療育機関との連携【再掲】	121
89	保育所等訪問支援【再掲】	123
93	就学相談、通級相談【再掲】	125
【施策３】	継続支援体制の強化	
100	関係機関との支援情報などの共有【再掲】	129
102	児童発達支援センターの整備【再掲】	129
103	子供に関わる関係機関職員の支援の質の向上【再掲】	132
【施策４】	普及・啓発の促進	
109	講演会・啓発事業	137

施策の方向性 10　重症心身障害児及び医療的ケア児への支援の充実

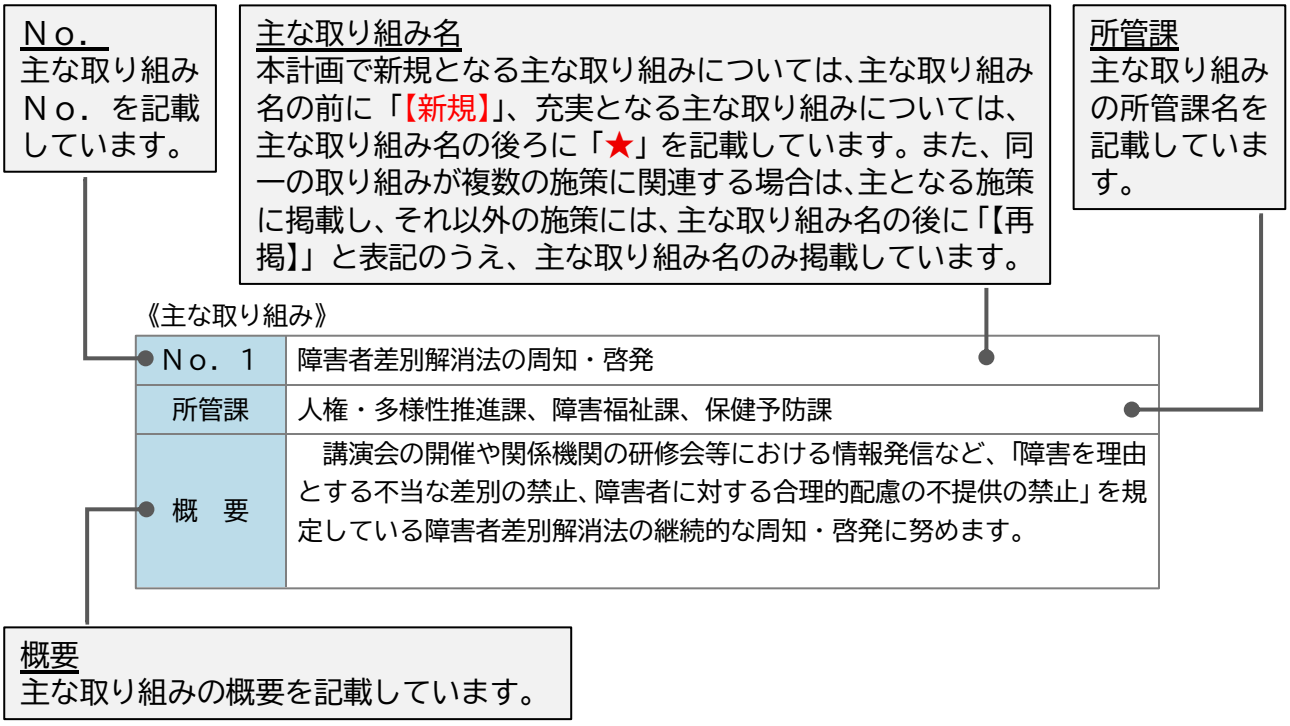
Ｎｏ.	主な取り組み名	ページ
【施策１】	重症心身障害児及び医療的ケア児への支援の充実	
110	医療的ケア児支援のための協議の場の運営	139
111	医療的ケア児支援のための看護師等の配置	140
64	【新規】様々な障害特性に応じた支援体制の構築【再掲】	101
66	医療的ケアに対応する事業者への支援【再掲】	101
67	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業【再掲】	102

施策の方向性 11　就労の場と機会の充実

Ｎｏ.	主な取り組み名	ページ
【施策１】	安心してチャレンジできる体制の整備	
112	就労支援室による就労相談	143
113	支援員の資質向上、地域開拓促進コーディネーターの配置	143
114	【新規】就労選択支援	144
115	重度障害者等の就労支援	144
99	在学中からの一般就労へ向けた個別支援会議【再掲】	128
【施策２】	就労意欲促進の取り組み	
116	成人期の発達障害者への社会復帰相談事業	145
117	就労トレーニング	145
118	障害者・関係者への情報提供	146
115	重度障害者等の就労支援【再掲】	144
【施策３】	地域のネットワークによる支援	
119	地域の雇用機関等との連携の推進	147
120	障害者雇用促進に関する情報発信	147

Ｎｏ.	主な取り組み名	ページ
【施策４】	一般就労を継続できる支援体制の推進	
121	一般就労者交流会の充実	148
122	就労後の定着支援や生活支援	149
115	重度障害者等の就労支援【再掲】	144
【施策５】	福祉的就労をしている障害者への支援	
123	福祉作業所等工賃向上支援★	150
124	就労継続支援事業所、地域活動支援センターへの支援	150
125	移動支援の充実★	150
126	障害者就労施設等からの優先調達の推進	151
75	【新規】障害児者の居場所づくり支援【再掲】	108

主な取り組みの見方



基本目標Ⅰ　共生社会実現に向けた取り組みの推進

施策の方向性１　障害への理解及び差別解消の推進



・障害者が安心して日常生活や社会生活を送れるようにするためには、施設整備（ハード面）だけではなく、障害の有無等にかかわらず、すべての人がお互いを尊重し助け合う「心のバリアフリー」が重要です。令和２年に改正された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）においても、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト面での対策強化等の必要性が記載されています。
・平成 26 年、日本は障害者権利条約を批准しました。条約の締結に先立ち、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法及び障害者差別解消法の成立など障害者のための制度改革が行われました。その結果、長い間、法制度の谷間となっていた障害者の権利擁護について、その重要性が少しずつ浸透しはじめたところです。また、令和５年３月に策定された国の第５次障害者基本計画においても、障害者権利条約との整合性を確保する視点から、「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」に関する分野が「基本的な方向」の先頭に位置づけられており、共生社会の実現に向けた取り組みとして、差別解消や権利擁護の推進の重要性が改めて認識されています。
・本区においても、共生社会の実現に向けて障害への理解促進、差別の解消及び権利擁護の推進を図ります。

施策の取り組み

【施策１】障害への理解及び差別解消の推進
【施策２】虐待防止・養護者への支援の実施
【施策３】権利擁護の取り組み

【施策１】障害への理解及び差別解消の推進

《現状と課題》

・障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止等を定めた障害者差別解消法が平成 28 年４月に施行されました。これを受けて、東京都でも差別解消の取り組みを一層進めるため、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（以下「障害者差別解消条例」という。）が平成 30 年 10 月に施行されました。

・令和３年５月には障害者差別解消法が改正され、令和６年４月から民間事業者による合理的配慮の提供が、努力義務から法的義務へと変わりました。

・しかしながら、障害者実態調査において、「障害者差別解消法の認知度」が障害者で 28.1%、障害児で 31.3%、「障害者虐待防止法の認知度」が障害者で 38.5%、障害児で 48.6%となっており、いずれも認知が進んでいるとは言えない状況です。

・また、障害者実態調査において、「障害を理由とする差別」を感じたことがある人は、障害者で 21.9%、障害児で 23.8%となっています。

・同じく障害者実態調査において、「障害者（児）が地域で安心して暮らすために重要だと思う施策」として、「障害に対する理解の促進」が障害者で 54.2%、障害児で 44.0%と、半数程度の人が重要であると回答しています。

・高次脳機能障害への理解を促進するとともに、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を行うための高次脳機能障害者支援法が、令和８年４月に施行されました。

・今後も、様々な広報媒体やイベントなどの機会を通して障害への理解を促進し、差別解消を推進する取り組みを継続的に実施していくことが重要です。

《主な取り組み》

Ｎｏ．１	障害者差別解消法の周知・啓発
所管課	人権・多様性推進課、障害福祉課、保健予防課
概　要	講演会の開催や関係機関の研修会等における情報発信など、「障害を理由とする不当な差別の禁止、障害者に対する合理的配慮の不提供の禁止」を規定している障害者差別解消法の継続的な周知・啓発に努めます。

Ｎｏ．２	障害への理解促進、意識啓発★
所管課	人権・多様性推進課、福祉課、障害福祉課、松が谷福祉会館、保健予防課
概　要	障害のある人の気持ちに寄り添ってサポートできる「心のバリアフリー」を推進する講座や障害者・高齢者の疑似体験を実施するとともに、様々な機会を捉えて障害への理解の促進、意識啓発に努めます。



【疑似体験の様子】

【施策２】虐待防止・養護者への支援の実施

《現状と課題》

・平成 24 年に障害者虐待防止法が施行され、本区では、同法の円滑な施行に向けて障害者虐待防止センターを設置しました。
・障害者実態調査において、「虐待を受けた経験が『ある』」が障害者で 17.7%、障害児で 9.1%となっています。
・障害者虐待防止センターを中心として、関係機関が緊密に連携しながら、障害者に対する虐待の防止、早期発見・早期対応の取り組みを推進するとともに、虐待防止に関する啓発を行うことが必要です。
・障害福祉サービス事業者等への指導の機会等を通じて、虐待防止研修の受講や従業者への研修の実施等、虐待防止の意識向上につながる働きかけを継続的に実施していくことが重要です。

《主な取り組み》

Ｎｏ．３	障害者虐待防止の推進
所管課	障害福祉課、保健予防課
概　要	障害者に対する虐待防止推進のため、普及啓発に取り組むとともに、障害者虐待防止センターにおける相談支援専門員による24時間365日の相談支援を行い、虐待を受けている障害者が一時的に避難できる施設を確保します。また、虐待防止アドバイザーの専門的知見を活かした実効性ある指導・助言をサービス事業者等に行い、虐待事例に適切に対応します。

Ｎｏ．４	各関連機関と障害者虐待防止センターとの連携
所管課	障害福祉課、松が谷福祉会館、保健予防課
概　要	地域の相談支援事業所や児童関連機関の職員等が参加する地域自立支援協議会において、虐待事例の情報共有や対応方法の検討を行うとともに、子ども家庭支援センターや松が谷福祉会館こども療育室、地域包括支援センター等と、障害者虐待防止センターが連携して虐待防止に努めます。

【施策３】権利擁護の取り組み

《現状と課題》

・障害者が、安心して自立した生活を送るためには、適切な福祉サービスを選択できるとともに、財産や権利が守られなければなりません。

・判断能力が十分ではない人の財産や権利を守るため、成年後見制度が平成 12 年にスタートしました。さらに、令和８年６月には、民法等の一部を改正する法律（以下「民法等改正法」という。）及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）が成立・公布されました。今回の改正では、判断能力の程度に応じて後見・保佐・補助に分かれていた制度を補助制度に一元化し、必要な行為に限定して支援を付与できる柔軟な仕組みに見直されました。また、本人の状況変化に応じて制度の利用を終了できるようになるなど、本人の意思を尊重し必要な範囲で利用できる制度となります。引き続き、必要とする人が適切に制度を利用できるよう、今回の改正を踏まえた制度内容の周知・啓発が必要です。

・障害者実態調査において、「成年後見制度の認知度」が 59.2%と一定程度進んでいるものの、「制度の利用意向」に関しては「わからない」が 42.3%となっており、制度の利用を支援する取り組みや仕組みづくりが重要となります。

《主な取り組み》

Ｎｏ．５	成年後見制度における中核機関の運営
所管課	福祉課
概　要	社会福祉協議会と連携して、成年後見制度の利用者と後見人等のサポート等を調整する中核機関や、より良い支援に向けた関係機関による会議体の運営等、地域連携のネットワークづくりに向けた取り組みを推進します。

Ｎｏ．６	成年後見制度の利用支援
所管課	福祉課
概　要	社会福祉協議会と連携して、成年後見制度の普及・啓発を行います。また、本人又は親族による審判申立が困難な場合の区長申立、費用負担が困難な人に対する後見報酬等の助成、成年後見制度の担い手となる市民後見人の育成・支援により、制度の利用を支援します。

Ｎｏ．７	福祉サービスの利用援助等
所管課	福祉課
概　要	障害者等が安心して生活できるよう、社会福祉協議会が行う福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理等の地域福祉権利擁護事業を支援します。

施策の方向性２　情報アクセシビリティの向上及び障害者の意思疎通支援の充実



・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進を図るため、令和４年５月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が公布・施行され、令和７年７月には東京都障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例（東京都障害者情報コミュニケーション条例）が施行されました。
・障害者と障害のない人の意思疎通を支援する手段は、コミュニケーションボードによる意思の伝達や、聴覚障害者への手話通訳・要約筆記、盲ろう者への触手話・指点字、視覚障害者への代読・代筆などがあり、障害者の社会参加の側面からも非常に重要です。
・これらの障害特性に配慮した意思疎通支援について、その重要性の周知・啓発を図るとともに、一人ひとりのニーズに対応した支援を実施するために必要な意思疎通支援者を養成していくことが求められます。
・本区では、令和２年４月に障壁のない多様性が尊重される共生社会の実現をより一層推進するため「東京都台東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例」（以下「台東区手話言語条例」という。）を施行しました。また、令和７年６月には、手話がこれを使用する人にとって日常生活、社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であるとし、国や地方公共団体の責務を定めた手話施策推進法が施行されています。これらの法律や条例で定める基本理念を実現するため、多様な意思疎通手段に対する理解を促進し、普及・啓発を図るための施策を推進する必要があります。
・本区においても広報などの情報発信の際には、すべての人が情報を取得することが可能となることを目指して、情報アクセシビリティの向上に努めています。

施策の取り組み
【施策１】情報アクセシビリティの向上 【施策２】手話言語の理解と利用の促進 【施策３】多様な意思疎通手段の理解と利用の促進

【施策１】情報アクセシビリティの向上

《現状と課題》

・障害者実態調査において、「障害福祉に関する情報の入手方法で充実を希望する情報媒体」として「スマートフォン・タブレット等のアプリ」が障害者で 22.5%、障害児で 24.1%、「台東区障害者支援アプリ『ささえ～る』」が障害者で 10.8%、障害児で 16.6%となっています。

・障害者の情報アクセシビリティの向上とデジタル・ディバイドの解消を推進するためには、障害の特性や状態、生活環境など、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応を図る必要があります。

・本区では、障害福祉に関する情報を独自に提供する公式アプリ「ささえ～る」を運営しています。これにより障害者やその家族、支援者の利便性及び情報アクセシビリティの向上を目指しています。

・より多くの人に利用しやすい配色を行うカラーユニバーサルデザインや、できるだけ多くの人に見やすくデザインされた書体であるユニバーサルデザインフォントの利用を推進していくために、印刷物等を作成する際に必要となる知識と配慮事項をまとめた台東区カラーユニバーサルデザインガイドラインを作成し周知を図っています。

《主な取り組み》

Ｎｏ．８	障害者のＩＣＴ活用の推進★
所管課	障害福祉課
概　要	障害者の情報アクセシビリティの向上を図るため、ＩＣＴ機器を活用した障害者一人ひとりの状況に応じた情報提供の取り組みを推進します。

Ｎｏ．９	障害者のデジタル・ディバイド解消の推進
所管課	障害福祉課
概　要	障害者のデジタル・ディバイドを解消するため、スマートフォン等を使い慣れていない障害者や支援者を対象としたスマートフォン講習会を実施します。

Ｎｏ．10	ユニバーサルデザインの推進
所管課	総務課、広報課、障害福祉課
概　要	台東区カラーユニバーサルデザインガイドラインに基づき、カラーユニバーサルデザイン、ユニバーサルデザインフォントを活用するなど、より多くの人に分かりやすい情報の提供に努めます。

Ｎｏ．11	視覚障害者等への録音図書などによる情報提供
所管課	松が谷福祉会館、中央図書館
概　要	視覚障害等により、本などの活字資料をそのままでは利用できない人のために、声の図書の作成・収集・貸出業務を行うとともに、音訳ボランティアによる対面朗読を実施します。 また、バリアフリー資料コーナーの充実や蔵書強化を図り、誰もが利用しやすい図書館環境の整備を進めていきます。

Ｎｏ．12	【新規】視覚障害者へのＩＣＴ機器を活用したサポート
所管課	障害福祉課
概　要	ＩＣＴ機器を活用した、視覚障害者の日常生活や移動等の支援について検討します。

Ｎｏ．13	「広報たいとう」「たいとう区議会だより」の音声版の作成・周知
所管課	広報課、区議会事務局
概　要	視覚障害者等を対象に、「広報たいとう」や「たいとう区議会だより」などの音声版を発行するとともに、周知に努めていきます。

【施策２】手話言語の理解と利用の促進

《現状と課題》

・障害者基本法では、手話が言語に含まれることが明記されているほか、障害者権利条約においても、「『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義されています。

・令和２年４月に施行された台東区手話言語条例においては、手話を必要とする者の意思疎通を円滑に図る権利を尊重し、手話に対する理解促進や手話の普及などを図ることとしています。

・令和４年９月に施行された東京都手話言語条例においては、「ろう者、難聴者、中途失聴者など手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現」を目指すとされています。

・令和７年６月に施行された手話施策推進法においては、手話がこれを使用する人にとって日常生活、社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であるとし、手話の習得に対する支援や、手話文化の保存、継承及び発展が図られるようにするための取り組み、手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策等を総合的に推進することが規定されています。

・引き続き、手話は言語であるという認識のもと、区民等に対する手話への理解促進や普及を図るとともに、状況に応じた多様な手話通訳の提供体制の整備が必要です。

《主な取り組み》

Ｎｏ．14	手話講習会
所管課	福祉課、障害福祉課
概　要	手話講習会を実施し、登録手話通訳者を養成するとともに、手話言語の理解を促進します。

Ｎｏ．15	手話通訳者研修会
所管課	障害福祉課
概　要	手話通訳者の技術の維持・向上を図るための研修会を実施します。

Ｎｏ．16	手話通訳者派遣
所管課	障害福祉課
概　要	日常生活の様々な場面において、手話による意思疎通を円滑に図るため、聴覚及び音声・言語障害のある人に対して手話通訳者を派遣します。

Ｎｏ．17	遠隔手話通訳サービス★
所管課	障害福祉課
概　要	区役所窓口において、タブレットやスマートフォンを利用した、遠隔手話通訳サービスを実施します。また、聴覚に障害のある方の情報の確保と社会参加のための支援の充実を検討します。

Ｎｏ．18	手話言語への理解促進・普及啓発
所管課	障害福祉課
概　要	手話言語への理解促進や普及・啓発を図るため、手話を紹介する動画配信や手話講座等を実施します。

Ｎｏ．２	障害への理解促進、意識啓発★【再掲】
概　要	Ｐ．54 参照



【手話講習会の様子】

【施策３】多様な意思疎通手段の理解と利用の促進

《現状と課題》

・情報収集や意思疎通が困難な人が、多様な手段により情報を取得し、意思疎通ができるよう、意思疎通手段の充実に取り組み、社会参加を促進する必要があります。あわせて、障害者を含めたすべての人に意思疎通手段の周知を図り、多様な意思疎通手段が浸透し、暮らしやすい社会を構築していく必要があります。

・必要な配慮やコミュニケーション手段は、その人ごとに異なり、相手がどのようなコミュニケーション方法を求めているか確認し対応することが重要です。令和７年７月に施行された東京都障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例は、「障害の種類や程度に応じて、必要な配慮やコミュニケーション手段が異なることについて、都民の関心と理解を深め、情報通信技術の活用も含め、多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりを進めていくこと」を目的としています。

・情報通信技術が発達し、デジタル化が進む社会においては、ＩＣＴ機器等の利活用も含め、障害者が必要とする情報を十分に取得・利用し、意思疎通を図ることができる環境の整備が求められています。

《主な取り組み》

Ｎｏ．19	区議会における手話通訳対応
所管課	区議会事務局
概　要	聴覚障害者等のうち、議会の傍聴を希望する人に対し、手話通訳者を配置します。

Ｎｏ．20	選挙における投票環境の整備
所管課	選挙管理委員会事務局
概　要	投票に支援が必要な人への対応マニュアルを区職員向けに周知し、障害者等がより投票しやすい環境を整備します。

Ｎｏ．21	要約筆記者派遣
所管課	障害福祉課
概　要	日常生活の様々な場面において、要約筆記による意思疎通を円滑に図るため、聴覚及び音声・言語障害のある人に対して要約筆記者を派遣します。

Ｎｏ．22	図書等の宅配サービス
所管課	中央図書館
概　要	身体の障害などの理由により図書館へ来館することが困難な人に対し、区立図書館の図書等を宅配します。

Ｎｏ．２	障害への理解促進、意識啓発★【再掲】
概　要	Ｐ．54 参照

Ｎｏ．10	ユニバーサルデザインの推進【再掲】
概　要	Ｐ．61 参照

Ｎｏ．11	視覚障害者等への録音図書などによる情報提供【再掲】
概　要	Ｐ．62 参照

Ｎｏ．13	「広報たいとう」「たいとう区議会だより」の音声版の作成・周知【再掲】
概　要	Ｐ．62 参照

Ｎｏ．16	手話通訳者派遣【再掲】
概　要	Ｐ．64 参照

Ｎｏ．17	遠隔手話通訳サービス★【再掲】
概　要	Ｐ．65 参照

施策の方向性３　誰もが平等に参加できる社会の推進



・誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくため、障害の有無にかかわらず、文化活動やスポーツ等に参加できる社会環境の整備が必要です。また、こうした社会環境の実現のためには、障害を理解し、障害者を支えていく地域のボランティアの活動が重要です。

施策の取り組み

【施策１】地域福祉の推進
【施策２】障害者団体自主活動支援、文化活動支援
【施策３】障害者スポーツの推進

【施策１】地域福祉の推進

《現状と課題》

・障害者への意思疎通手段の支援や、ボランティア活動を推進し、地域における支援のネットワークを構築することで、誰もが地域活動に参加しやすい環境を整備することが求められています。
・令和５年３月に策定した台東区地域福祉計画において、「いきいきと安心して暮らせる地域づくり」が基本方針の一つに掲げられていることも踏まえ、障害者の地域活動への参加を支援する取り組みを推進していく必要があります。

《主な取り組み》

Ｎｏ．23	ボランティアが活動しやすい環境の整備
所管課	区民課、福祉課、松が谷福祉会館
概　要	ボランティア活動への区民参加を促進するため、ＮＰＯ法人等との協働による啓発活動を行い、「地域における支えあい」意識の醸成を進めます。また、ボランティアが活動しやすい環境を整備し、ボランティア活動を支援します。

Ｎｏ．24	地域活動に参加しやすい環境の整備
所管課	障害福祉課
概　要	手話通訳者の派遣などを通じて、障害者の意思疎通を支援し、誰もが地域活動に参加しやすい環境の整備を行います。

Ｎｏ．25	地域活動や区行事への参加支援
所管課	障害福祉課、保健予防課
概　要	障害者が地域社会の一員として暮らしていくために、地域活動や区の実施する行事への参加を支援します。

Ｎｏ．26	福祉イベントへの支援
所管課	福祉課
概　要	ボランティア活動の推進や、普及・啓発を図るため、社会福祉協議会が地域住民やボランティア団体等と協働で実施する福祉イベントを支援します。

Ｎｏ．27	「みんなのひろば祭」への支援
所管課	障害福祉課
概　要	障害者団体やボランティア団体で構成される実行委員会が実施する「みんなのひろば祭」を支援することで、障害者の社会参加を促進するとともに、区民等に対してボランティア活動の周知・推進を図ります。

【施策２】障害者団体自主活動支援、文化活動支援

《現状と課題》

・障害者福祉の向上のために、区内の障害者団体と協働して取り組む必要があります。
・障害者が生きがいをもって豊かな日常生活をおくるため、芸術活動など文化と触れ合うための支援をしていく必要があります。

《主な取り組み》

Ｎｏ．28	障害者団体の自主活動への支援
所管課	障害福祉課
概　要	区内の障害者団体が、障害者福祉の向上のために自主的・積極的に行っている活動に対し支援を行うことにより、障害者の自立と社会参加を促進します。

Ｎｏ．29	障害者アーツの推進
所管課	文化振興課
概　要	区内文化施設との連携体制の構築やアートイベントの開催を通して、障害の有無にかかわらず誰もが文化・芸術活動に親しむ機会を提供します。

Ｎｏ．30	文化活動への支援
所管課	松が谷福祉会館
概　要	障害者の文化活動を支援するため、様々な教室・講習会を実施します。

Ｎｏ．27	「みんなのひろば祭」への支援【再掲】
概　要	Ｐ．71 参照

【施策３】障害者スポーツの推進

《現状と課題》

・障害者実態調査において、「障害者（児）が地域で安心して暮らすために重要だと思う施策」として「趣味やスポーツ活動の充実」が障害者で 19.5%、障害児で 23.1%となっています。

・障害者スポーツは、誰もが一緒に行うことができるだけでなく、スポーツが苦手な子供や高齢者等も参加しやすいスポーツであるものの、台東区スポーツに関する意識調査において、区民の経験や関心は 40.9%と、まだ低い状況にあります。

・東京 2020 パラリンピック競技大会や第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025(※)等を契機として障害者スポーツの魅力や競技者の活躍が広く発信されました。今後も障害者スポーツの普及促進や障害者スポーツに触れる機会の充実を図るとともに、障害者スポーツを通じた相互理解を推進していく必要があります。

（※）デフリンピック競技大会…ろう者による国際スポーツ大会。デフ（Deaf）は、英語で「耳がきこえない」という意味。

《主な取り組み》

Ｎｏ．31	パラリンピック競技の団体への支援
所管課	スポーツ振興課
概　要	本区を活動の拠点とするパラアスリートに活動場所の提供等を行い、世界で活躍できるよう支援します。また、支援するパラアスリートとの連携体制を築き、パラアスリートと区民が交流する機会を設けることで、区民へ障害者スポーツの魅力や素晴らしさを広めます。

Ｎｏ．32	障害者スポーツの初心者に向けた教室
所管課	スポーツ振興課
概　要	障害者が、楽しみながらスポーツを始められる場所づくりや教室を実施します。また、スポーツに対して不安や苦手意識があっても安心してスポーツを始めることができるよう、支える人材の育成や体制づくりを行い、その取り組みの啓発を行います。

Ｎｏ．33	障害者スポーツに触れる機会の提供
所管課	スポーツ振興課
概　要	障害者スポーツ体験会の実施や、現在開催しているスポーツイベントにおいて積極的に障害者スポーツの種目を取り入れることにより、気軽に障害者スポーツに触れることができる機会を提供します。

Ｎｏ．34	障害者が参加できるスポーツ教室・イベント事業★
所管課	障害福祉課、松が谷福祉会館、生涯学習課
概　要	障害者が継続して参加できる教室・イベントを開催することで、スポーツを通じた心身の健康増進や運動不足の解消とともに、仲間づくりなど人々のつながりを強化します。

Ｎｏ．35	障害者スポーツができる場所づくり
所管課	スポーツ振興課
概　要	障害者が安心してスポーツができるよう、スポーツ施設を優先的に利用できる時間帯の導入や障害者スポーツを取り巻く周囲の理解の促進を図ります。

Ｎｏ．36	共生社会に向けた障害者スポーツ教育・講座
所管課	指導課、スポーツ振興課
概　要	区民や区立スポーツ施設職員などを対象に障害者スポーツに関連した講座等を開催し、障害者スポーツを支える人材育成を行います。また、学校教育において児童・生徒の障害者への理解を深める一環として、障害者スポーツ体験に取り組みます。

Ｎｏ．37	障害者スポーツによる区民の交流
所管課	スポーツ振興課
概　要	障害者スポーツを通じて、障害のある人とない人が交流する機会を提供し、地域スポーツ団体と連携して障害者スポーツを推進します。



【ボッチャの様子】



【訪問型ダンスレッスンの様子】

施策の方向性４　防災・安全・バリアフリーのまちづくり



・近年、想定をはるかに超える風水害等が頻発しており、障害者のための防災対策の課題は多岐にわたり、大きなものであることが再認識されています。
・風水害等が発生すると、障害福祉サービス等の提供に大きな支障が生じます。想定外の事態においても、障害福祉サービス等の提供体制を維持できるように備える必要があります。
・災害時に障害者が安全に移動・避難できるよう、日頃から防災地図等で避難経路を確認し、避難訓練に参加するなど、避難への備えを行うよう啓発します。
・消費生活をめぐる詐欺や一方的な契約については、財産を脅かすものです。このような被害を防止するために、トラブルが起こった際の対処法等について周知するなど消費者保護の取り組みを行う必要があります。
・感染症の拡大は、障害福祉サービス等の提供に大きな支障をきたします。感染拡大時等においても、障害福祉サービス等の提供体制を維持できるように備える必要があります。
・令和２年のバリアフリー法の一部改正を踏まえ、令和４年 10 月に台東区バリアフリー基本構想を改定しました。引き続き、ハード、ソフト両面でバリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

施策の取り組み

【施策１】防災・防犯対策の推進
【施策２】感染症対策の推進
【施策３】公共施設等のバリアフリー化の充実

【施策１】防災・防犯対策の推進

《現状と課題》

・障害者実態調査において、「災害時に困ることや不安に思うこと」として、「薬の確保」、「家族等と連絡をとること」、「避難・移動すること」の３点が上位に挙げられており、災害時に障害者の安全を確保する取り組みをより一層推進していくことが求められています。

・災害時に障害者の安全を確保するためには、障害者と地域住民とが日常的な関わりを持ち、地域における共助の体制を強化していくことが必要です。

・災害が発生した場合の障害者福祉施設や避難所におけるそれぞれの障害特性に合った支援のあり方などについて、引き続き検討する必要があります。

・避難行動要支援者名簿及び個別支援計画について、関係機関・団体等を含め、地域全体でより効果的な運用方法について検討するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練を実施する必要があります。

・避難所への移動、又は避難所での避難生活が困難な場合、在宅避難は有効な避難行動の一つです。住み慣れた自宅で生活を継続することができる在宅避難は、ストレス軽減等のメリットがあり、在宅避難者を支える仕組みづくりの検討が必要です。また、日頃から在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の必要性を周知します。

・令和７年７月に災害対策基本法等の一部を改正する法律が施行され、障害者等の要配慮者、在宅避難者などの多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加され、災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」が明記され、福祉関係者との連携を強化することとなりました。

・障害者の中には、自己の財産管理などが難しいことから、高額商品を買わされるといった被害に遭う人もいます。そのため、障害者本人だけでなく、その家族や地域住民等に対しても消費生活に関する講座の実施や、成年後見制度の利用促進など、防犯対策を推進していく必要があります。

《主な取り組み》

Ｎｏ．38	避難行動要支援者に対する支援の推進
所管課	危機・災害対策課、障害福祉課、保健予防課
概　要	災害時に自力での避難が困難な避難行動要支援者の名簿を、警察署、消防署、消防団、民生委員、区と協定を締結する町会に提供し、定期的な周知・活用を図り、平常時から要支援者の所在を把握します。 あわせて、避難行動要支援者名簿の登録と個別支援計画の作成を推進していきます。 また、避難行動要支援者名簿を使用した避難訓練を実施します。

Ｎｏ．39	在宅避難支援の推進★
所管課	危機・災害対策課、障害福祉課、保健予防課
概　要	在宅避難を行う上で、必要となる地域との連携や避難物資等の提供、情報伝達の方法など、在宅避難を支える仕組みづくりの検討を進めます。 また、日頃から、在宅避難で必要になる食料や飲み物、医療資材、日用品などの物資の備蓄が進むよう周知を行います。

Ｎｏ．40	災害時における共助の仕組みづくりの推進★
所管課	危機・災害対策課、障害福祉課
概　要	地域との協働による防災訓練への、障害者や障害者団体の参加を促進し、共助の仕組みづくりを推進します。また、ＢＣＰ(事業継続計画)に基づき、被災時に、障害福祉サービス事業所が他事業所と相互に連携し、支援しあえるように連携の促進を行います。

Ｎｏ．41	二次避難所（福祉避難所）の運営体制の強化
所管課	危機・災害対策課、福祉課、高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課、松が谷福祉会館、保健予防課
概　要	災害発生時に迅速かつ円滑に二次避難所（福祉避難所）を開設・運営できるよう、二次避難所（福祉避難所）の運営体制について検証・見直しを進めます。 また、災害発生時に速やかに避難所を開設・運営できるよう、訓練を実施します。

Ｎｏ．42	災害時における安否確認体制の確保
所管課	障害福祉課、保健予防課
概　要	区内で災害が発生した場合に、区が障害福祉サービス事業者の協力を得て行う区内の障害福祉サービス利用者の安否の確認及び居宅系サービスの提供を円滑に実施するため、障害福祉サービス事業者と必要な事項を定めた覚書を締結します。

Ｎｏ．43	ヘルプカード等の配布★
所管課	障害福祉課
概　要	ヘルプマークのほか、緊急連絡先や必要な支援内容を記載するヘルプカード等を障害者へ配布し、警察・消防等の関係機関や区民へ周知することで、障害者が援助を得やすくなるよう支援します。 また、災害時に支援を必要としていることを周囲に知らせるためのヘルプバンダナを配布するとともに、利用方法や支援方法について周知・啓発を行い、理解促進を図ります。

Ｎｏ．44	防災・防犯講演会等
所管課	くらしの相談課、障害福祉課、松が谷福祉会館
概　要	障害者団体と連携した防災講演会を実施し、防災意識の啓発を行います。また、防犯に関わる様々な取り組み事例や消費生活に関わる相談事例、トラブル対処の方法を紹介する講座を実施します。

Ｎｏ．45	緊急通報システムなどの機器の貸与
所管課	障害福祉課
概　要	自宅での緊急事態に対応するため、緊急通報システムなどの機器を貸与します。

Ｎｏ．６	成年後見制度の利用支援【再掲】
概　要	Ｐ．58 参照



【成年後見制度に関するパンフレット】



【ヘルプバンダナ】

【施策２】感染症対策の推進

《現状と課題》

・新型コロナウイルス感染症などの感染拡大時においても、障害福祉サービス等の提供体制を維持できるように、引き続き、施設等に対し、感染症予防の周知・啓発活動を行っていく必要があります。

・感染症については、流行状況を常に把握し、感染を拡大させない取り組みや、サービス提供体制を維持していくための取り組みを進めていく必要があります。

《主な取り組み》

Ｎｏ．46	感染症対策の推進
所管課	保健予防課
概　要	感染症の流行状況を常に把握し、事業所に対し感染症対策についての周知・啓発を実施します。

Ｎｏ．８	障害者のＩＣＴ活用の推進★【再掲】
概　要	Ｐ．61 参照

Ｎｏ．17	遠隔手話通訳サービス★【再掲】
概　要	Ｐ．65 参照

Ｎｏ．108	遠隔相談サービス【再掲】
概　要	Ｐ．135 参照

【施策３】公共施設等のバリアフリー化の充実

《現状と課題》

・障害者実態調査において、「外出における困りごと」がある割合は、障害者で 62.1%となっており、「疲れたときの休憩場所」「建物の段差や階段」「歩道の段差や傾斜」が上位に挙げられています。また、障害児では 56.3%が外出について何らかの困りごとがあると回答しており、「自動車・自転車に危険を感じる」「電車、バスやタクシーの利用」「疲れたときの休憩場所」が上位に挙げられています。

・障害者をはじめ誰もが自立した地域生活を送るために、生活圏、行動圏を広げられるよう、公共施設や公共交通機関等のバリアフリー化を一層推進する必要があります。

《主な取り組み》

Ｎｏ．47	公共施設等のバリアフリー化の推進
所管課	都市計画課
概　要	台東区バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区である区内全域において、関係機関・事業者と協力し、区民施設、駅施設や病院などの生活関連施設等のバリアフリー化を推進します。

Ｎｏ．48	安全・安心な道づくり
所管課	土木課
概　要	すべての利用者が安全かつ快適に道路を通行できるよう、歩道の整備やバリアフリー化を推進します。



【バリアフリー化された歩道の例】



【バリアフリートイレ】

基本目標Ⅱ　地域生活支援の充実

施策の方向性５　相談支援の充実



・相談は、すべてのサービス利用の入口となるものです。また、求められた内容に対して回答するだけではなく、障害の特性や生活環境など障害者一人ひとりの状況を把握し、家族への支援も含めて、適切な制度やサービスにつなげていくことが重要です。
・本区では、区役所の窓口での相談のほかに、基幹相談支援センターや相談支援事業所においても地域で暮らすための様々な相談支援を行っています。また、地域の中で同じ障害のある人に話を聞いてもらい、助言を受けるピアカウンセリング等を行っています。
・相談支援の公平性・中立性の確保や各相談機関の連携、共通する課題への対応には、地域自立支援協議会の存在が欠かせません。令和４年に改正された障害者総合支援法等を踏まえ、国の基本指針では、地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域課題の抽出や地域のサービス基盤の開発・改善等の体制確保の重要性が改めて示されています。
・相談支援体制については、引き続き検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材の確保・育成・定着等各種支援の更なる強化・充実に向けた検討を進めていくことが必要です。

施策の取り組み

【施策１】相談支援体制の充実
【施策２】地域自立支援協議会の運営
【施策３】地域生活支援体制の充実
【施策４】住宅相談等の支援
【施策５】ピアサポートの実施

【施策１】相談支援体制の充実

《現状と課題》

・障害者自身が生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送るためには、障害の特性や生活環境など、一人ひとりの状況に応じた様々なサービスを調整し支援する、相談支援体制の充実が必要です。

・平成 28 年度に地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを整備し、相談支援事業所の資質向上やネットワークの強化を図っています。

・区内には、計画相談支援事業所が 20 か所あるほか、障害者や家族からの様々な相談に応じるため、４か所の相談支援事業所に相談事業を委託しています。

・平成 27 年度より障害福祉サービス等を利用する場合には、サービス等利用計画を作成することが義務づけられ、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所の重要性が増しています。国の基本指針では、セルフプランの分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、令和 11 年度末までに、のぞまないセルフプラン（身近な地域に指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者がない場合にやむを得ず作成されるセルフプラン）の件数をゼロとすることが示されています。

・本区では、令和８年３月末時点でのセルフプラン率が障害者は 18.1%、障害児は 81.9%と、いずれも東京都全体でのセルフプラン率より高くなっています。そのため、相談支援業務への従事者を増やすとともに、時間の経過や本人の変化に合わせた振り返りと計画等の見直しを行うことのできるモニタリングの機会があることなど、計画相談支援事業所を利用することのメリットをしっかりと周知していく必要があります。

《主な取り組み》

Ｎｏ．49	基幹相談支援センター機能の充実★
所管課	松が谷福祉会館、保健予防課
概　要	相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとして、スーパーバイザーを活用した計画相談支援事業所や関係機関等への相談支援、情報提供、助言を行います。また、地域の相談支援事業所・関係機関等の連携強化や、多様な相談支援に対応できる人材育成を目的とした研修の実施等により、基幹相談支援センター機能の充実を図ることで、ライフステージに応じた地域の障害者の抱える課題解決を支援します。

Ｎｏ．50	計画相談支援事業所への支援
所管課	障害福祉課、保健予防課
概　要	障害福祉サービス等の利用支援を行う特定相談支援事業所や、障害児相談支援事業所の役割や特色などについて、更なる周知を図ります。また、利用者にきめ細かな対応ができるよう、体制強化に取り組む計画相談支援事業所への支援を図ります。

Ｎｏ．51	障害者が地域で安心して暮らすための支援★
所管課	障害福祉課、保健予防課
概　要	障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう、地域生活への移行と定着を支援する障害者安心生活支援・地域生活移行促進事業（※１）及び地域移行に向けた調整を行う事業者を支援する特定相談・一般相談連携機能強化支援事業を実施します。 また、地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業（新設）（※２）により、緊急時支援や地域移行に関するネットワークづくり等の支援体制の強化を図り、障害者が地域で安心して生活を送れるよう支援します。

（※１）障害者安心生活支援・地域生活移行促進事業

①緊急時相談支援事業

②緊急時ステイ事業

③地域生活移行支援事業

（※２）地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業

①体験利用等居室確保事業

②拠点コーディネート事業

Ｎｏ．52	難病患者への相談支援
所管課	保健予防課
概　要	難病患者も障害福祉サービスを利用できることを周知するとともに、難病患者とその家族からの療養生活等に関する相談に応じます。また、難病対策地域協議会を開催し、相談支援の強化について検討していきます。

Ｎｏ．53	福祉に関する相談
所管課	福祉課
概　要	障害者等が安心して福祉サービスを利用できるよう、社会福祉協議会が行う弁護士による法律相談や、福祉サービスに関する苦情・相談等の事業を支援します。

Ｎｏ．54	包摂的な支援の推進★
所管課	福祉課
概　要	地域住民等の抱える複合的な課題に対応するため、世代や属性を問わない包摂的な相談支援体制の構築を行うとともに、区職員等に向けた研修を実施することで、関係者の目的意識の共有や資質の向上を図ります。また、地域の特性に応じたきめ細かな相談支援や多世代が交流する居場所の創出のため、区内を４つに分けた圏域ごとに拠点を整備します。

Ｎｏ．55	発達障害児（者）の総合的な相談支援
所管課	子ども家庭支援センター、保育課、児童・青少年育成課、障害福祉課、松が谷福祉会館、保健予防課、保健サービス課、学務課、指導課、教育支援館
概　要	「台東区発達障害児（者）支援方針」に基づき、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援を行うため、関係機関との連携を図ります。

Ｎｏ．56	ヤングケアラーへの支援
所管課	子ども家庭支援センター
概　要	年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うヤングケアラーに関する周知・啓発を図り、支援を行います。児童・生徒が相談しやすい環境を整えるほか、リーフレットの配布及び区職員や関係機関向けの研修を行います。

【施策２】地域自立支援協議会の運営

《現状と課題》

・障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、相談支援事業者や民生・児童委員、障害福祉サービス事業者など、様々な関係機関が連携し、支援のネットワークを充実させていくことが重要です。

・平成 24 年の障害者自立支援法の一部改正により法定化された地域自立支援協議会（※）は、関係機関の連携強化や情報共有、障害者が抱えるニーズや課題について具体的に協議する場としてネットワークの中核となる重要な役割を担っています。

・支援の内容は、障害の状況や生活環境などによって様々です。個別には解決できない課題などを抽出し、地域自立支援協議会に設置されている各専門部会で解決に向け検討しています。また、検討内容は、障害福祉計画に反映できるよう推進協議会へ提言しています。

・専門部会の活動に障害当事者が参画することも重要であり、本区では、専門部会で実施する講演会やイベントなどを障害当事者に案内しています。

・なお、令和４年に改正された障害者総合支援法等により、令和６年４月から、地域自立支援協議会の構成員に守秘義務が課されるとともに、関係機関による同協議会への情報提供に関する努力義務が課されることとなりました。今後は、同協議会における個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえ、地域の支援体制整備の取り組みを活性化させていくことが重要となります。

（※）地域自立支援協議会…地域の課題について検討する場として設置しており、「相談支援部会」、「就労部会」、「くらしの部会」の３つの専門部会を有し、それぞれが連携し、協議を行い、地域におけるネットワークの中核を担っています。

《主な取り組み》

Ｎｏ．57	地域自立支援協議会の運営
所管課	障害福祉課
概　要	障害者が豊かに暮らすことのできる地域づくりのため、定期的に協議を行います。また、障害福祉計画の策定時には、同協議会から意見を聴取します。

【施策３】地域生活支援体制の充実

《現状と課題》

・障害の重度化や状態の変化、障害者の高齢化、親なき後への対応を見据えて、暮らしの安心感を確保し、親元からの自立を希望する人への支援を充実するため、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の確保、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの５つの機能を持つ地域生活支援拠点について、本区では、令和２年度末に区内複数の事業所・機関が分担して機能を担う「面的整備型」として整備を行いました。

・５つの機能のうち、緊急時の受け入れ・対応については、短期入所（ショートステイ）の拡充や医療的ケアに対応した受け入れ先の確保等、継続的な検討が必要となっています。

・緊急時の受け入れ先の確保のため、令和８年４月より拠点コーディネーターを配置しました。平時から区外の短期入所（ショートステイ）施設の情報収集・連携体制構築を図り、緊急時の受け入れ先調整が難航した場合に相談支援事業所を支援します。今後も支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討していきます。

・差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築し、精神障害者が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、国が掲げている精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを引き続き構築していく必要があります。

《主な取り組み》

Ｎｏ．58	地域生活支援拠点の機能の充実
所管課	障害福祉課、松が谷福祉会館、保健予防課
概　要	地域生活支援拠点の運用について、適宜検証・検討を行い、短期入所（ショートステイ）や相談機能など拠点を構成する各機能を充実するとともに、拠点コーディネーターの運用について検証・検討を行います。

Ｎｏ．59	精神障害者における保健・医療・福祉関係者による協議会の開催
所管課	保健予防課
概　要	精神保健福祉連絡協議会を開催し、関係機関と連携を図ることで、こころの病気を抱える人の社会復帰及び自立と社会参加を促進します。

【施策４】住宅相談等の支援

《現状と課題》

・住み慣れた地域で自立した生活を望む障害者にとって、住まいの確保は不可欠です。しかし、障害の状況等により住宅を見つけることができない、借りられないという状況があるため、引き続き、住宅確保に対する支援等が必要です。

・本区では、家賃等債務保証制度や住み替え居住支援制度のほか、住宅確保要配慮者向けの入居相談窓口において、入居希望者に対して、不動産関係団体と協力して住宅探しの支援に取り組んでいます。

《主な取り組み》

Ｎｏ．60	住宅セーフティネットの推進
所管課	住宅課
概　要	障害者等の居住の安定を図るため、不動産関係団体や居住支援団体等と居住支援協議会を設置し、必要な措置に関する協議や入居相談窓口での住宅情報の提供などを行い、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。 また、家賃債務保証会社の利用に伴う初回保証料や立ち退きに伴う転居費用の一部を助成します。

Ｎｏ．61	単身生活サポート事業
所管課	保健予防課
概　要	地域での単身生活を希望する精神障害者に対し、民間賃貸住宅等への入居支援や生活支援を行う「単身生活サポート事業」を実施します。

Ｎｏ．51	障害者が地域で安心して暮らすための支援★【再掲】
概　要	Ｐ．89 参照

【施策５】ピアサポートの実施

《現状と課題》

・障害者自身の自己決定、自己選択を、同じ障害のある人同士で育みあい、支え合うことは、地域で自立した生活を送るために重要です。同じ障害のある人に話を聞いてもらい、助言を受ける機会であるピアカウンセリングや、同じ障害のある人が集まり、語り合うピアサポートミーティング等が必要です。

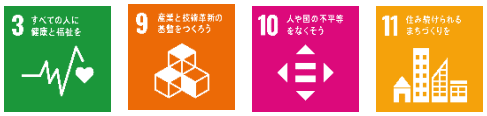
・障害者が文化活動を行う機会を充実させ、仲間づくりができる場を提供しています。

《主な取り組み》

Ｎｏ．62	ピアカウンセリング
所管課	松が谷福祉会館、保健予防課
概　要	障害のある人が相談員として、同じ障害のある人の相談を受けるピアカウンセリングやピアサポートミーティング（茶話会）を実施します。

Ｎｏ．63	社会生活訓練事業
所管課	松が谷福祉会館
概　要	社会生活訓練事業における、交流サークル、絵画サークル等の自主サークルや各種教室の中で、障害者が相互にサポートし合いながら仲間づくりができる機会を提供します。

施策の方向性６　障害者や家族を支える障害特性に応じた多様なサービス提供体制の整備



・障害者総合支援法における基本理念に、「全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保される」とあるように、地域でサービスを受けられる環境を整えることは重要です。
・入所施設から地域生活への移行を促進するという基本的な考えのもと、障害者が自らの暮らし方を選択し、生まれ育った地域で生活していくことができるよう、居住環境の整備が必要です。
・今後の障害者施策においては、親の亡き後や高齢化する障害者と見守る家族が将来を安心して任せられる社会づくりが求められています。
・障害が重度化した人や高齢となった人、また医療的ケアが必要な人でも、住み慣れた地域で安心して生活するためには、重度障害者を対象とするグループホーム等が必要不可欠です。
・令和８年３月の医療的ケア児等支援法の改正により、医療的ケア児だけでなく、成人期を含む医療的ケアが必要な人を対象とした、地域で自立した生活を営むための医療・福祉・教育等の支援体制を切れ目なく整備することが求められています。
・強度行動障害の状態にある障害者が利用できる施設・サービスが少なく、受け入れ事業者への支援や利用できる施設の整備が求められています。
・介護や支援の必要な人が、生活の質を維持し住み慣れた地域で生活を続けられるよう、障害者の能力を最大限に活かすためのリハビリテーションの実施が求められています。

施策の取り組み

【施策１】在宅生活を支えるサービスの充実
【施策２】居住環境の整備
【施策３】日中活動の場の整備
【施策４】障害者の高齢化への対応
【施策５】リハビリテーションの実施

【施策１】在宅生活を支えるサービスの充実

《現状と課題》

・在宅サービスは、障害の程度にかかわらず地域で生活することを希望する障害者及び家族の在宅生活を支える重要な柱です。
・特に、短期入所（ショートステイ）施設の確保と、強度行動障害の状態にある障害者や医療的ケアを必要とする障害者を受け入れる事業者への支援を推進する必要があります。
・本区では、在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）等をケアする家族の休息や就労支援を目的に、訪問看護事業者の看護師を自宅等に派遣し、一定時間、家族の代わりに医療的ケア及び常時の見守り等を行う重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業を実施しています。
・精神障害者が住み慣れた地域で生活を続けるためには、病状が不安定になったときや家族等の都合により介護者等が不在となったときなどにも、入院しないで休息をとることができるよう迅速に対応する必要があります。
・地域での単身生活を希望する精神障害者が、グループホーム等から一般住宅へ入居する際、困難を伴うことが多くみられます。また、自立後の生活支援も必要であり、そのための相談員派遣等の支援が必要です。
・重度障害者を対象とした障害に関する施策検討のためのアンケートにおいて、「今後、充実を希望するサービス」として、「短期入所（ショートステイ）・緊急一時保護」が 33.3%と最も高くなっています。

《主な取り組み》

Ｎｏ．64	【新規】様々な障害特性に応じた支援体制の構築
所管課	障害福祉課、松が谷福祉会館、保健予防課
概　要	強度行動障害のある人、医療的ケアが必要な人、重症心身障害のある人など、重度障害のある人への支援体制を検討します。

Ｎｏ．65	短期入所（ショートステイ）の整備★
所管課	障害福祉課
概　要	区有施設を活用したグループホームの整備にあわせ、短期入所（ショートステイ）を整備します。令和９年度に整備する重度身体障害者グループホームに短期入所（ショートステイ）２床を併設します。また、令和 10 年度に整備する重度知的障害者グループホームに短期入所（ショートステイ）１床を併設します。

Ｎｏ．66	医療的ケアに対応する事業者への支援
所管課	障害福祉課
概　要	医療的ケアを必要とする人が、短期入所（ショートステイ）、日中一時支援、障害児通所支援等を利用できるように運営事業者を支援します。

Ｎｏ．67	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業
所管課	障害福祉課
概　要	重症心身障害児（者）の自宅等に訪問看護師等を派遣し、医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）等の健康の保持とその家族の休息及び就労等を支援します。

Ｎｏ．68	家庭への支援
所管課	障害福祉課
概　要	一時的に家庭での介護が困難となった場合等の支援として、日中一時支援や緊急一時保護を実施します。

Ｎｏ．69	精神障害者への都型ショートステイ事業
所管課	保健予防課
概　要	地域で生活する精神障害者の病状が不安定になったときや、家族等の都合により介護ができなくなったときなどに、精神障害者が入院しないで地域で生活を送ることができる「都型ショートステイ事業」を実施します。

Ｎｏ．12	【新規】視覚障害者へのＩＣＴ機器を活用したサポート【再掲】
概　要	Ｐ．62 参照

Ｎｏ．51	障害者が地域で安心して暮らすための支援★【再掲】
概　要	Ｐ．89 参照

Ｎｏ．61	単身生活サポート事業【再掲】
概　要	Ｐ．97 参照

【施策２】居住環境の整備

《現状と課題》

・令和８年度末現在、区内には身体障害者福祉ホーム１か所、身体障害者グループホーム１か所、重度身体障害者グループホーム１か所、知的障害者グループホーム 16 か所、精神障害者グループホーム２か所が整備されています。（※）

（※）グループホーム数については、ユニット単位（共同で生活するグループの単位）で計上

・障害者実態調査における「将来希望する暮らし方」として、「グループホーム等の共同生活住居で暮らしたい」を選択した人の割合が、身体障害と知的障害の人ともに、他の障害の人と比べて多く、引き続き、身体障害者グループホームと知的障害者グループホームの整備を進めていくことが必要です。

・重度障害者を対象とした障害に関する施策検討のためのアンケートにおいて、「将来の暮らし方」として、「グループホーム等で共同生活」が 37.4%（既にグループホームに入居している人を除くと 13.2%）となっており、依然としてニーズが高いため、引き続きグループホームの整備を進めていくことが必要です。

・精神障害者グループホームについては、必要な人の地域生活への移行を進めるため、引き続き、着実な運営を実施する必要があります。

・民間賃貸住宅など一般住宅への入居に際し、障害があることにより、契約や保証人等の面で支援が必要な場合があります。通過型グループホーム退所後の単身者等も含め、円滑に住居確保ができるよう支援が必要です。

《主な取り組み》

Ｎｏ．70	身体障害者グループホームの整備★
所管課	障害福祉課
概　要	身体障害者福祉ホーム１か所について、令和９年度に重度身体障害者を対象とするグループホームとし、９床増床するとともに、障害者の重度化・高齢化に対応するため日中・夜間支援を行います。 また、障害者のニーズに合わせ、令和 10 年度に重度知的障害者及び重度身体障害者を対象とするグループホームを整備します。

Ｎｏ．71	知的障害者グループホームの整備★
所管課	障害福祉課
概　要	障害者のニーズに合わせ、令和 10 年度に重度知的障害者及び重度身体障害者を対象とするグループホームを整備します。

※Ｎｏ．70 及びＮｏ．71 で令和 10 年度に整備するグループホームは、同一のものとなります。

Ｎｏ．72	精神障害者グループホームの運営
所管課	保健予防課
概　要	親元からの自立、施設や医療機関から地域生活への移行を進めるため、引き続き、障害者のニーズを踏まえた着実な運営を実施していきます。

Ｎｏ．51	障害者が地域で安心して暮らすための支援★【再掲】
概　要	Ｐ．89 参照

Ｎｏ．60	住宅セーフティネットの推進【再掲】
概　要	Ｐ．96 参照

Ｎｏ．61	単身生活サポート事業【再掲】
概　要	Ｐ．97 参照

Ｎｏ．64	【新規】様々な障害特性に応じた支援体制の構築【再掲】
概　要	Ｐ．101 参照

【施策３】日中活動の場の整備

《現状と課題》

・令和８年度末現在、区内には生活介護施設９か所が整備されていますが、障害者の重度化・高齢化に伴う支援や医療的ケア支援など多くの支援を必要とする人の増加が見込まれることや、今後の特別支援学校卒業予定者などから推計すると、重度の障害や医療的ケアに対応できる生活介護施設の整備を進める必要があります。

・令和 13 年度に開設を予定している「（仮称）北上野二丁目福祉施設」におけるデイサービスの拡充や、デイサービス等終了後の時間帯における支援の場の整備について、より具体的な検討を進める必要があります。

・18 歳到達を境に放課後等デイサービス等の支援時間帯が継続されにくくなるいわゆる「18 歳の壁」が存在し、これにより、社会参加の機会の減少につながるとともに、家族の就労継続が困難になっているという課題があります。18 歳以降も含め、学校の長期休暇期間中や通所サービス利用後に居場所を確保できる体制づくりが求められています。

・本区においては、医療的ケアに対応する事業者への支援を行っており、今後も関係機関等と連携した支援を推進する必要があります。

《主な取り組み》

Ｎｏ．73	（仮称）北上野二丁目福祉施設整備
所管課	こども政策課、子育て支援課、子ども家庭支援センター、児童・青少年育成課、障害福祉課、松が谷福祉会館、保健予防課、保健サービス課、学務課、教育支援館
概　要	松が谷福祉会館における障害者デイサービス、障害者自立支援センター及び基幹相談支援センターの機能の充実に加え、妊産婦、子供や 39 歳までの若者及びその家族等からのあらゆる相談に対応できる総合相談窓口や、地域の中核的な療育施設となる児童発達支援センターの設置、生きづらさを抱える若者の相談・支援を進めます。

Ｎｏ．74	学校卒業後の夕方支援
所管課	障害福祉課、松が谷福祉会館、保健予防課
概　要	（仮称）北上野二丁目福祉施設における、トワイライトサービスなど、福祉作業所や生活介護施設等の活動終了後、夕方の時間帯において支援が必要な障害者の居場所づくりについて、検討を進めます。また、利用者の家族等の介護負担軽減のため、松が谷福祉会館の障害者デイサービスにおけるサービス提供時間の延長について検討します。

Ｎｏ．75	【新規】障害児者の居場所づくり支援
所管課	障害福祉課、保健予防課
概　要	障害児者の社会参加及び家族の就労継続を図ることを目的として、障害児の学校の長期休暇期間中及び障害者の日中の通所サービス利用後の居場所を確保する事業者を支援します。

Ｎｏ．64	【新規】様々な障害特性に応じた支援体制の構築【再掲】
概　要	Ｐ．101 参照

Ｎｏ．66	医療的ケアに対応する事業者への支援【再掲】
概　要	Ｐ．101 参照

Ｎｏ．102	児童発達支援センターの整備【再掲】
概　要	Ｐ．129 参照

Ｎｏ．125	移動支援の充実★【再掲】
概　要	Ｐ．150 参照

【施策４】障害者の高齢化への対応

《現状と課題》

・平成 28 年に改正された障害者総合支援法により、65 歳になるまでに５年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減される仕組みが設けられています。

・障害の種別にかかわらず、高齢化が進んでおり、障害特性に応じた支援の充実とともに、高齢者福祉施策との連携が重要な課題となっています。特に障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、65 歳以降は介護保険給付が優先されることになりますが、一人ひとりの状況に応じた障害福祉サービスと介護保険サービスが、総合的に提供されることが重要です。

・障害者の高齢化に伴い、グループホームでの日中・夜間支援への対応が求められています。

《主な取り組み》

Ｎｏ．76	介護保険サービスへの移行時の支援
所管課	高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課、保健予防課
概　要	障害福祉サービスの利用者が、65 歳に到達するなどで介護保険サービスに移行することとなった際に、円滑にサービスを利用できるよう相談などの支援を実施します。 また、介護保険サービスに移行しても、必要な支援が受けられるよう、一人ひとりの状況に応じた障害福祉サービス等を併用するための支援を実施します。

Ｎｏ．77	共生型のサービスの提供
所管課	高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課
概　要	障害者の高齢化に対応するため、特別養護老人ホーム竜泉で共生型のサービスを提供するとともに、介護と障害福祉の支援体制の相互理解を推進するため、障害の相談支援専門員、高齢の地域包括支援センター職員、ケアマネジャー及び施設職員を対象に、介護保険制度及び障害者の状況に関する研修を行います。

Ｎｏ．70	身体障害者グループホームの整備★【再掲】
概　要	Ｐ．104 参照

【施策５】リハビリテーションの実施

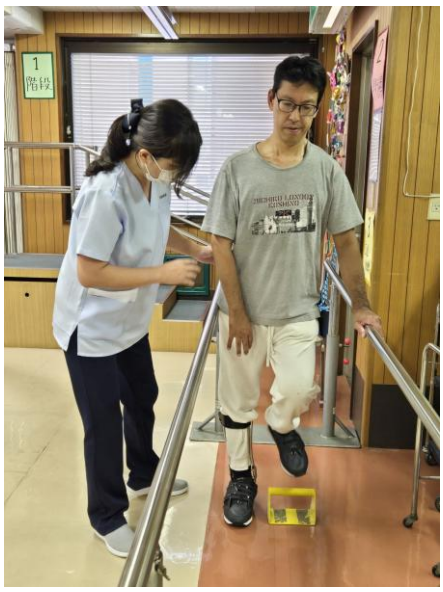
《現状と課題》

・介護や支援の必要な人が、生活の質を維持し住み慣れた地域でいきいきとした生活を続けられるように、機能訓練の実施などの継続的なリハビリテーションが必要です。

《主な取り組み》

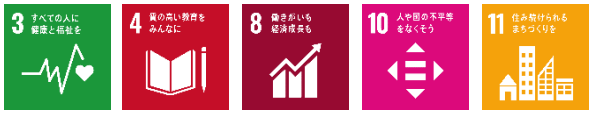
Ｎｏ．78	中途障害者への機能訓練
所管課	松が谷福祉会館
概　要	脳卒中等の後遺症のある人に、機能維持と改善のため、個々の障害に応じた機能訓練を実施します。

Ｎｏ．34	障害者が参加できるスポーツ教室・イベント事業★【再掲】
概　要	Ｐ．75 参照



【機能訓練の様子】

施策の方向性７　障害福祉人材の確保・育成・定着の支援充実



・近年、少子高齢化の進展とともに、障害者の重度化・高齢化等、障害者を取り巻く環境は大きく変化しており、障害福祉サービスの需要が増加・多様化しています。
・令和７年度版厚生労働白書では、いわゆる団塊の世代がすべて 75 歳以上となる令和７年にかけて、65 歳以上人口、とりわけ 75 歳以上人口が急速に増加した後、令和 22 年に向けてその増加は緩やかになる一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は、令和７年以降さらに減少が加速すると見込まれています。また、台東区の将来人口推計では、生産年齢人口（15～64 歳）は、令和 12 年まで増加したのち減少していく見込みです。
・人口減少が進む中、障害者の暮らしを支える障害福祉サービスの担い手も減少しており、厚生労働省の職業安定業務統計によると、令和７年度の介護関係職種の有効求人倍率は 3.63 倍で全職種の 1.10 倍を大きく上回るなど、福祉の現場では深刻な人材不足に直面しています。
・こうした状況の中にあっても、障害者が身近な地域で将来にわたり、安心して生活していくためには、障害福祉サービス等が安定的に提供される必要があります。そのため、多様な事業者の参入を促すとともに、サービスの質の維持・向上や、これらを担う人材を安定的に確保し、育成・定着の支援に関する総合的な取り組みを図る必要があります。
・本区においても、障害福祉人材の確保等は喫緊の課題です。そのため、引き続き福祉ボランティアの育成に取り組むほか、事業者の採用活動への支援など、サービスを担う人材の確保等を強力に推し進める必要があります。

施策の取り組み

【施策１】サービスを担う人材の確保・資質向上
【施策２】ヘルパーの養成
【施策３】手話通訳者の養成
【施策４】福祉ボランティアの育成・活動支援

【施策１】サービスを担う人材の確保・資質向上

《現状と課題》

・サービスを担う人材の確保に向けて、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの周知・広報を積極的に行っていく必要があります。
・サービスを担う人材の育成や定着に向けて、福祉人材の専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進等を行うとともに、障害福祉現場におけるハラスメント対策やＩＣＴ・ロボット等の導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。
・本区では障害者総合支援法や児童福祉法に基づき、障害福祉サービス事業者等に対して指導検査を実施しています。事業者等に対して、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講じることにより、サービス内容の質の確保や給付費等の支給の適正化を図っています。

《主な取り組み》

Ｎｏ．79	人材確保・定着に向けた取り組みの推進★
所管課	介護保険課、障害福祉課、保健予防課
概　要	障害福祉サービス事業所のＰＲや、介護職等就職フェアの実施とともに、東京都の支援の対象外となる事業所への宿舎借上げ支援や人材採用活動経費助成など、人材確保に向けた取り組みを支援します。このうち、人材採用活動経費助成の充実について検討します。 また、職員の負担軽減を図り、定着を推進するための取り組みを実施します。

Ｎｏ．80	資質向上に関する研修等
所管課	人事課、障害福祉課、松が谷福祉会館、保健予防課
概　要	障害や制度の理解を深めるため、障害福祉サービス提供事業者や区職員等に向けた研修等を実施します。

Ｎｏ．81	事業所への指導検査
所管課	福祉課
概　要	計画的な指導検査を実施し、利用者の保護及び利用者の視点に立ったサービス提供・質の向上を図っていきます。

Ｎｏ．49	基幹相談支援センター機能の充実★【再掲】
概　要	Ｐ．88 参照

Ｎｏ．103	子供に関わる関係機関職員の支援の質の向上【再掲】
概　要	Ｐ．132 参照



【介護職等就職フェアの様子】

【施策２】ヘルパーの養成

《現状と課題》

・移動支援事業は、一人での外出が困難な障害者の社会参加、余暇活動のための支援です。障害者の生活上必要不可欠な外出や社会参加及び生活の質向上のためにも、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保が重要です。そのため、ガイドヘルパーの養成研修を継続していく必要があります。

・ガイドヘルパーのほかにも、視覚障害者の外出時に、代読や代筆など様々な介助を行う同行援護従事者や、常時介護を必要とする人の身体介護や家事援助等を行い、生活を支える重度訪問介護従事者の確保は重要です。

・障害福祉サービスを安定的に提供するため、サービスの担い手となる各種ヘルパーの養成を支援するとともに、各種研修受講費用や資質向上のための資格取得に要する費用を助成することで、人材確保や育成につなげる必要があります。

《主な取り組み》

Ｎｏ．82	ヘルパーの養成促進
所管課	障害福祉課
概　要	知的障害者を対象とした移動支援事業のガイドヘルパーや、同行援護ヘルパーの確保のため、養成研修を実施し、サービス提供を担うことのできる人材を育成します。

Ｎｏ．83	ヘルパー養成研修等費用の助成
所管課	介護保険課、障害福祉課、保健予防課
概　要	各種研修の受講費用や国家資格を取得するための費用を助成し、サービスの担い手となるヘルパーの育成を支援します。

Ｎｏ．125	移動支援の充実★【再掲】
概　要	Ｐ．150 参照

【施策３】手話通訳者の養成

《現状と課題》

・聴覚障害者の地域生活や社会参加を支えるには、手話による意思疎通支援が必要です。しかし、意思疎通支援を担う手話通訳者の養成には、多くの時間が必要です。
・本区では、初級、中級、上級、通訳者養成の各講習会を実施しています。また、登録手話通訳者の技術の維持・向上のための研修も実施しています。
・聴覚障害者の意思疎通支援の充実のため、引き続き計画的な養成や技能の向上について検討していくことが重要です。

《主な取り組み》

Ｎｏ．14	手話講習会【再掲】
概　要	Ｐ．64 参照

Ｎｏ．15	手話通訳者研修会【再掲】
概　要	Ｐ．64 参照

【施策４】福祉ボランティアの育成・活動支援

《現状と課題》

・福祉を支える人材の養成・確保を図るため、日々の生活や介護をサポートするボランティアを育成し、活動を支援することが求められています。

《主な取り組み》

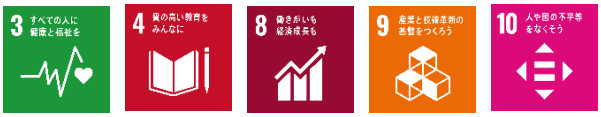
Ｎｏ．84	ボランティア等による日常生活援助への支援
所管課	福祉課
概　要	障害者や高齢者が地域で安心して生活できるよう、社会福祉協議会が行う、ボランティアによる家事援助・介護援助・身の回り応援サービス（はつらつサービス）事業を支援します。

Ｎｏ．85	福祉を支えるボランティアの育成・活動支援
所管課	福祉課、障害福祉課、松が谷福祉会館
概　要	介護支援ボランティアポイント事業等を活用し、福祉を支えるボランティアの育成・活動支援を実施します。

Ｎｏ．２	障害への理解促進、意識啓発★【再掲】
概　要	Ｐ．54 参照

基本目標Ⅲ　障害児支援の充実

施策の方向性８　成長段階に応じた切れ目のない支援



・障害のある子供には、幼いうちからの適切な支援が大切です。障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう地域における支援体制の構築を図るとともに、保健、医療、福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携し、年齢に応じた取り組みを切れ目なく行うことが重要です。
・障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点等を踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた特別支援教育の推進、学校卒業後の生活へスムーズに移行するための関係機関と連携した就労支援や障害福祉サービスの利用など、成長段階に応じた切れ目のない支援の充実を図るとともに、医療的ケアが必要な子供や様々な発達に課題のある子供等について、保健、医療、福祉、教育が連携して対応することが求められています。

施策の取り組み

【施策１】障害の早期発見
【施策２】年齢に応じた支援の推進【乳幼児期】
【施策３】年齢に応じた支援の推進【学齢期】
【施策４】年齢に応じた支援の推進【学校卒業に向けた支援】
【施策５】乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援
【施策６】障害児の日中活動の場の充実

【施策１】障害の早期発見

《現状と課題》

・障害の早期発見の機会については、保健所の乳幼児健康診査や発達相談のほか、松が谷福祉会館、教育支援館、子ども家庭支援センターなどで相談を受けるケースもあります。また、身近な幼稚園や保育園、こども園、学校などの日常の場が早期発見・相談の機会になることもあります。

・近年は、発達障害の認知度の高まり等により、保護者が自ら松が谷福祉会館へ相談を申し込むケースも多くあります。

・今後も、障害の早期発見・相談のための多様な機会を維持するため、連携を強化し、適切に学校教育や療育へとつながる相談・支援体制の充実を図る必要があります。

《主な取り組み》

Ｎｏ．86	早期発見と療育機関との連携
所管課	子ども家庭支援センター、松が谷福祉会館、保健サービス課
概　要	乳幼児健康診査・相談事業において障害を早期に発見し、専門的な支援につながるよう、療育機関との連携を図ります。

Ｎｏ．87	健診における発見精度の向上
所管課	保健サービス課
概　要	乳幼児健康診査等の従事者間において連絡会を開催し、情報共有や意見交換を行い、発見精度の向上を図り、相談機関へつなげていきます。

Ｎｏ．88	巡回訪問【再掲】
概　要	Ｐ．123 参照

【施策２】年齢に応じた支援の推進【乳幼児期】

《現状と課題》

・子供たちが障害の有無にかかわらず、ともに過ごし互いに触れ合う中で育ち、学ぶことは、障害への理解を深め、共生社会の実現につながることとなります。そのためには、多くの乳幼児が利用する幼稚園・保育園・こども園での取り組みが重要となります。これらの関係機関と保護者が、子供に対する共通の理解を進めながら支援をすることが重要です。

・保育園への障害児の入園を促進するためには、障害児が入園した場合の看護師、保育士、支援員等の配置や職員の資質向上を図ることが必要です。

・幼稚園・保育園等の関係機関からの要請により専門職員が訪問して、発達に心配のある子供の特性や対応方法について助言を行う巡回訪問は、各施設からの依頼が非常に多く、また、多様な支援ニーズに対応するためには、提供体制を充実していく必要があります。

・障害児の専門機関である療育機関と幼稚園・保育園・こども園等が連携し、それぞれの役割を活かした支援を行うことがこれまで以上に求められています。

《主な取り組み》

Ｎｏ．88	巡回訪問
所管課	松が谷福祉会館
概　要	幼稚園・保育園・こども園やその他の関係機関からの要請により、心理等の専門スタッフが訪問し、発達に心配のある子供の特性や対応方法について助言したり、相談に応じたりします。

Ｎｏ．89	保育所等訪問支援
所管課	松が谷福祉会館
概　要	集団生活を営む保育所等の施設を定期的に訪問し、支援が必要な子供本人や保育所等の職員に対し、子供が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

Ｎｏ．90	園・学校への巡回相談等
所管課	学務課、教育支援館
概　要	専門家による園・学校への巡回相談等により、配慮を要する幼児・児童・生徒に関して、教職員等に対し適切な指導・助言を行います。

Ｎｏ．91	幼児、児童、生徒の安全確保
所管課	教育支援館
概　要	園・学校に、特別支援教育支援員を配置し、配慮を要する幼児・児童・生徒の安全確保の支援を行います。

【施策３】年齢に応じた支援の推進【学齢期】

《現状と課題》

・放課後等デイサービスは、障害児の生活能力の向上のために必要な訓練を行うとともに社会との交流を図ることを目的とした施設で、区内に 20 か所あります。

・区内では、13 か所のこどもクラブ（学童保育）で集団保育が可能な障害児を６年生まで保育する高学年障害児保育を実施しています。今後も施設の改修にあわせて障害児保育に対応した施設の整備を検討する必要があります。

・障害者実態調査において、「育児における悩みや不安」として、「子供の就学や進路について不安がある」「子供の成長や発達について不安がある」が上位に挙げられています。

・特別支援教育については、障害児の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、生活や学習上の困難に寄り添って一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高める適切な指導・支援が必要です。児童・生徒の特性に応じた適切な教育を受けられる就学先を選択できるように、その支援を行う就学相談、通級相談を実施していくことが重要です。

・令和８年４月より、年齢や世帯収入に関わらず療育を受けやすい環境づくりの推進及び、障害児を育てる保護者の経済的負担の軽減を図るため、就学児以上（小学校入学以降）の障害児通所支援の利用者負担を無償化しました。

《主な取り組み》

Ｎｏ．92	こどもクラブ高学年障害児保育
所管課	児童・青少年育成課
概　要	高学年障害児対応こどもクラブで障害児保育を実施します。また、施設の改修にあわせて障害児保育に対応した施設の整備を検討していきます。

Ｎｏ．93	就学相談、通級相談
所管課	学務課
概　要	障害のある又は心配のある児童・生徒の生活や学習上の困難に寄り添って一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高める適切な指導・支援を受けられるよう、就学相談や通級相談を実施します。

Ｎｏ．94	特別支援教育に携わる教職員等への研修
所管課	教育支援館
概　要	特別支援教育に携わる教職員等の資質向上のため、学校教育相談講座を実施します。 また、特別支援教育支援員への研修を行い、児童・生徒の支援に活かします。

Ｎｏ．95	【新規】療育を受けやすい環境づくりの推進
所管課	障害福祉課
概　要	親の所得に関わりなく、就学児以上（小学校入学以降）のすべての障害児通所支援の利用者負担の無償化を実施します。

Ｎｏ．75	【新規】障害児者の居場所づくり支援【再掲】
概　要	Ｐ．108 参照

Ｎｏ．90	園・学校への巡回相談等【再掲】
概　要	Ｐ．123 参照

Ｎｏ．91	幼児、児童、生徒の安全確保【再掲】
概　要	Ｐ．124 参照

Ｎｏ．125	移動支援の充実★【再掲】
概　要	Ｐ．150 参照

【施策４】年齢に応じた支援の推進【学校卒業に向けた支援】

《現状と課題》

・地域生活や就労への移行をスムーズに行うためには、在学中から進路について学校、障害福祉関係機関、障害者就労支援室が連携して支援することが必要です。

《主な取り組み》

Ｎｏ．96	在学中からの進路相談
所管課	障害福祉課
概　要	関係機関で構成される台東区障害者関係機関連絡会通所施設調整会議を開催し、各学校の卒業生の進路についての情報共有を行います。

Ｎｏ．97	特別支援学校、保護者、区関係機関による個別支援会議
所管課	障害福祉課、保健サービス課
概　要	特別支援学校に在籍する生徒の卒業後の進路などの検討のため、必要に応じて、特別支援学校、保護者、区関係機関による個別支援会議を実施します。

Ｎｏ．98	障害福祉サービス説明会
所管課	障害福祉課、保健予防課
概　要	特別支援学校等に在籍している生徒の保護者等に対して障害福祉サービス説明会を開催し、サービス内容の理解を促進します。

Ｎｏ．99	在学中からの一般就労へ向けた個別支援会議
所管課	障害福祉課
概　要	特別支援学校との連携を強化し、在学中から一般就労に向けた体制づくりを行うため、必要に応じて特別支援学校、保護者、区関係機関による個別支援会議を実施します。

【施策５】乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援

《現状と課題》

・本区では、障害児がサービスを利用する際のセルフプラン率は 81.9%（令和８年３月末時点）であり、東京都全体でのセルフプラン率より高くなっています。
・障害の発見から学校卒業まで、それぞれの時期に応じた相談、療育支援が切れ目なく行われるよう、各成長段階における支援計画等が相談支援事業所などを通じて保護者や支援機関で共有されることが重要です。
・松が谷福祉会館における児童発達支援機能をより充実し、支援をさらに強化するとともに、子供から若者までの様々な相談や課題に対して切れ目のない支援を行うことが求められています。

《主な取り組み》

Ｎｏ．100	関係機関との支援情報などの共有
所管課	松が谷福祉会館
概　要	障害者やその家族が、日常生活での配慮点や特性、これまで受けてきた支援情報などの本人情報の記録をサポートファイルに保管し、それを活用して関係機関との情報共有を図ります。また、関係機関はその作成を支援するため、支援情報の提供を行います。

Ｎｏ．101	各支援機関とのネットワークを用いた相談支援
所管課	松が谷福祉会館
概　要	各支援機関（子ども家庭支援センター、松が谷福祉会館、保健所、各教育機関、各相談支援事業所など）が連携して構築したネットワークにより、乳幼児期から学校卒業までの切れ目のない相談支援を行います。

Ｎｏ．102	児童発達支援センターの整備
所管課	松が谷福祉会館
概　要	（仮称）北上野二丁目福祉施設開設を見据え、施設の設備及び人員体制の整備のほか、重症心身障害児等放課後等デイサービス等の新規・充実事業の検討など、児童発達支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターの整備に向けた検討を進めます。

Ｎｏ．49	基幹相談支援センター機能の充実★【再掲】
概　要	Ｐ．88 参照

Ｎｏ．50	計画相談支援事業所への支援【再掲】
概　要	Ｐ．88 参照

Ｎｏ．73	（仮称）北上野二丁目福祉施設整備【再掲】
概　要	Ｐ．107 参照

【施策６】障害児の日中活動の場の充実

《現状と課題》

・発達の遅れやその心配があると思われる子供が、日常生活に必要な基本的な動作や社会生活への適応力を身に付けられるよう専門的な支援を行う必要があります。
・医療的ケアを必要とする重症心身障害児は、一般の障害児通所支援事業所では、看護師等の人員配置不足などにより、支援を受けることが難しい状況にあります。

《主な取り組み》

Ｎｏ．64	【新規】様々な障害特性に応じた支援体制の構築【再掲】
概　要	Ｐ．101 参照

Ｎｏ．66	医療的ケアに対応する事業者への支援【再掲】
概　要	Ｐ．101 参照

Ｎｏ．102	児童発達支援センターの整備【再掲】
概　要	Ｐ．129 参照

施策の方向性９　発達障害児の支援体制の強化



・発達障害は、見た目には分かりづらく、周りの人たちには誤解を招きやすい行動として現れることがあります。
・幼児期に発達上の課題がある場合、適切な対応や支援につながらないまま親子が孤立した状態が続くと、不適切な養育や虐待など二次的な問題に至り、支援が困難な状態になるだけでなく、子供の発達に大きな影響を及ぼす場合があります。発達に心配がある子供とその保護者が、より早期に必要な支援につながるよう、支援に関わる各機関が連携した、切れ目のない支援の充実が必要です。
・発達障害に対する社会全体の関心と認識は高まり、支援ニーズは年々増加傾向にあります。また、支援ニーズ自体も多様化しています。
・早期発見と早期支援には、保護者等が子供の発達障害の特性を理解し、適切な対応ができるよう、支援体制の確保が重要です。

施策の取り組み

【施策１】早期発見体制の推進
【施策２】相談・支援体制の充実
【施策３】継続支援体制の強化
【施策４】普及・啓発の促進

【施策１】早期発見体制の推進

《現状と課題》

・ＡＳＤ（自閉症スペクトラム障害）、ＡＤ/ＨＤ（注意欠陥・多動性障害）や、ＬＤ（学習障害）などの発達障害は、適切な対応や支援が行われない状況が続いてしまうと、「ひきこもり」や「精神疾患」等の二次的な問題や障害を引き起こす場合があります。
・発達障害はできる限り早期に発見し、適切な支援につなげることが何よりも重要です。
・発達障害に対する理解をさらに促進するとともに、幼稚園・保育園・こども園・学校等での対応力を高め、子供の育ちの支援を進めながら家庭への支援につなげる仕組みづくりが求められています。

《主な取り組み》

Ｎｏ．103	子供に関わる関係機関職員の支援の質の向上
所管課	松が谷福祉会館、教育支援館
概　要	発達障害に関する研修や幼稚園・保育園・こども園・小学校等への巡回訪問時における支援方法の助言等により、保育士・教員など子供に関わる関係機関職員の対応力を高めます。

Ｎｏ．88	巡回訪問【再掲】
概　要	Ｐ．123 参照

Ｎｏ．90	園・学校への巡回相談等【再掲】
概　要	Ｐ．123 参照

【施策２】相談・支援体制の充実

《現状と課題》

・子供の発達に対する不安を感じつつも障害を受容できない保護者も多く、身近なところで気軽に相談できる窓口が求められています。さらに、着実に適切な支援へつなげていくため、関係機関との連携体制の強化を図る必要があります。

・発達障害のある子供への支援ニーズは、今後も増加が予想されることから、身近な地域でより多くの子供が必要な指導・支援を適切に受けられる環境が必要です。

・保護者・家族は、悩みや不安をどこにも相談できず、周囲から孤立してしまうこともあるため、当事者だけでなく保護者・家族への支援策も求められています。今後は、ペアレントプログラム等を活用する支援者を育成していくことも重要です。

《主な取り組み》

Ｎｏ．104	児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の支援の質の向上のための取り組み
所管課	松が谷福祉会館
概　要	障害児通所支援事業所連絡会を実施するほか、各事業所に対する研修会や助言等を実施します。

Ｎｏ．105	特別支援教室
所管課	学務課
概　要	区立の全小中学校において、在籍校で巡回指導教員による特別な指導が受けられる特別支援教室を運営します。

Ｎｏ．106	子育て総合相談
所管課	子ども家庭支援センター
概　要	子育てに関する相談を実施する中で、障害の有無にかかわらず、家族等からの子供の発達についての相談に対応します。

Ｎｏ．107	子育て支援プログラム
所管課	松が谷福祉会館
概　要	発達障害に特化した子育て支援プログラムとして、家族等が子供の行動分類や適切な指示方法、関係機関との関わり方等を学ぶペアレントプログラムを実施します。

Ｎｏ．108	遠隔相談サービス
所管課	松が谷福祉会館
概　要	利用者の利便性向上のため、タブレット等を利用した遠隔相談サービスを実施します。

Ｎｏ．55	発達障害児（者）の総合的な相談支援【再掲】
概　要	Ｐ．91 参照

Ｎｏ．86	早期発見と療育機関との連携【再掲】
概　要	Ｐ．121 参照

Ｎｏ．89	保育所等訪問支援【再掲】
概　要	Ｐ．123 参照

Ｎｏ．93	就学相談、通級相談【再掲】
概　要	Ｐ．125 参照

【施策３】継続支援体制の強化

《現状と課題》

・発達障害のある子供への支援は、成長段階に応じて切れ目なく行う必要があります。そのためには、関係機関の情報共有が重要であり、また支援の中心となる中核的拠点の機能が必要です。
・より適切かつ継続的に支援していくためには、各支援機関において発達障害の特性を正しく理解し、適切な配慮を実践する必要があります。

《主な取り組み》

Ｎｏ．100	関係機関との支援情報などの共有【再掲】
概　要	Ｐ．129 参照

Ｎｏ．102	児童発達支援センターの整備【再掲】
概　要	Ｐ．129 参照

Ｎｏ．103	子供に関わる関係機関職員の支援の質の向上【再掲】
概　要	Ｐ．132 参照

【施策４】普及・啓発の促進

《現状と課題》

・発達障害児の中には、様々な生きづらさを抱えながら生活している人がいます。また、発達障害の特性が周囲に十分理解されない場合、コミュニケーションの行き違いや誤解が生じ、結果として孤立やいじめなどにつながることがあります。住み慣れた地域で充実した社会生活を送るためには、周囲の人々の配慮や協力等が必要であり、発達障害児に対するより具体的な理解を進めることが重要です。

《主な取り組み》

Ｎｏ．109	講演会・啓発事業
所管課	松が谷福祉会館
概　要	発達障害の特性や当事者への社会的配慮・サポートの重要性、適切な対応への理解を促進するため、講演会等を実施します。また、ライフステージごとのリーフレットを配布し、啓発を推進します。

施策の方向性 10　重症心身障害児及び医療的ケア児への支援の充実



・ＮＩＣＵ（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童（医療的ケア児）は、厚生労働省の調査によると、令和６年度時点で全国に２万人を超えると推計されています。
・医療的ニーズの高い重症心身障害児は、一般の障害児支援機関への通所は難しい状況にあり、身近な地域で支援が受けられるよう障害児の日中活動の充実を図ることが重要です。
・本区では、令和元年度に庁内の関係部署で構成される医療的ケア児支援庁内連絡会を設置したほか、令和５年度には医療的ケア児等コーディネーターを配置するとともに、外部の支援関係者を含めた協議の場を設けるなど支援を進めています。令和８年の医療的ケア児等支援法の改正により、医療的ケア児だけでなく、成人期の医療的ケアが必要な人や重症心身障害者も支援の対象に追加され、自治体が医療・福祉・教育等の関係機関と連携しながら、切れ目ない支援体制を構築することが一層重要となっています。今後は、医療的ケア児等コーディネーターの調整機能を活かし、医療的ケア児等やその家族に対する総合的かつ包括的な支援の提供につなげていくことが求められます。
・台東区教育委員会では、令和４年 12 月に「区立学校等における医療的ケア児への支援に関する基本方針」を策定し、医療的ケア児及びともに学ぶ児童・生徒等にとってより良い支援体制の構築に向けた取り組みを実施しています。

施策の取り組み
【施策１】重症心身障害児及び医療的ケア児への支援の充実

【施策１】重症心身障害児及び医療的ケア児への支援の充実

《現状と課題》

・医療的ケア児が増加している状況を踏まえ、国においては、医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援していくとともに、個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく支援が行われること等を基本理念に掲げた医療的ケア児支援法が令和３年に施行されました。令和８年の法改正により、医療的ケア児だけでなく、成人期の医療的ケアが必要な人や重症心身障害者も支援の対象に追加され、より一層の支援体制の整備が求められるようになりました。

・医療的ケアを必要とする児童は、必要な支援が一人ひとり異なり、また、成長発達に伴って必要な支援が変わることから、児童の立場に立った支援や関係機関の連携・情報共有が重要です。また、在宅で医療的ケアを行っている家族の休息等を目的とした家族支援も重要です。

・本区においては、医療的ケアを必要とする児童を受け入れている事業所に対する支援を行っており、今後も関係機関等と連携した支援を推進する必要があります。

《主な取り組み》

Ｎｏ．110	医療的ケア児支援のための協議の場の運営
所管課	障害福祉課
概　要	コーディネーターを配置するほか、外部の支援関係者を含めた協議の場を設置することにより、医療的ケア児への適切な支援に向けた協議を行います。

Ｎｏ．111	医療的ケア児支援のための看護師等の配置
所管課	学務課、保育課、児童・青少年育成課
概　要	区立小中学校、幼稚園・保育園・こども園、こどもクラブ及び放課後子供教室に看護師等を配置し、医療的ケア児に対して必要な医療的ケアを実施します。また、必要に応じて区立小中学校の登下校時に看護師が同行し通学を支援します。

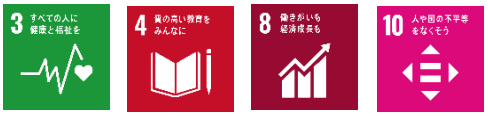
Ｎｏ．64	【新規】様々な障害特性に応じた支援体制の構築【再掲】
概　要	Ｐ．101 参照

Ｎｏ．66	医療的ケアに対応する事業者への支援【再掲】
概　要	Ｐ．101 参照

Ｎｏ．67	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業【再掲】
概　要	Ｐ．102 参照

基本目標Ⅳ　自立や生きがいに結びつく就労支援の充実

施策の方向性 11　就労の場と機会の充実



・就労は、障害者が地域で自立して暮らしていくにあたり、自分の暮らしの充実や生きがいなどに結びつきやすい大きな要素です。障害者実態調査においても、障害者では、「将来希望する日中の過ごし方」で「仕事（一般就労）をしたい」が 43.1%と最も高く、障害児では、「今後、充実を希望するサービス」として「就職するための支援」が 24.4%、中でも中高生では 37.1%と上位にあげられており、障害者の就労に向けて様々な施策を通じた支援が求められています。

・就労への支援については、一般就労に向けた訓練や就労後の定着支援、福祉的就労などの障害者に対する施策があげられますが、障害者を雇用する企業や就労支援を進めていく事業所に対する支援も必要となります。

施策の取り組み

【施策１】安心してチャレンジできる体制の整備
【施策２】就労意欲促進の取り組み
【施策３】地域のネットワークによる支援
【施策４】一般就労を継続できる支援体制の推進
【施策５】福祉的就労をしている障害者への支援

【施策１】安心してチャレンジできる体制の整備

《現状と課題》

・「一般就労により働きたい」と願う障害者が、安心して就労にチャレンジするためには、個々の障害特性や能力に応じた支援が重要です。また、個々の状況にあった就労のため、求職活動に対する支援や日常生活への支援が必要です。このため特別支援学校との連携の強化や就労支援事業の充実が求められています。

・令和４年に改正された障害者総合支援法等により、短時間労働者（週所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者）の実雇用率算定、障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化が定められ、法定雇用率については段階的に引き上げが行われています。今後も、障害者の就労機会の拡大とともに、企業等による職場定着の推進など、雇用の質の向上に向けた取り組みについても、関係機関との連携を強化し、支援の充実を図っていくことが重要となります。

・令和７年 10 月より開始した「就労選択支援」は、特別支援学校卒業者等が就労系障害福祉サービスを希望する場合に就労アセスメントの方法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。本区においても、就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、適切な支援を図ります。

《主な取り組み》

Ｎｏ．112	就労支援室による就労相談
所管課	障害福祉課
概　要	障害者就労支援室では、一般就労を希望する障害者などに対して障害特性に応じた就労相談を行い、企業等とのマッチングや就労定着、生活支援などの支援に結びつけています。障害者の一般就労を推進するため、今後も、東京障害者職業センター等の関係機関との連携をさらに強化して、就労相談を実施します。

Ｎｏ．113	支援員の資質向上、地域開拓促進コーディネーターの配置
所管課	障害福祉課
概　要	障害者就労支援室の支援員の更なる資質の向上に努め、各障害特性「身体障害・知的障害・精神障害（発達障害）」に応じた支援を実施します。また、企業等に対するアプローチを推進するため、専任の地域開拓促進コーディネーターを配置します。

Ｎｏ．114	【新規】就労選択支援
所管課	障害福祉課、保健予防課
概　要	就労系障害福祉サービスの利用希望者が、就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労選択支援を実施します。

Ｎｏ．115	重度障害者等の就労支援
所管課	障害福祉課
概　要	企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金（雇用助成金）を活用した職場介助や通勤援助をしても、さらに支援を必要とする場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等に、通勤や職場での身体介護等をすることによって、重度障害者等の就労を支援します。

Ｎｏ．99	在学中からの一般就労へ向けた個別支援会議【再掲】
概　要	Ｐ．128 参照

【施策２】就労意欲促進の取り組み

《現状と課題》

・障害者や家族の中には、就労に対する情報不足や、過去の経験から不安などを抱えている人も多くいます。就労に対する不安を取り除くためにも、就労の体験や就労情報の提供が重要となっています。

《主な取り組み》

Ｎｏ．116	成人期の発達障害者への社会復帰相談事業
所管課	保健予防課
概　要	発達障害の診断を受けている人やその疑いがある人に対し、相談事業に加え、コミュニケーション能力及び対人関係能力の向上を図るプログラムとして「成人期の発達障害のための連続講座（ほっとすぺーす虹）」を実施します。

Ｎｏ．117	就労トレーニング
所管課	障害福祉課
概　要	区役所等で行う職場体験訓練である就労トレーニングを通じて、障害者の社会参加の場を提供し、就労意欲の向上を図るとともに、一般就労に向けた支援を行います。

Ｎｏ．118	障害者・関係者への情報提供
所管課	障害福祉課
概　要	障害者やその家族に対し、福祉作業所等と障害者就労支援室が連携し、一般就労へ向けた支援や障害者雇用企業の紹介などの情報提供を実施します。また、地域自立支援協議会就労部会において、講演会などを開催します。

Ｎｏ．115	重度障害者等の就労支援【再掲】
概　要	Ｐ．144 参照

【施策３】地域のネットワークによる支援

《現状と課題》

・本区における雇用・労働に係る課題や地域のニーズについての意見交換の場として、ハローワーク、商工会議所、労働基準監督署等と台東区地域雇用問題連絡会議を設置しています。働き方の多様化等により、雇用・労働の課題も複雑化しており、様々な支援機関の連携強化が課題となっています。

・地域自立支援協議会においても、障害者雇用に関係する機関の連絡や課題などの協議を行う組織として、障害者就労支援室、福祉作業所、ハローワーク、企業等による就労部会を設置し、就労支援に向けた各機関の意識や情報の共有を進めています。

《主な取り組み》

Ｎｏ．119	地域の雇用機関等との連携の推進
所管課	産業振興課、障害福祉課
概　要	台東区地域雇用問題連絡会議、台東地区労働関係官公庁連絡会議及び地域自立支援協議会就労部会を通じて地域の雇用機関等との連携を図りながら就労支援を行います。

Ｎｏ．120	障害者雇用促進に関する情報発信
所管課	障害福祉課
概　要	ハローワークと連携し、障害者雇用促進に関する法改正などの情報を発信し、企業に対する啓発に努めます。

【施策４】一般就労を継続できる支援体制の推進

《現状と課題》

・一般就労を継続するためには、日常の生活支援や悩みを気軽に相談できる体制などの充実が重要です。
・就労支援は、一般就労までの支援だけでなく、就労後についても、ジョブコーチ等の職場訪問による障害者に対する職業生活や日常生活の支援及び就労先企業への支援が求められています。
・平成 30 年度より障害福祉サービスにおいて、就労定着支援が開始されたことにより、就労定着への支援体制が広がりました。障害者就労支援室では、平成 16 年度から就労定着への支援を実施しており、就労定着支援の利用が終了した人に対して、企業訪問等継続した定着支援を実施しています。
・令和４年に改正された障害者総合支援法、障害者雇用促進法により、障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法の見直しが行われるとともに、企業が実施する職場定着等の取り組みに対する助成措置の強化が図られ、雇用の継続・定着を後押しする環境の整備が進められています。

《主な取り組み》

Ｎｏ．121	一般就労者交流会の充実
所管課	障害福祉課
概　要	障害者就労支援室が相談支援事業所と連携して、一般就労に関して気軽に相談できたり、お互いの悩みを相談し合ったりすることで、仲間づくりができる「一般就労者交流会」を実施するとともに、ビジネスマナー等の勉強会等を実施します。

Ｎｏ．122	就労後の定着支援や生活支援
所管課	障害福祉課
概　要	障害者就労支援室の支援員が、一般就労している障害者の職場を定期的に訪問し、就労定着できるよう支援します。就労中の障害者の日常生活支援については、障害者就労支援室と関係事業所、相談支援事業所等が連携し、相談支援などを行います。

Ｎｏ．115	重度障害者等の就労支援【再掲】
概　要	Ｐ．144 参照

【施策５】福祉的就労をしている障害者への支援

《現状と課題》

・障害者が安心して働くことができる環境を確保するためには、就労継続支援事業所等の継続・安定した運営が必要です。また、就労継続支援事業所等で働く障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら、地域における自立した生活の実現を目指すため、工賃向上への取り組みを行う福祉作業所等を支援することも重要です。

・障害の重度化や状態の変化、障害者の高齢化により、就労継続支援事業所での就労を続けたくても通所が困難な利用者が増加していることから、多機能型事業所や移動支援の活用など、通所を継続するための仕組みづくりについても検討が必要となっています。

・平成 25 年に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」が施行されたことにより、本区においても「台東区による障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進しています。

《主な取り組み》

Ｎｏ．123	福祉作業所等工賃向上支援★
所管課	障害福祉課
概　要	経営改善や自主製品の開発に意欲的な福祉作業所等には、経営コンサルティングや自主製品の企画、デザイン監修等、高付加価値化などの支援を実施します。また、自主製品の販売会や生涯学習センター1 階の常設販売所の運営により、販路を拡大し工賃向上を図ります。

Ｎｏ．124	就労継続支援事業所、地域活動支援センターへの支援
所管課	障害福祉課、保健予防課
概　要	日中活動の場として、福祉的就労を担っている就労継続支援事業所、地域活動支援センターが、安定して運営できるように必要な支援を行います。

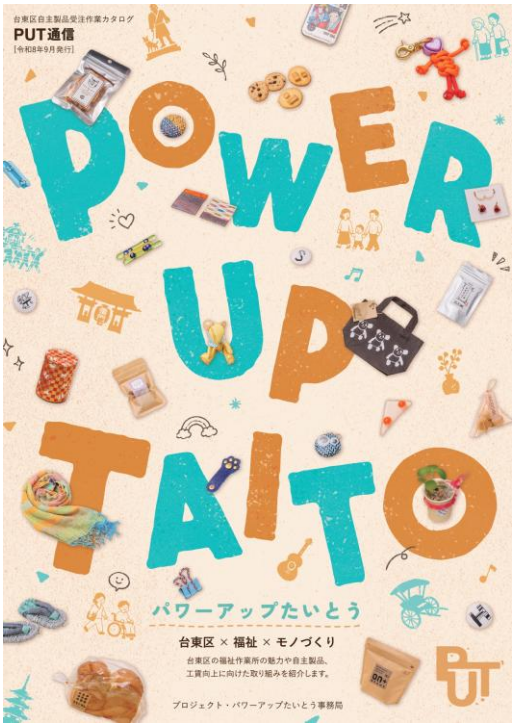
Ｎｏ．125	移動支援の充実★
所管課	障害福祉課、保健予防課
概　要	移動支援の充実を検討します。

Ｎｏ．126	障害者就労施設等からの優先調達の推進
所管課	障害福祉課
概　要	障害者優先調達推進法に基づき、本区の調達方針を毎年度策定し、区が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進します。

Ｎｏ．75	【新規】障害児者の居場所づくり支援【再掲】
概　要	Ｐ．108 参照



【自主製品販売会の様子】



【福祉作業所等が制作する
自主製品のＰＲ冊子（ＰＵＴ通信）】

第５章　成果目標と活動指標

１　第７期障害福祉計画における目標の進捗状況

(1)　福祉施設の入所者の地域生活への移行

■ 成果目標

・令和８年度末の施設入所者数を令和４年度末時点から５％（７人）以上削減する。
・令和８年度末までに令和４年度末時点の施設入所者の６％（８人）以上を地域移行する。

■ 達成状況

項目	目標	実績（見込み）	評価
令和４年度末時点の入所者数	－	１３０人	－
令和８年度末時点の入所者数（見込み）	１２２人	１０８人	－
施設入所者数の増減（令和８年度末目標値）	７人減	２２人減	達成
地域生活移行者数（令和８年度末目標値）	８人	５人	未達成

（2） 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■ 成果目標

・入院が長期化した精神障害者が、治療や必要なサービスを受けながら地域で安心して生活できるよう、地域移行支援・地域定着支援・措置入院患者退院支援を実施する。

■ 達成状況

調整中

（3） 地域生活支援の充実

① 地域生活支援拠点等の整備

■ 成果目標

・令和８年度末までに地域生活支援拠点を設置する。
・令和８年度末までに拠点コーディネーターを配置する。
・地域生活支援拠点の運用状況についての検証・検討を年１回行う。

■ 達成状況

・地域生活支援拠点については、既存施設等を有効活用し、複数の機関が分担して機能を担う面的整備型での整備により、令和２年度末に設置済み。（達成）
・拠点コーディネーターについては、区における拠点コーディネーターの役割や配置先について、自立支援協議会の相談支援部会で検討を進め、令和８年度から配置済み。（達成）
・緊急時の相談や受け入れ等、拠点の機能を構成する機関の実績と課題について、区より障害者地域自立支援協議会本会に報告し、意見をいただいている。（達成）

② 強度行動障害者への支援ニーズの把握と支援体制の整備

■ 成果目標

・強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

■ 達成状況

・令和７年度に強度行動障害者に対するニーズ調査を実施した。（達成）

（4） 福祉施設から一般就労への移行等

① 年間一般就労移行者数

■ 成果目標

・令和８年度における障害者就労支援室登録者の年間一般就労移行者数を、令和３年度の年間一般就労移行者数（42 人）の 1.28 倍（54 人）以上とする。
・令和８年度における就労移行支援事業所の年間一般就労移行者数を、令和３年度の年間一般就労移行者数（17 人）の 1.28 倍（22 人）以上とする。

■ 達成状況

項目	目標	実績（見込み）	評価
令和３年度の年間一般就労移行者数	－	４２人	－
令和８年度における障害者就労支援室登録者の年間一般就労移行者数	５４人	３６人	未達成
令和８年度における就労移行支援事業所の年間一般就労移行者数	２２人	９人	未達成

② 就労移行支援事業所の一般就労移行割合

■ 成果目標

・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合を 50%以上とする。

■ 達成状況

項目	目標	実績（見込み）	評価
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合	５０%以上	５０%	達成

③ 就労定着支援事業利用者数及び就労定着支援事業所の就労定着率

■ 成果目標

・令和８年度における就労定着支援事業利用者数を、令和３年度の就労定着支援事業利用者数（39 人）の 1.41 倍（55 人）以上とする。
・令和８年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上となる事業所の割合を 25%以上とする。

■ 達成状況

項目	目標	実績（見込み）	評価
令和３年度の就労定着支援事業利用者数	－	３９人	－
令和８年度における就労定着支援事業利用者数	５５人	５６人	達成
令和８年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上となる事業所の割合	２５%以上	７０%	達成

（5） 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの整備

■ 成果目標

・令和８年度末までに児童発達支援センターの整備を推進する。

■ 達成状況

・（仮称）北上野二丁目福祉施設の整備検討において、必要な機能や運営形態に伴う課題等を洗い出しながら、検討を進めている。（達成）

② 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

■ 成果目標

・令和８年度末までに障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。

■ 達成状況

・幼稚園、保育園、こども園等への巡回訪問を実施するとともに、令和７年度から保育所等訪問支援を実施している。（達成）

③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援等の確保

■ 成果目標

・令和８年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を確保する。

■ 達成状況

・医療的ケア児に対応する児童発達支援事業所は令和４年４月開所、放課後等デイサービス事業所は令和６年３月に開所済み。（達成）

（6） 相談支援体制の充実･強化等

① 基幹相談支援センターの設置

■ 成果目標

・令和８年度末までに基幹相談支援センターを設置する。

■ 達成状況

・平成 28 年度に、基幹相談支援センター２か所を設置済み。（達成）

② 地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保

■ 成果目標

・基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

■ 達成状況

・基幹相談支援センターでは、スーパーバイザーを活用した事例検討会を実施するなど、相談支援事業者に対して指導・助言や、人材育成の支援を行った。また、地域自立支援協議会の専門部会（相談支援部会）や相談支援専門連絡会（精神）を開催し、情報共有や連携強化を図ることで、地域の相談支援体制の強化に取り組んだ。（達成）

③　地域のサービス基盤の開発・改善

■ 成果目標

・協議会における個別事例の検討を通じて地域のサービス基盤の開発・改善を実施する。

■ 達成状況

・地域自立支援協議会の各専門部会では、地域のサービス基盤の開発・改善を図るため、毎年検討テーマを定め、テーマに沿った個別事案等の検討を行った。（達成）

（7） 障害福祉サービス等の質の向上

■ 成果目標

・障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制を構築する。

■ 達成状況

・特別区研修所の障害者保健福祉研修及び専門研修、区分認定調査員研修等に参加し、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みを推進している。（達成）

２　第８期障害福祉計画における目標【成果目標】

障害者総合支援法第 88 条に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく市町村障害児福祉計画の目標について、国の基本指針や東京都の基本的な考え方をもとに、過去の実績や地域の実情等を考慮し、令和 11 年度を目標年度として、本区の目標を設定しています。

(1)　福祉施設入所者の地域生活への移行

■ 国が示す成果目標

・令和 11 年度末の地域移行者数を、令和７年度末の施設入所者数の６％以上とする。
・令和 11 年度末の施設入所者数を、令和７年度末の施設入所者数の５％以上削減する。

■ 区の目標値

区の目標値		設定の考え方
令和 11 年度末までの 地域生活移行者数	１０人	令和７年度末の施設入所者（114 人）の６％（７人）以上が、施設からグループホーム等へ地域移行。 なお、令和８年度までの目標が未達成（第７期目標８人に対して実績 見込み５人）の見込みのため、未達成割合を加えて１０人とする。
令和 11 年度末の 施設入所者数	１０８人	令和７年度末時点（114 人）から５％（６人）以上削減

■ 目標達成のための主な方策

・在宅でサービスを受けられる環境やグループホームなど居住環境の計画的な整備とともに、一般住宅等への入居を支援する住宅相談を実施することにより、住まいの確保に努めます。
・障害者安心生活支援・地域生活移行促進事業や特定相談・一般相談連携機能強化支援事業の実施により、地域移行を推進します。

・一人ひとりの障害の特性や必要性に応じた様々なサービスを調整し支援する相談支援体制の充実や、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能強化を図ります。
・地域生活支援拠点の運用の中で、自立を希望する人への支援の充実を図ります。

（2） 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■ 国が示す成果目標

① 心のサポーター数

・差別や偏見を持つことなく、正しい知識と理解に基づき、家族などの身近な人に対して、傾聴を中心とした支援を行う心のサポーターの数を、目標値として設定する。

② 住民のこころの状態（Ｋ６）

・地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備の状況を評価及び検討するため、住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を把握することが望ましい。把握にあたっては、Ｋ６という尺度を活用し、評価する。

■ 区の目標値

① 心のサポーター数

区の目標値

調整中

② 住民のこころの状態（Ｋ６）

区の目標値

調整中

③ 安心生活支援

区の目標値
調整中

■ 目標達成のための主な方策

調整中

（3） 福祉施設から一般就労への移行等

■ 国が示す成果目標

① 年間一般就労移行者数

・令和 11 年度における一般就労への移行者数を、令和６年度実績の 1.31 倍以上とする。
・令和 11 年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が、５割以上の就労移行支援事業所を５割以上とする。

② 一般就労移行後の定着支援

・令和 11 年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和６年度末実績の 1.47 倍以上とする。
・令和 11 年度における就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が、７割以上となる就労定着支援事業所の割合を２割５分以上とする。

③ 就労選択支援事業所の設置及び利用者数

・令和 11 年度までに協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を１事業所以上設置する。

■ 区の目標値

① 年間一般就労移行者数

区の目標値		設定の考え方
令和 11 年度における障害者就労支援室登録者の年間一般就労移行者数	３６人	令和５～７年度の平均値を元に算出
令和 11 年度における就労移行支援事業所の年間一般就労移行者数	１１人	令和６年度の年間一般就労移行者数（５人）の 1.31 倍以上。なお、令和８年度までの目標が未達成（第７期目標２２人に対して実績見込み９人）の見込みのため、未達成割合を加えて 11 人とする。
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合	５０%以上	国基本指針のとおり

② 一般就労移行後の定着支援

区の目標値		設定の考え方
令和 11 年度における就労定着支援事業利用者数	９０人	令和６年度の就労定着支援事業利用者数（61 人）の 1.47 倍以上
就労定着率７割以上の就労定着支援事業所の割合	２５%以上	国基本指針のとおり

③ 就労選択支援事業所の設置及び利用者数

区の目標値	
令和 11 年度までに就労選択支援事業所を設置する	設置済み

■ 目標達成のための主な方策

・障害者就労支援室を中心として就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等の地域の障害者就労関係機関とのネットワークを強化し、地域全体として支援の質の向上を目指します。
・地域自立支援協議会の専門部会（就労部会）にて事例検討を実施し、各事業者間で支援方法などの意見交換をすることで、より良い支援を目指します。
・就労希望者が本人の希望・就労能力や適性等にあった選択ができるよう就労選択支援の適切な利用に努めます。

（4） 障害児支援の提供体制の整備等

■ 国が示す成果目標

① 重層的な地域支援体制の構築及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進

・令和 11 年度末までに、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保する。
（一）幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
（二）地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
（三）地域のインクルージョン推進の中核としての機能
（四）地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
・インクルージョン推進のため、令和 11 年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等

・令和 11 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一か所以上確保する。

③ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

・令和 11 年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。
・令和 11 年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

④ 障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

・令和 11 年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保する。

■ 区の目標値

① 重層的な地域支援体制の構築及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進

区の目標値	
令和 11 年度末までに地域の障害児支援における中核機能としての体制を確保する	確保済
令和 11 年度末までに保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する	設置済

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等

区の目標値	
令和 11 年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を確保する	確保済

③ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

区の目標値	
令和 11 年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する	設置済
令和 11 年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する	配置済

④ 障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

区の目標値	
令和 11 年度末までに障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保する。	確保済

■ 目標達成のための主な方策

・（仮称）北上野二丁目福祉施設の開設を見据え、児童発達支援センターの整備に向けた検討を進めます。

（5） 地域生活支援の充実

■ 国が示す成果目標

① 地域生活支援拠点等の整備

・令和 11 年度までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備する。
・令和 11 年度までに、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるため、拠点コーディネーターを配置する。
・年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。

② 強度行動障害者への支援ニーズの把握と支援体制の整備

・各区市町村は強度行動障害の状態にある者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備する。

■ 区の目標値

① 地域生活支援拠点等の整備

区の目標値	
令和 11 年度末までに地域生活支援拠点を設置	令和２年度末に設置済
令和 11 年度末までに拠点コーディネーターを配置	令和８年度に配置済
地域生活支援拠点の運用状況についての検証・検討	年１回

② 強度行動障害者への支援ニーズの把握と支援体制の整備

区の目標値	
強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制を整備する	実施

■ 目標達成のための主な方策

・地域自立支援協議会の専門部会等の場を用いて、地域生活支援拠点の運用状況の検証を行い、その課題の対応を検討します。
・拠点コーディネーターについて、より効果的な支援体制を構築していきます。
・強度行動障害のある人への支援について先進的な取り組みを実施している他自治体や民間事業者の取組事例等を研究し、支援体制の整備について検討を進めます。また、検討にあたっては、専門家や障害福祉サービス事業者の意見を取り入れて検討を行います。

（6） 相談支援体制の充実･強化等

■ 国が示す成果目標

① 障害者の支援体制の整備に取り組む体制の確保

・令和 11 年度末までに、全市町村において、基幹相談支援センター・協議会・地域生活支援拠点等の設置及び整備を行った上で連携を実施する。また、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。さらに、基幹相談支援センターが協議会の運営に関与し個別事例の検討を行うなどして、地域における障害者支援体制の整備に取り組む体制を確保する。

② のぞまないセルフプランの件数をゼロ

・セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、令和 11 年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにする。

■ 区の目標値

区の目標値	
① 障害者の支援体制の整備に取り組む体制の確保	実施
② のぞまないセルフプランの件数をゼロとする	

■ 目標達成のための主な方策

・基幹相談支援センターを運営し、相談支援事業所の資質向上やネットワークの強化を図ります。

・引き続き、スーパーバイザーの活用等により、基幹相談支援センターの機能強化を実現し、障害者等への相談支援、情報提供、助言を行うほか、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援、多様な相談支援に対応できる人材育成、相談員を対象とした研修などを行います。
・地域自立支援協議会において様々な相談機関との連携を強化するとともに、ＮＰＯ法人や民間事業所等とのネットワークを充実します。
・基幹相談支援センターにおける研修会、地域自立支援協議会の専門部会における事例検討や講演会等を通じて、相談支援専門員の資質向上を図ります。

（7） 障害福祉サービス等の質の向上

■ 国が示す成果目標

・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築する。

■ 区の目標値

区の目標値
サービスの質の向上のための体制を構築する

■ 目標達成のための主な方策

・東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ区職員が参加することで、障害者総合支援法の具体的内容の理解促進を図ります。
・障害福祉サービス等事業所に対して、適切なサービス提供が行われているか計画的に指導検査を行い、サービスの質の向上を図ります。

３　第８期障害福祉計画における目標（障害福祉サービス）【活動指標】

（1）　施設入所者の地域生活への移行等

ア　訪問系サービス

①　必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護	月間利用量（時間）	3,492	3,890	4,921	6,242	7,969	10,222
	利用者数（人）	281	272	324	390	476	588
重度訪問介護	月間利用量（時間）	15,288	16,160	16,937	17,760	18,624	19,531
	利用者数（人）	41	45	47	49	51	53
同行援護	月間利用量（時間）	975	1,045	1,097	1,151	1,208	1,268
	利用者数（人）	68	70	73	76	79	82
行動援護	月間利用量（時間）	33	53	55	57	59	61
	利用者数（人）	2	3	3	3	3	3
重度障害者等包括支援	月間利用量（時間）	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0

② 見込み量確保のための主な方策

・安定したサービスの供給にはそれを担う人材が必要なことから、ヘルパー養成研修を実施するとともに、各種研修費用や資格取得費用の助成など人材確保に向けて取り組みます。

イ 日中活動系サービス

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込）	令和9年度	令和10年度	令和11年度
生活介護	月間利用量（日）	5,727	5,812	6,098	6,398	6,713	7,044
	（上記のうち）重度障害者の月間利用量	1,573	1,148	1,205	1,265	1,328	1,394
	利用者数（人）	302	308	323	341	357	374
	（上記のうち）重度障害者の利用者数	78	56	58	60	63	66
自立訓練（機能訓練）	月間利用量（日）	12	5	5	5	5	5
	利用者数（人）	2	1	1	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	月間利用量（日）	600	755	683	692	701	710
	利用者数（人）	65	72	71	72	72	72
療養介護	利用者数（人）	23	23	24	25	26	27

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込）	令和9年度	令和10年度	令和11年度
短期入所（ショートステイ）（福祉型）	月間利用量（日）	485	482	468	496	519	543
	（上記のうち）重度障害者の月間利用量	217	180	189	198	207	217
	利用者数（人）	98	102	106	111	116	121
	（上記のうち）重度障害者の利用者数	31	31	32	33	34	35
短期入所（ショートステイ）（医療型）	月間利用量（日）	26	31	32	33	34	35
	（上記のうち）重度障害者の月間利用量	17	20	21	22	23	24
	利用者数（人）	10	12	12	12	12	12
	（上記のうち）重度障害者の利用者数	6	7	7	7	7	7

② 見込み量確保のための主な方策

・生活介護等の日中活動系サービスは、利用者が希望に応じたサービスを利用できるよう、障害児の特別支援学校等卒業後の進路等も考慮し、今後の利用者数の動向を見ながら、事業所と連携し、必要量を確保していきます。
・施設整備については、障害者等のニーズを踏まえ、民間活力や区有地・区有施設を活用した施設整備について検討します。

ウ 居住系サービス

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度(見込)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自立生活援助	利用者数(人)	0	1	1	1	1	0
共同生活援助	利用者数(人)	282	313	360	416	480	555
	(上記のうち)重度障害者の利用者数	25	25	29	34	40	47
施設入所支援	利用者数(人)	125	117	121	127	133	139

② 見込み量確保のための主な方策

・障害者の高齢化に伴い必要となる対応も踏まえながら、障害特性ごとのニーズを把握し、グループホームの整備を進めます。

エ 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度(見込)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援	月間利用者数(人)	76	82	99	119	142	171
地域移行支援	月間利用者数(人)	1	2	1	1	1	1
地域定着支援	月間利用者数(人)	0	0	0	0	0	0

② 見込み量確保のための主な方策

・基幹相談支援センターの機能強化や、区内相談支援事業所の体制強化の支援を図り、必要量を確保していきます。
・相談支援専門員を増員するなど、人材確保を行う事業所に補助金を交付し、区内相談支援体制の充実を図ります。

（2） 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込）	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場	年間開催回数（回）	1	1	1	1	1	1
	参加者数（人）	13	12	17	17	17	17
	評価実施回数（回）	1	1	1	1	1	1
心のサポーター養成研修	実施回数（回）	0	1	1	1	1	1
精神保健福祉相談員講習会等	実施回数（回）	1	1	0	1	1	1
精神障害者の地域移行支援	利用者数（人）	3	2	2	2	2	2
精神障害者の地域定着支援	利用者数（人）	0	0	0	0	1	0
精神障害者の共同生活援助	利用者数（人）	86	107	115	124	134	145
精神障害者の自立生活援助	利用者数（人）	0	1	1	1	1	1

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度 （見込）	令和 ９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	利用者数（人）	62	63	62	63	63	63
精神障害者の短期入所（ショートステイ）	利用者数（人）	1	5	5	5	5	5

② 見込み量確保のための主な方策

・精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、国が掲げる地域包括ケアシステムを引き続き構築していきます。
・保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、地域の課題を共有するとともに、精神科病院、その他の医療機関、地域援助事業者、行政などの関係者のネットワークを強化します。
・長期入院者が退院後地域で安心して暮らすため、グループホームをはじめとする社会資源を活用しながら地域移行支援を行っていきます。

（3） 地域生活支援の充実

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込）	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
拠点コーディネーターの配置人数	配置人数（人）	0	0	7	7	7	7
地域生活支援拠点等の検証・検討	実施回数（回）	1	1	1	1	1	1

② 見込み量確保のための主な方策

・地域自立支援協議会の専門部会等の場を用いて、地域生活支援拠点の運用状況の検証を行い、その課題の対応を検討します。（再掲）
・拠点コーディネーターについて、より効果的な支援体制を構築していきます。（再掲）

（4） 福祉施設から一般就労への移行等

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
就労選択支援	利用者数（人）	0	0	37	40	43	47
就労移行支援	月間利用量（日）	931	1,171	1,306	1,458	1,629	1,821
	利用者数（人）	108	107	117	130	144	160
就労継続支援（Ａ型）	月間利用量（日）	304	342	349	374	400	430
	利用者数（人）	31	29	29	30	31	32
就労継続支援（Ｂ型）	月間利用量（日）	4,493	4,543	4,709	4,923	5,148	5,383
	利用者数（人）	331	343	354	365	381	415
就労定着支援	利用者数（人）	61	58	62	62	62	62

② 見込み量確保のための主な方策

・障害者就労支援室を中心として就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等の地域の障害者就労関係機関とのネットワークを強化し、地域全体として支援の質の向上を目指します。（再掲）
・地域自立支援協議会の専門部会（就労部会）にて事例検討を実施し、各事業者間で支援方法などの意見交換をすることで、より良い支援を目指します。（再掲）
・就労希望者が本人の希望・就労能力や適性等にあった選択ができるよう就労選択支援の適切な利用に努めます。（再掲）
・就労継続支援Ｂ型事業所での就労を継続できるよう、移動支援事業の対象を拡大します。

（5） 障害児支援の提供体制の整備等

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
児童発達支援	月間利用量（日）	1,364	1,531	1,867	2,277	2,777	3,387
	利用者数（人）	336	405	494	602	734	895
医療型児童発達支援	月間利用量（日）	1	0	0	0	0	0
	利用者数（人）	1	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	月間利用量（日）	2,918	3,431	3,740	4,292	4,925	5,653
	利用者数（人）	352	353	394	453	522	601
保育所等訪問支援	月間利用量（日）	21	38	40	44	48	53
	利用者数（人）	21	17	17	18	18	18
居宅訪問型児童発達支援	月間利用量（日）	24	35	31	35	39	44
	利用者数（人）	7	46	47	53	60	68
障害児相談支援	月間利用者数（人）	12	16	17	18	18	18

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込）	令和9年度	令和10年度	令和11年度
発達障害児支援：ペアレントトレーニング・プログラム等	実施回数（回）	4	4	4	4	4	4
医療的ケア児等支援：コーディネーター配置	配置人数（人）	3	3	3	3	3	3

② 見込み量確保のための主な方策

・重症心身障害児や医療的ケア児等に対応する事業所の確保を進めるとともに、保育所等訪問支援を実施する事業所を整備するなどして、見込み量の確保を進めます。

（6） 相談支援体制の充実･強化等

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込）	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基幹相談支援センターの設置	設置有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数	配置人数（人）	0	0	0	0	0	0

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込）	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基幹の人材育成等の取り組みに参加する相談支援事業所の割合	相談支援事業所数	13	14	20	20	20	20
	参加事業所数	11	11	14	15	16	17
	割合（%）	84.6	78.6	70	75	80	85
基幹相談支援センターの協議会運営への関与の有無	関与有無	有	有	有	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件数（件）	12	18	35	35	35	35
地域の相談支援事業者の人材育成に対する支援	支援件数（件）	4	3	6	6	6	6
地域の相談機関との連携強化の取り組み	実施回数（回）	27	31	31	31	31	31
個別事例の支援内容の検証の実施回数	実施回数（回）	15	13	16	16	16	16
協議会の実施回数	実施回数（回）	3	3	3	3	3	3
協議会の専門部会の設置数及び実施回数	設置数	3	3	3	3	3	3
	実施回数（回）	36	36	36	36	36	36

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込）	令和9年度	令和10年度	令和11年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業者・機関数	実施回数（回）	4	4	4	4	4	4
	参加事業者・機関数	14	12	16	16	16	16
個別事例の検討を通じて抽出された課題を踏まえ、協議会の議題とした数	実施回数（回）	3	3	3	3	3	3

② 見込み量確保のための主な方策

・基幹相談支援センターの機能強化を図り、障害者等への相談支援、情報提供、助言を行うほか、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援、多様な相談支援に対応できる人材育成、相談員を対象とした研修などを行います。
・地域自立支援協議会において、障害者相談員、民生委員・児童委員など、様々な相談機関や福祉施設との連携を強化するとともに、ＮＰＯ法人や民間事業所等とのネットワークの充実に向けて取り組みます。

（7） 障害福祉サービス等の質の向上

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	職員研修参加人数（人）	37	74	68	54	54	54

② 見込み量確保のための主な方策

・障害者総合支援法の具体的内容の理解促進のため、東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修に、区職員の計画的な参加を図ります。

４　第８期障害福祉計画における目標（地域生活支援事業）【活動指標】

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	7	7	7	7	7	7
基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込）	令和9年度	令和10年度	令和11年度
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	年間延人数（人）	387	294	356	356	356	356
	利用者数（人）	20	20	34	34	34	34
手話通訳者設置事業	実設置者数（人）	4	3	3	3	3	3
要約筆記者派遣事業	年間延人数（人）	0	0	12	12	12	12
	利用者数（人）	0	0	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	奉仕員新規登録者数（人）	2	2	2	2	2	2
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	年間給付件数（件）	10	16	16	14	14	14
	給付者数（人）	6	12	12	10	10	10
自立生活支援用具	年間給付件数（件）	23	14	14	20	20	20
	給付者数（人）	19	11	11	17	17	17
在宅療養等支援用具	年間給付件数（件）	115	112	112	117	117	117
	給付者数（人）	26	19	19	24	24	24

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込）	令和9年度	令和10年度	令和11年度
日常生活用具給付等事業							
情報・意思疎通支援用具	年間給付件数（件）	34	15	15	27	27	27
	給付者数（人）	29	15	15	27	27	27
排泄管理支援用具	年間給付件数（件）	3,293	3,326	3,326	3,228	3,228	3,228
	給付者数（人）	296	314	314	298	298	298
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	年間給付件数（件）	6	4	4	3	3	3
	給付者数（人）	6	4	4	3	3	3
移動支援事業	年間延時間数（時間）	28,017	28,032	32,022	35,200	36,240	37,280
	利用者数（人）	209	205	207	217	219	223
通学支援事業	年間延時間数（時間）	4,475	5,170.5	5,260	5,680	6,040	6,140
	利用者数（人）	41	36	38	41	43	44
地域活動支援センター	実施箇所数（箇所）	3	3	3	3	3	3
	年間 延利用者数（人）	7,433	6,749	5,687	5,200	4,767	4,382

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込）	令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉ホーム	年間延人数（人）	156	156	156	66	48	48
	利用者数（人）	13	13	13	13	4	4
訪問入浴サービス	年間延人数（人）	726	725	746	725	730	740
	利用者数（人）	10	11	13	11	11	12
自動車運転免許取得・改造助成	年間利用者数（人）	2	3	3	4	4	4
日中一時支援	月間利用日数（日）	65	73	77	82	88	93
	月間利用者数（人）	17	19	20	21	22	23
文化芸術活動振興	年間利用者数（人）	919	809	805	805	805	805
紙おむつ給付事業	年間給付件数（件）	1,305	1,401	1,554	1,650	1,750	1,850
	給付者数（人）	118	139	134	150	160	170
安心生活支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
障害者虐待防止対策支援	実施有無	有	有	有	有	有	有

② 見込み量確保のための主な方策

・手話通訳派遣の安定的な供給に向け、手話講習会をレベル別に開催し、手話通訳者の育成を計画的に進めます。
・日常生活用具等給付事業については、必要とする障害者に支障が生じないように、必要量を確保していきます。また、ニーズや実用性などを踏まえ、必要に応じて指定品目の見直しを図ります。
・移動支援事業等のサービスを安定的に供給できるよう、サービスの担い手であるヘルパーの確保が必要なため、ヘルパーの養成研修や各種研修費用や資格取得費用の助成の実施、区独自の加算制度を新設するなど、人材確保に向けて取り組んでいきます。

第６章　計画の推進に向けて

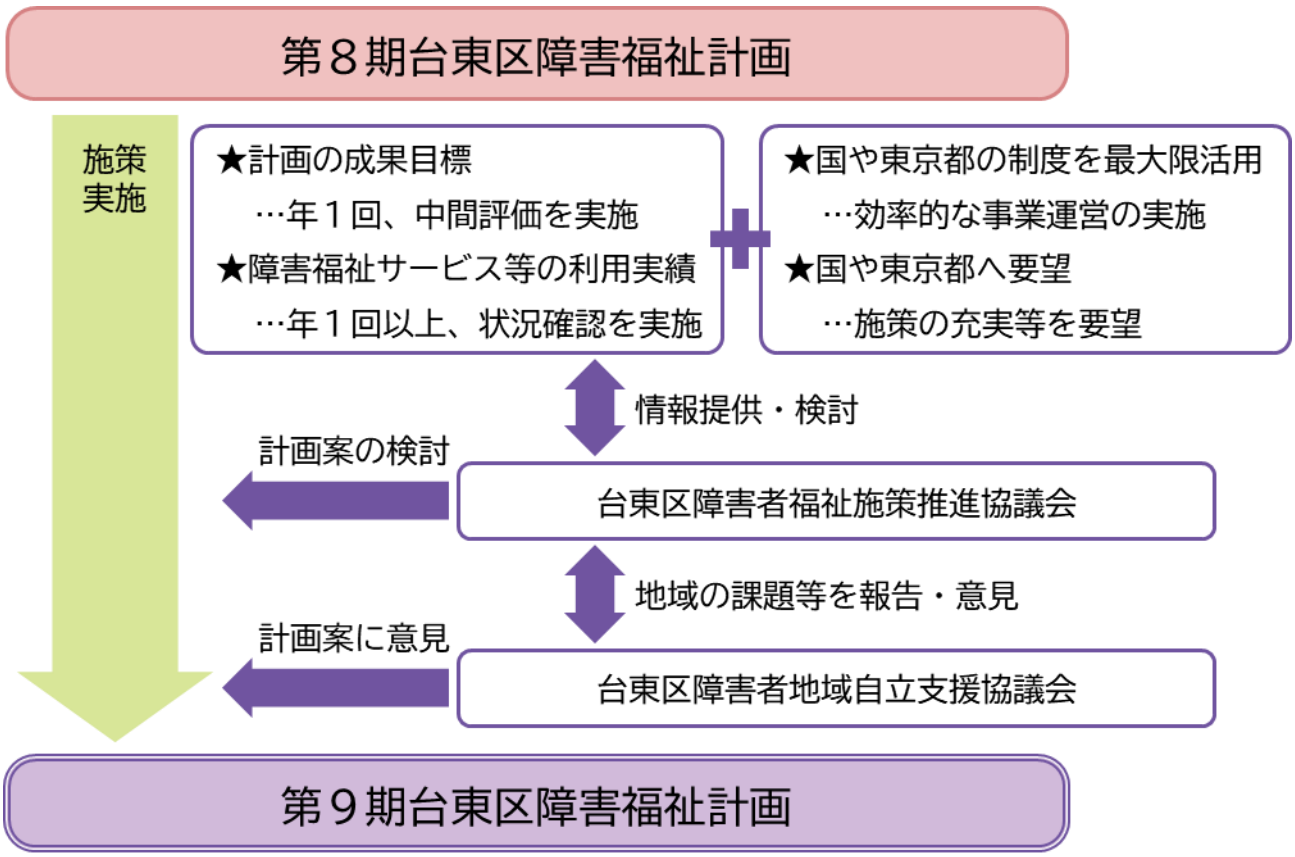
１　計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国や東京都の制度を最大限活用することにより、効率的な事業運営を目指します。また、障害福祉施策の充実や制度の見直しについて、必要に応じて国や東京都に要望していきます。

本計画の見直しに際しては、推進協議会における議論を中心に、障害者や家族、障害者団体など幅広い区民の意見を踏まえ、検討します。

また、地域自立支援協議会からも意見や地域の課題等について聴取し、推進協議会で審議します。

計画の推進体制のイメージ



２　ＰＤＣＡサイクルとその実施

ＰＤＣＡサイクルとは、ＰはPlan、ＤはDo、ＣはCheck、ＡはActを示す略語で、業務を円滑に進めるため、

（１）計画を立て（Plan）、その計画に基づいて

（２）施策を実行し（Do）、

（３）実行した施策について評価を行い（Check）、評価の結果、

（４）改善が必要な部分はないかを検討（Act）

することで、次の計画策定（新しい“Plan”）に役立てるものです。

障害福祉計画の策定にあたっては、このＰＤＣＡサイクルの考え方に基づき、成果目標及び活動指標について、定期的な評価、見直しを行うことが国の基本指針で示されています。本計画においても、この考え方に基づき、障害者施策を進めてまいります。



第８期台東区障害福祉計画（令和９年度～令和１１年度）

中間のまとめ

編集・発行　台東区福祉部　障害福祉課
健康部　保健予防課
〒110-8615　東京都台東区東上野４－５－６